

第七十一回 参議院 商工委員会 會議録 第三号

昭和四十八年三月二十九日(木曜日)
午後一時十七分開会

委員の異動

三月十五日

辞任 峯山 昭範君

補欠選任 藤原 房雄君

三月二十九日

辞任 藤原 房雄君

補欠選任 峯山 昭範君

出席者は左のとおり。

委員長 佐田 一郎君

理事 大谷藤之助君

委員

若林 正武君
阿具根 登君
藤井 恒男君
植木 光教君
川上 為治君
小笠 公昭君
鋤木 亨弘君
細川 護熙君
安田 隆明君
大矢 正君
藤田 進君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
須藤 五郎君

国務大臣

通商産業大臣

国務大臣
(経済企画庁長官)

中曾根康弘君
小坂善太郎君

政府委員

公正取引委員会
委員長 高橋 俊英君

公正取引委員会
事務局長 吉田 文剛君

公正取引委員会
事務局次長 熊田淳一郎君

公正取引委員会
事務局次長 橋口 隆君

公正取引委員会
事務局次長 矢野 登君

公正取引委員会
事務局次長 濃野 滋君

公正取引委員会
事務局次長 増田 実君

公正取引委員会
事務局次長 山下 英明君

公正取引委員会
事務局次長 山形 栄治君

公正取引委員会
事務局次長 齋藤 太一君

公正取引委員会
事務局次長 齋藤 英雄君

公正取引委員会
事務局次長 外山 弘君

公正取引委員会
事務局次長 佐伯 博藏君

公正取引委員会
事務局次長 莊 清君

公正取引委員会
事務局次長 菊地 拓君

公正取引委員会
事務局次長 芦野 道夫君

公正取引委員会
事務局次長 農林省農産園芸
局長 栗原 謙君

公正取引委員会
事務局次長 農林省農産園芸
局長 栗原 謙君

公正取引委員会
事務局次長 農林省農産園芸
局長 栗原 謙君

公正取引委員会
事務局次長 農林省農産園芸
局長 栗原 謙君

公正取引委員会
事務局次長 農林省農産園芸
局長 栗原 謙君

公正取引委員会
事務局次長 農林省農産園芸
局長 栗原 謙君

公正取引委員会
事務局次長 農林省農産園芸
局長 栗原 謙君

○機械類信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐田一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。

まず、経済企画庁長官から、経済企画庁の基本施策について所信を聴取いたします。小坂経済企画庁長官。

○国務大臣(小坂善太郎君) 第七十一回国会におきまして、参議院商工委員会の皆さま方に対して、ごあいさつ及び所信を申し上げます。

わが国は、去る二月十四日、変動相場制に移行いたしました。その後も国際通貨情勢はマルクの切り上げ、EC六カ国の共同変動相場制の採用等動揺を続けており、拡大十カ国蔵相会議、二十カ国蔵相会議等国際的な場におきまして通貨安定のための多大の努力が払われております。安定的な国際通貨体制を再建するためには、なお時日を要するものと思われ、わが国としては、国際協調の精神にのっとり、国際通貨安定のための努力に積極的に関与し、早期に国際通貨情勢が平穏を取り戻すようつとめてまいり所存であります。

最近のわが国経済は、生産・出荷が高い伸びを示し、設備投資にかなりの動向がみられ、卸売り物価が上昇を続けるなど本格的な景気上昇過程にあり、また、輸出の増勢も依然として根強いものがありますので、今後の経済運営については慎重に対処する必要があります。

変動相場移行によりまして、物価や国際収支の面には好ましい影響が生じることが期待されますが、輸出関連産業、特に中小企業にはかなりの影響を受けるものが出ることも懸念されます。政府としては、先般、為替、金融、保険、税制等の面において輸出関連中小企業に対し緊急対策を講

じたところでありますが、今後とも必要に応じ万全の措置をとってまいり所存であります。

今後の経済運営にあたりましては、福祉指向型経済の実現を目ざして、従来の生産・輸出重点の資源配分を国民的福祉の向上に振り向け、いくことをその基本的態度としておりますが、今回の変動相場移行の事態に徴しましても、この要請はますます強まっているものと思われ、

このため、社会資本、社会保障のより一層の充実と、週休二日制の推進等による労働環境の整備をはかるとともに、公害防止投資の充実等を通じて産業構造の変革を進めるなど、福祉指向型の経済運営を一段と推進してゆく所存であります。

ひるがえって、最近の物価動向を見ますと、昨年の秋以降、卸売り物価の騰勢が強まっております。また、比較的落ち着いた動きを示しておりました消費者物価は、本年に入り、一部の商品を中心として上昇傾向に転じておりますので、今後の物価動向を十分注視するとともに、各般の施策を強力に推進する所存であります。

このため、まず、生活必需物資の価格の安定をはかるべく、流通機構の改善を進めるとともに、輸入政策をさらに積極的に活用していく考えであります。

なお、変動相場制への移行によって円の実勢が高まることは、物価の観点から見れば、輸入品の直接的な価格低下をはじめとして、その安定に寄与し得るものであります。政府としては、今回の措置が物価の安定に十分結びつくよう、主要輸入物資について、輸入価格の低下分を適正に消費者に還元するための施策を積極的に講じてまいり所存であります。

また、低生産性部門の合理化によって生産性の向上をはかり、国内の競争条件を整備することも、物価対策上重要であります。

公共料金については、物価全般に及ぼす影響を

考慮し、その引上げを極力抑制する方針であります。ただ、これにより公共サービスの低下を来たし、国民の福祉が阻害されることのないように配慮すること必要であります。

一方、地価や一部商品の価格高騰の一因となっている過剰流動性につきましては、先般来、二度にわたる預金準備率の引き上げ、窓口指導の強化等、金融面の措置を講じてきたところであります。商品相場の急騰の背景には投機的な動きもあるように見受けられますので、その抑制をはかる観点から生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置法案を今国会に提出いたしました。

また、物価対策を一そう強力に推進するため、経済企画庁に物価局を新設することなどを内容とする経済企画庁設置法の一部改正案を国会に提出いたしております。

さらに、物価の安定とあわせて、消費者のための行政にも特に力を入れることとし、商品等の安全性の確保をはかるとともに、各種サービス、販売等の分野においても消費者保護対策を充実いたします。

最近のわが国をめぐる国際経済環境は、国際通貨情勢が依然として流動的であり、日米貿易関係の改善を迫る動きが強まるなど、一段ときびしいものがあり、変動相場制に移行した今日においても、国際収支の不均衡は正引き続き緊急な課題であります。

政府は、一昨年来、三次にわたる対外経済政策を策定し、輸入の拡大、輸出の適正化、資本の自由化、外貨の活用等をはかってきたところでありますが、今後とも、一そう強力かつ確実にこれらの施策を推進することが必要であると考えております。

また、わが国が、今日達成された経済力にふさわしい開発途上国援助を行なうことは、国際的責務であると考えます。政府は、今後、政府開発援助の量的拡大に一そうの努力を払うとともに、その質的改善にもつとめてまいりたいと思ひます。

現代の経済社会及び国民生活の諸問題を解決するためには、経済、社会、技術等に関する各種の専門的な知識を結集することによって行なわれる総合的な研究開発を推進する必要があります。

このため、内閣総理大臣の認可法人として、総合研究開発機構を創設し、わが国における新しい研究開発体制の整備をはかるべく、所要の法案を提出いたしております。

わが国の国土利用の偏在、過密・過疎問題の激化、公害問題の深刻化等の現状にかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全をはかりつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展をはかることが急務となっております。

このため、全国土にわたる土地利用基本計画の策定、土地取引の届け出・勧告制、特別規制地域における土地取引の許可制、特定総合開発地域の指定措置等を骨子として、現行の国土総合開発法を全面的に改正すべく、その法案を提出することといたしております。

政府は、二月十三日、国民福祉の充実と国際協調の推進を柱とした経済社会基本計画を決定いたしました。

本計画は、内外諸情勢の急激な変化を背景として、わが国経済社会に内在する国民の活力を生かすため、今後長期にわたる発展の道を切り開いていくために、新しい時代にふさわしい新しい経済社会のあり方を追求したものであります。

すなわち、環境、資源の有限性に着目し、従来の設備投資競争と使い捨ての経済を反省し、浪費をしない、物を大切に用いる、環境をよきさな経済行為と消費態度を打ち立てなければならぬと思ひます。

そして、豊かな環境の創造、ゆとりのある安定した生活の確保、物価の安定及び国際協調の推進の諸目標を達成するための資的かつ具体的政策体系を提示いたしております。

政府としては、国民の連帯意識に基づいた協力を得つつ、活力ある福祉社会の実現を目ざして、本計画を強力に推進してまいらる所存であります。

以上、私の所信の一端について申し述べました。本委員会及び委員各位の皆さまの御支援と御鞭撻をお願い申し上げます。私のごあいさつといたします。

○委員長(佐田一郎君) 以上で経企庁長官の所信の聴取は終わりました。

○委員長(佐田一郎君) 次に、去る八日に聴取いたしました通商産業大臣の所信等について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大矢正君 私は、現在、国際間におきまして重要な問題となっております国際流動性の問題にかみまして、以下若干の質問をいたしたいと存じます。

まず、通産大臣にお尋ねをいたしますが、私は、昨年の八月三十一日の本委員会におきまして、わが国の貿易収支としてまた国際収支の黒字傾向が、ますますわが国の外貨蓄積となり、それが原因となり、世界各国から円の再切り上げを押しつけられる懸念がありますので、かつて、一九七一年の十二月に行ないましたような一八%近い円の切り上げ、同時にまた、変動幅の拡大を含めまして、二〇%に及ぶ円の実質的な切り上げ、こういうような極端な大幅切り上げは、わが国の産業、特に中小企業にとっては重大な問題になるので、そういう面から、どうしてもわが国が円の切り上げを避けることができないような情勢が見通されるならば、この際一挙に二割あるいは三割というような極端な、衝撃を与えるような大幅切り上げではなくし、小幅な切り上げも考えるべきではないかという質問をいたしました。その際、大臣からの御答へとしては、速記録によりますと、

「円の再切り上げには反対であります。はっきりここで申し上げておきたいと思ひます。なぜならば、いま円の再切り上げを万が一やれるというような情勢になれば、中小企業とか、下請の中では相当はたばた倒れるものが出てくる危険性がございまして、その中から失業者が出るという危険性もあるわけでございます。これはなおこのあとにも続いておりますが、速記録のとおり読みます。こういう御答へであります。

そこで、まず私がお尋ねいたしますことは、あなたがここで申し上げておられます円の再切り上げには絶対反対であるということ、私ももちろん、喜んで円の切り上げをするなどという考えを持ってはいるわけではありませんが、このあなたの御発言と、昨日のドルの直物相場の新聞に載りました数字を見ますと、当日渡しで高値が二百六十五円八十銭、一五・八七%の円高、安値で二百六十五円五十銭、一六%の円高、こういう数字になつてあらわれております。あなたが昨年の八月三十一日におっしゃった、円の切り上げには絶対反対でありますと強調されたことと、それから、いま私が申し上げました今日のドルの相場との関係について、あなたははどういうお考えを持っておられるか、判断をされておられるか。この時点の答弁と現状とを対比してあなた自身どのような感想を持っておられるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) あの当時は、一六・八八%の切り上げをやりました。この情勢を見ていたほうがよろしいと、日本側から円の切り上げに賛成とか何とかという議論を出すことは適当でない、スミソニアン体系を維持しよう、そういう国際合意でせうか、スタートしたのでありますから、スミソニアン体系を維持するというその体系の中で日本は進んでいくほうがよろしい。特に切り上げが再度行なわれるということになれば、前回の切り上げに次いでかなり短い期間にまた切り上げが行なわれるということになって、中小企業等の苦難はかなりのものが出てくると思ひました。今日、今日の日時点において二百六十五円直物相場という事態が現出しているのを見まして、私は、あの当時においてはああいうことを考え、そういう政策を実行するのは正しかったと思ひます。

と申しますのは、その後補正予算を組んだり、あるいは十四兆円の予算を組んだりいたしまして景気の回復につとめた結果、かなりの抵抗力が中小企業その他についてきたわけですから、内需に転換する素地が八月ぐらいから非常に大きく展開してまいりました。そこで、今切り上げが事実上行なわれるような状態になりました。その内需転換及び景気回復というバックがございましたから、中小企業はそれでもまだある程度持ちこたえられておられるのだらうと思います。自動車その他を見ても、対米輸出は停滞いたしました。国内需要がかなり出てきたために、そのために下請にける重圧がやや緩和されているというのが現状であるのだらうと思います。あの景気回復を待たずに、再切り上げが行なわれるというふうなことになる、中小企業に対するショックはいまどこまではない、そういう気がいたしておるのでございます。そういう面からいまして、私は、あの当座スミソニアン体系を維持する、そうして再切り上げには反対であるという考えを持ったことは間違っていないと思います。

しかし、今日の時点になってみますと、意外にアメリカのドルが脆弱であったということであり、それから、国際的にいろいろドルの周辺について解決すべき問題が非常に多く出てまいりまして、その問題を解決せずして固定相場に直ちに復帰しても、固定相場自体がまたくずれるといふ危険性が出てきております。ですから、今回の固定相場復帰ということは、ドルの周辺にまつわる諸般の国際的な問題を解決する、解決するめどをつけないという、非常に不安定な再切り上げに終わるという危険性があると思います。ですから、いまわりの長期的な変動相場制あるいはECにおける共同フーフト制という問題がとられてくるのだらうと私は思います。しかし、国際通貨体系全般を考えると、やはり長期の体系としては、固定相場に復帰して、そして金の交換性を回復するということが望ましい姿でありまして、その方向にわれわれは指向していくべきものではないか

すけれども、今日の時点においては変動相場性がとられていることはやむを得ない、こういうふうな考えです。

○大矢正君 あなたはいま御答弁の中で、実質的な円の切り上げというふうなおことばを使われたのでありますが、なるほど、多国籍における平価の変更協定というものができ上がっておるわけではありますから、すなわち、言ってみれば、変動相場制でありますから当然のことながら、表向きは円の切り上げではないかもしらぬが、事実上はこれは円の切り上げであることはもう間違いないわけですね。たとえば中小企業が、本来でありますれば三百八円を中心として変動幅の上限と下限を見ましても、三百一円七銭、あるいはまた下限では三百四十四円九十三銭と、この範囲内において結局のところ商取引が行なわれると同時に、また、かりにドルを売り渡す際に、この範囲内において円が返ってくるというそういう判断のもとに取引をしているわけですね。ところが、現実にはいまここにありましますと、二百六十五円しか金が手に入らないということ、言いかえれば、完全にもう変動相場制というふうな、言ってみれば、国際間における一つの通貨のあり方の問題、通貨の測定の問題、そういう問題はあつたし、また、結局のところ中小企業にとりましては、重大な影響を及ぼしていることはもう事実です。

で、あなたがその円の再切り上げは絶対にやらないとおっしゃるけれども、しかし、それならばさき私が申し上げたように、三百一円七銭から三百四十四円九十三銭の間でドルを買って、日銀なり為替銀行が買うのかといったら、買わないわけでしょう。そういたしますと、これはあなたに幾ら再切り上げではない、再切り上げではないと言つても、現実には金を受け取るほうから見れば、これはもう切り上がったと同じことですね、結果論的には、それは理屈から言えば、国際間において為替平価の変更が行なわれたわけではないから、表向きは変わつていないかもしらぬけれども、変動相場になったこと自身がもうすでに円の切り上げをやつたと同じ結果を及ぼしているわけでしょう。ですから、あなたが言っておられる、円の切り上げを自分は絶対やらない、やるべきではないといつて強調をされたこと、それからいまおっしゃつたように、自分はスミソニアン会議の結論というものを何としても守りたいと、こうおっしゃる。

ところが、あなたが守りたいとおっしゃられるそのスミソニアン会議の合意事項というものは、これは目的ではなくて、あるいはそれは到達すべき内容のものではなくて、単なる手段、方法であつて、あなたが考えられる目的というものはあくまでも中小企業がこれ以上苦しんで困る、したがつて、その手段として、方法としてスミソニアン会議の結論というものを、合意というものを守り抜いていかなきゃならぬ。したがつて、円の切り上げというものについては反対なんだと、こういう判断になるわけでしょう。スミソニアン会議における合意事項というものが、これが目的じゃなくて、あくまでも中小企業を守る、わが国の経済を守るための手段であり、方法にすぎないんではないかと私は思うんです。ところが、あなたはスミソニアン会議の合意事項というものが、あくまでもそれが目的であるかのような印象を私は受けるんですが、いま私がいろいろ並べました内容とあわせ判断をして、どういう判断を持つておられるか、もう一回お答えを願いたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) あの当時も、スミソニアン体系を守ると、そういうことを申し上げましたが、もちろん、それは日本の中小企業を守るという目的の手段として、一つの手段としてそういうことを申し上げたわけでございます。いまの状態は固定相場による切り上げではございませんが、変動相場による事実上の切り上げが行なわれている、そう思つております。

○大矢正君 それじゃ具体的に、端的にお伺いをいたしますが、あなたとしては好ましくない結果がいま出ているわけですね。円の切り上げという

言つてみれば、固定相場に基づく為替平価の変動は起つてはおりぬけれども、事実上、変動制に基づいて円が大幅に切り上がったような状態になっていること自身に対して、あなたは、これはまことに残念なことである、こういう御判断は持っておられることと思うわけですね。これは一体どこが悪いんでしょかね。こういうふうな言つてみれば、あなたが再三言われる中小企業はたいへんな状態におちいつているというふうな事態を起こしているフーフトの問題、これを考へてみた場合に、これはアメリカが悪いのか日本が悪いのか、アメリカが悪いとすればアメリカのどこが悪いのか、日本が悪いとすれば日本のどこが悪いのか、具体的にひとつお答えを願いたいと思う。

○国務大臣(中曾根康弘君) こういう外貨の調整という問題は複合的に合成されてくるもので、一国だけの理由というのを言うことはなかなかむずかしいと私は思います。しかし、日本側の事情を反省してみますれば、日本のドルがどんどん蓄積して累増していったと、貿易管を発売したり、第三次円対策をやつたり、いろいろ努力はしたけれども、しかし、日本の輸出は強くてドルの黒字がさらに累積していった、そういう点も一つの原因になるんじゃないかと反省いたします。

しかし、他面見ますと、アメリカのドルあるいはアメリカの経済の内部にむしばむものがある、深いものがあったと、それはアメリカのインフレであるとか、あるいは労働生産性の非常な弱小化であるとか、製品の粗悪化であるとか、そういう問題もございまして、ユーロダラーの存在あるいはアメリカにおける多国籍企業の存在、あるいはさらにアメリカ自体の、何といひますか、通貨問題に対する意思というふうな、ニクソン政策というふうなものもこれに出てきているんだらうと思ひます。つまり、ニクソンさんが第二期の大統領になりました、彼がどういう政治目標をこの四年間にやろうとして持ったか、そういう彼のプログラムもあるのだらうと思ひます。そういうふうないろんな要素が合成されてあのときにああ

う事態になってきたと、その導火線をなしたものは、マルクを直撃したということだと思えます。それはユーロダラーを中心にマルクの直撃が行なわれた。しかし、その前にすでにイタリアのリラとか、あるいはスイスフランとか、そういうものに初期微動みたいなものは出てきておったわけですが、決定的なことになったのはマルクに対するユーロダラーの直撃から始まった、そういうふうに考えます。

○大矢知君 アメリカが一〇%のドルの切り下げを行なったのを、わが国はそれを肯定をしているんですか、それとも否定をしているんですか。けしからぬと、アメリカの一〇%のドル切り下げはけしからぬという立場なのか。いや、まあいまの円とドルの実勢から推してやむを得なからうという判断をしているのか、どっちなんですか。

○國務大臣(中曾根康弘君) もう、なったことはしかたがないと思いますが、あの当座、私たちは非常に迷惑であると思いましたが、しかし、アメリカカが自分でもとかく、ドルを一〇〇切り下げるといふことはかなり思い切った措置で、ニクソンもずいぶん思い切ったことをやったなど、そういうこととも実は感じしたのは、正直なところであります。

○大矢正君 正直なことというよりも、一〇〇ア

アメリカがドルの切り下げを行なったこと自身が、これはわが国のこの円の実勢、それからわが国の経済的な体質、海外における競争力等から見てこれは文句をつけられる内容ではない、やっぱりまあやむを得ないというあなたのお立場なのか。いや、そうではないと、まあ爲替平価を云々する権限はそれは一國の主權に属することであるから、アメリカがやるのはとめようがないけれども、日本としては全くけしからぬと思うとおるといふ立場なのか、どつちなのかと聞いておる。

○國務大臣(中曾根康弘君) これはアメリカの主権の事項でございますから、アメリカがやるということとはやむを得ないことであると私は思っていますけれども、日本のわれわれから見ますと、スミソニアン体系をもっと維持していったほうがわれわれ

われにはよかったと、そう思います。

○大矢正君　スミソニアンの合意事項が正しくあの一九七二年十二月における平価の変更といふものが、これがやっぱり実勢をあくまでも反映しているものであるということであるならば、アメリカに一方的に一〇％ドルを切り下げる主権があると同じように、日本も、自分の国の金の価値を国際的にどのように是正するかという主権もあるわけだから、アメリカがかってに一〇％やつて、それをけしからぬというなら、日本も一〇％、いや、一〇％がまずければ八％でもそれじゃ日本の円を切り下げるといふ、そういう對抗措置といふものはやつてやれないわけはないわけでしょう。それとは異なるやりこなうはいいですわい。

○國務大臣（中曾根康弘君） さつき申し上げたこ

とに閑越いたしますが、もう少し時間をかしてくれれば日本の黒字も減っていったと、現に一月、二月の輸出入の数字を見ますと、かなり輸入がふえて輸出が減ってきておるのであって、アメリカからもせっかくなことをしてくれたと私は思ったわけですが。半年あるいは一年ぐらゐの時間的余裕をかしてぐれば、そういうドルの蓄積に關してバランスを回復できるという考えが私たちにあつたわけであります。そういう意味で迷惑であると、そういう気がしたわけであります。

それから、しかれば、日本の円を切り下げたらどうかと、そういうお話でございますが、これだけ世界的に関係すること、日本の円を切り下げるといふことがヨーロッパやあるいは後進国、LDC諸国に対する影響といふことがまた非常に出てくるわけでございます。むしろそのことが、日本がさらにまた輸出力をもって世界に挑戦しようとしてきておるといふ国際的非難を呼ぶという危険性もなきにしもあらずであります。そういういろんな反応を考えてみると、アメリカのドル自体が非常に弱くなって、アメリカのドル自体が非常に処理したという形でありますから、この陥没に対して世界がどう対応するかということ、は、国際的に相談してやるということが賢明ではないかと思うので

あります。

○大矢正君 あなたは肝心のことに答えないで、国際的な話し合いがいいとかいろんなことをおっしゃいますが、そこでお伺いをしますが、そうするとあなたが考えてみて、あなたが何回も言われている、速記録の中でもはっきり言われている、円の切り上げをどんなことをしても阻止をしなければならぬ最大の目的は、自分は中小企業対策にある、これはもうはっきり言っているのです。この中で、それはもう何回も強調されているのですよ、読み上げてもいいけれども。

そうしますと、たとえば大きな商社であるとか、あるいは、組合であるとか、あるいは、言ってみれば、

れば、対外貿易の上において、かりに為替の変動によつて大きなリスクを受けるような中での大企業というものは、それなりに企業規模が大きい、結局、いまはやりの国内の投機なんかで商社の場合にはずいぶんもうけて、そのほうで相殺をしてしまふということもありますからいいのですが、中小企業の場合には、一体、いまのような変動相場制のもとにおいては、どの程度をめぐにして取引を行なえばいいんでしょうか。たとえば、私が申し上げによつて、きょうの安値で、サブ二百六十

十五円五十銭という数字になっております。が、あなたがいまお考えになって、そういう中小企業が——これはきょうあすの決済の問題じゃない。将来にわたって考えていった場合に、一体、中小企業はそのドルと円との関係についてはどの程度に目安を置いて商売を考えればいいのでしょうか。○国務大臣(中曾根康弘君) これは、一般的に申し上げれば、やっぱり三百八円が一番よかったと低くても三百一円ということになります。しかし、

第二段の考慮になりますと、これは、業態によってみんないろいろ変化があるだろうと思います。燕の場合、あるいはシェーズの場合、あるいはダラブ、ミットの場合、あるいはスカーフの場合、みんなのおおの生産費その他がございますから、一がいに幾らということを私が申し上げること

は、非常に危険であると思います。

○大矢正君 いや、あなたの言うことだと、中小企業は商売できないですな、先のことは全然わからないのだから。一体、中小企業は外国と取引をする際に、一ドルを幾らにして計算をして取引を行なえばいいのでしょうかね。何回も聞くようだけれども、通産大臣として中小企業の経営者から聞かれた場合に、あなたはどうか答えになりますか。私はかわって聞いているのだよ、いま。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは、業種によつ

要の強さ、つまり、彼我の腰の強さというものがみんな違うわけでありますから、一がいに幾らかということは申し上げられないかと思うのです。しかし、一般的に申し上げられることは、この変動相場制によつて中小企業は非常に迷惑もしている、苦難におちいつている、そういうことは言えると思います。ですから、政府は先般、中小企業金融対策として約二千二百億円に及ぶ三機関の融資とか、そのほかの諸般の対策を講じたところであります。

しかし、その中でも一番中小企業がいま迷惑に思つて困っているのは、いま大矢先生おっしゃつた幾らを基準にするかという問題だろうと思うのです。先物予約をするという場合に、ヘッジの基準というものがございせん。おそらく中小企業は仮渡しか仮値をきめて、そしてあとで清算するとか、いろんな便法を講じてやっているんだらうと思います。そういう苦難の中にあるということをお私たちもよく認識しておるわけでございますけれども、こういう青勢のもとに入つてしまつた全

日においては、やはり正式に固定相場に復帰するまでは、幾らというようなことは私たちは申し上げられない立場にあります。

○大矢正君 わが国自身がどういう態度をとるのかということにもかかっておりますが、将来、固定相場に復帰をしなければならぬと考えておるのか。それから、考えておるとすれば、その時期はいつなのか。これはそう端的に聞いても、ま

なたは簡単に答えないと思いがね。そのことと、これからの中小企業が対外取引をするということは非常に重要な関係があるんじゃないんですか。

きのうのたとは二十カ国蔵相会議等の結論なんかを見れば、変動相場制は当初考えていたよりもっともとより通貨不安が深刻で、これから先一年もあるいは変動相場のままだかざるを得ないのではないかと、あるいは固定相場にいたしたとしても、ほんとうの意味の固定相場ではなくて、かなり大幅なワイドバンドすなわち、変動幅を持った言ってみれば固定相場というように、固定相場はワイドバンドからみ出たようなそういう為替のあり方、平価のあり方ではないかなければ、実際問題としてはなかなか二十カ国の合意が得られないというふうな話すら出ておる中で、あなたの言うように、まあ困ったものでございますなどといつても、まあ商売を放棄していくわけにはいかないわけですからね。やはり中小企業を守る直接の責任官庁である通産省、その最高責任者であるあなたが、海外取引をする中小企業に何らの指示も与えられないということは、一体、どういふことだと言いたくなるわけですが、いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは、やはり今度の為替調整の問題について、いろいろ複雑なドルの周辺にまつわる問題が解決しない状態では、なかなか各国とも危険で、固定相場に急に復帰するといふことをちゅうちょしている情勢だろうと思ふのです。

たとえば、これはまあ、お帰りになった愛知さんから直接お聞きになっていただければ正確だと思いますけれども、各国の不安の中には、かりに固定相場に返った場合でも、強い通貨に対していつユーロダラーが直撃してくるかも知れない。そういう意味において、ユーロダラーに対する規制なり何らかの国際的な理解、了解というふうなものができないと、いつ復帰した場合といえどもまた危険性が生まれてくる、そういうことはあります。あるいはアメリカのいろいろ国内政策ある

いは通貨政策というもののに対して、国際的な信認が回復するにはまだ時間がかかると思ひます。たとえば、多国籍企業に対する規制にいたしたとしても、何かの措置をとるような、項目にはこの間の二十カ国蔵相会議で載っておりまされども、具体的にどういふ措置がとられるのか、まだ内容ははっきりしておりません。

そういうような幾つかの問題点があるわけですから、そう急に固定相場に復帰するということも、各国がなかなか決意しないんだらうと私は思ひます。日本も同じような立場に置かれておるだらうと思ひます。そういう日本だけの事由によらざる国際的な、あるいはドルの事由にかかわることの多い状態のもとに、こういう変動相場制を維持していくという、事態としては非常に困った事態が続いておるわけでございますが、これは与えられた環境のもとに中小企業を擁護していくために、私たちとしては最善の努力を尽くしていく。そういう考えに立っているわけですから。その中で大事なこととは、やはり為替の予約といふことで中小企業が成約ができるようにしてあげる。そういうことでかなりのドルを外貨預託いたしまして、為替の予約をやるようにした、そういうことを中心にして努力しているわけでありま。

○大矢正君 その為替の予約によって一時的に中小企業の金融という問題が解決したとしても、将来、固定相場にはたして返るのかどうか。それから返った時点ではどうなるのか。あるいは変動相場がこのまま続いていくのか。あるいは半年後に一体、いまと同じように二百六十五円のままの状態っていくのか、あるいはそれより安くなるのか、高くなるのかという問題とは、これはおのずから別の問題でしよう、そうじゃございませぬか。あなたがいま為替銀行を通して先物予約を中小企業にしてやるといふこと、それはそれなりに私は効果がないと言っているんじゃない、ありますよ。ありますが、通貨に対する全体的な見通しの問題といふことはおおむね私は違ひ、異質の問題でないかと思ひます。商売を続けていけ

るかいけないかという問題では、金ぐりの問題上、あなたのいま言われるような予約をやつてやることによつてそれはできるでしよう。しかし、企業が将来に対して利益があるかないかといふことの判断を通貨体制全体の中で判断をしようといふことと、その役割にはそれはないわけではしよう。だから、私が聞いておるの、そんな預託をして先物を云々するといふような話ではなしに、あなた自身がどういふはつきりした態度を持つておられるかといふことが中小企業にとっては大事なものではないか。特に、日本の場合にはヨーロッパ各国と違ひ、アメリカとの間における貿易量といふものが圧倒的に多いという事実と、それからいま一つは、やっぱりドルの決済が多いという貿易上の事実から見ても、ヨーロッパ各国にまかせて、ヨーロッパ各国の主導のもとに国際流動性の問題が話し合われるというのではなしに、これはアメリカのドルの弱さに起因をして通貨不安が起きてくる。とすれば、そのアメリカと非常に密接な貿易上にあるいは言つたような貿易における決済の問題上からいって関連のあるわが国自身が、一体、どういふ態度をとるのかといふことが出てこなきゃならぬが、それが一つもまだ出てこないわけですね。私は、中曾根通産大臣は、閣内においてもかなりの実力者であるといふふうにかねがね思つておりますから、大蔵大臣がどういふ判断を持とうか、私は、自分としてはこうだといふような判断が述べられてしかるべきだと、こう思ふのでありますが、重ねてくだいようですが、お尋ねをいたしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは愛知大蔵大臣が帰つてきて、最近の二十カ国蔵相会議の空気や内容をお聞きしてみないとわかりませんが、私の感じでは、やはり変動相場制といふのはある程度長引くのではないかと、また、いまの情勢からいって、長引くのもやむを得ないのではないかと。と申しまゐるは、ドルの実勢——円・ドルの関係の実勢といふものがどの程度であるのかといふ実態がまだよく見きわめられませぬ。私たちの感じでは、ドルは回復してくるという感じがしております。

「委員長退席、理事大谷藤之助君着席」
したがって、ある程度時間をかければ二百六十円、二百六十五円、あるいはもつと二百七十円に近づくかもしれないが、ともかくあんまり過早にやつて、そして切り上げ率をうんと高くすると中小企業の苦難がもっと多くなりますから、そういう意味においてほんとうの意味の実勢に近いところまで切り上げの固定ということが行なわれることが望ましい。時間をかければかかるだけドルは回復してくるのではないかという感じが私はしております。でありますから、あまり過早に急がないで、ほんとうの実勢を見きわめるといふ考えでいつたほうが日本にとっては有利であらう、不当に円が過重評価されておるといふ、過大評価されておるといふ向きがなきにしもあらずです。今度の春閣等によつて賃金がまたかなり上がるとか、あるいはそのほかいろいろな経済、政治条件等々とも考へてみまされば、円がそれほど強いといふことがいつまで続き得るか、あまり樂觀してはおれないといふ条件があるといふ気がいたします。そういう面からいまして、変動相場制がある程度続くといふことは、日本にとつて必ずしも不利ではないし、その実勢に近づけるといふ考え方をもつてすれば、そういうことも一つの方法である、そういうふうにかへるわけでありま。

そういう中であつて、じゃ、幾らを基準にして中小企業は商売をしたらいいかと仰せられますと、これは幾らといふことは私は申し上げられず立場にないであります。これは実勢がきめることとであります。それから、日本の企業の中では自由経済をやつておりますから、企業の責任においてみずからのリスクでこれはやつてもらう以外にはない。そして、中小企業がそのために非常な苦難をしょつたとか、非常に困つてきたといふ場合には、政府は落穂は拾ふと申しますか、そういう苦難に対してはいろいろ手を差し伸べて、もう一回挽回できるように政府も積極的に施策を講じていきますけれども、商売をどうするかといふ決

たとえば商社の過剰流動性と申しますか、手元流動性と申しますか、そういうような、その裏を返して言いますれば、銀行等を通じて貸し出される資金の潤沢な問題等がありますが、こういった過剰流動性の問題。

それから第三番目は、たとえば株式で申し上げますと、新しく増資する際に、特に時価発行の際には特定の企業に割り当てをして引き取らせる。したがって、実際に増資をしても、増資をした部分の株式が市中に出回るのはほんのごく少量である。そういうことからくる、いわゆる品薄からくる株高現象というものがいま起きているわけでありまして、商品投機におきましても同様な、言うならば買い占めをぐっとする、そして実際に出回るのはごくわずかなしかなという、その株と同じような現象があらわれて、これによって値動きが非常に激しいという、大体この三つのものが今日の商品投機において考えられる原因だと、私自身こう思っているわけでありまして、大臣、いかがでしょう。私が申し上げましたその三つの問題点についてどう御判断を持っておられますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大矢先生の申されたような原因で、商品投機が行なわれていると私も考えます。

○大矢正君 そこで、いま申し上げました内容から判断をいたしまして、特に、まあこれは単に通産省だけの関係ではない。たとえば雑穀とか生糸とか、そういうものを含めれば、これは農林省の関係にもなりますし、取引所自身が農林省の所管にもなりますから、いろいろありますが、しかしながら、毛であるとか、あるいは綿であるとか、綿糸であるとか、綿布であるとか、そういうようなものは明らかに通産省が所管とするものでありますので、そういうものの立場から考えてみても、かなり投機として今日その商品が扱われているという問題点について、通産省自身かどのような措置を講じてこれを防止されようと考えておられるのか。先般本会議におきまして、

この問題に限って本会議の緊急質問もなされましたが、その後もさほど大きな変化が見られないというように言っても差しつかえないんじゃないか。それからまた、いつこれが爆発するかわからない。まあ、毛糸の取引のように現在停止をされているものもありますが、これが再開されてはたして落ちつくかどうかという面におきましては、まだまだ懸念されるところがありますが、どのような措置を講じようと考えておられるのか、お答えをいただきたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) ある調査によりますと、毛糸は、日本の国内に洋服にして一千万着分ぐらいあるようです。ところが、日本の国内における洋服の需要というものは七百万着から八百万着あると。ですから持っているものは、原料はあるんですから、秋になったら洋服が高くなるというのには、原料をうまく吐き出さなければ高くなるといういかもしません。そういう意味の手持ちや何かを吐き出さして民衆の需要に合うように誘導していくというところが、私は非常に大事な政策ではないかと思ひます。いまの毛糸の話は、私はある資料として見たことでありまして、それがどの程度現実であるかわかりませんが、しかし、当たらずといえども遠からずという現象ではないかと私は思っております。

それで、これらの卸売り物価等を中心にする対策をいたしましては、一般的に過剰流動性を抜く、ほてっているのを冷やす、それはやっぱり大事だろうと私は思ひます。そういう意味で、政府は、土地投資を厳重に規制してまいりました。特に、商社その他がやっている土地に対する投資はもう金額をふやさない。いままでの三分の一ぐらいに減らしています。これはかなり最近きいてきているように思ひます。それから、銀行に対して準備率の引き上げをやりました。それから、公定歩合の操作というようなものも考えているのではないかと思われる節もあります。そういういろいろな政策で瀉血をする、それで血圧を下げる、一般論としてそういう政策をいま強く打ち出してきておる

ので、これはある程度私はきてきているだろうと思っております。今後もしそういうふうな一般論としての金融政策を適正に行なっていくというところが大事だと思います。ただし、この際、中小企業に対する金融はこれは別個の問題でありまして、これは十分見てやる必要がある、そうわれわれも考えております。

それから今度は個別的に、商品別に念入りに対策を講ずるといことが非常に大事であるだろうと思ひます。たとえば、いま一番逼迫しているのはセメントでございます。ダンボールのようなものもあります。それから綿類、特に包帯とかガーゼ類がございます。そういう一つ一つの個別商品についてわれわれが念入りに手当てをしていくということが大事だろうと思っております。セメントのような場合につきましては、いろいろ需給の調整を行なうようには始めています。それから各四半期別、地域別に物動計画のように需要と供給の調整を行なうようには始めています。ところでありまして、そういうような一つ一つの品物についての個別的な念入りの政策を実行していく、そういうこと以外にはないだろうと思ひて努力しているところでございます。

○大矢正君 二十五分に、大臣が本会議に出るために出していたごさいというお話がございまして、打ち切らざるを得ませんから、これで終わりたいと思ひますが、ともあれ、先般行なった商社に対する検査と申しますが、現行ではこれは検査の権限というのは、通産省にはおそれれば、ある程度それは可能とはなるでしょう。なるでしょうが、現在のところはなないというような問題等があつて、詳しく商社の実態等を調べてきていて資料によりまして、有価証券の売却益等もかなりこれはあり、相当な手元流動性を保持しておりますから、これはたいへんなもんだと思ひますですね。と同時に、たとえば、商社等に対する立ち入り検査を今後やることとして

も、いまの通産省や経済企画庁の両省の若干の人員だけの能力でそういうものをきびしく取り締まり、あるいは検査をして、そうして投機に走らせないようなことは、はたしてできるかどうかという事になりますと、残念ながら私の判断はそんな甘いものではない。簡単にいくものではないという懸念もあつて、時間がございますから申し上げませんが、そういう点も十分ひとつ御判断をいただいて、今後、この商品投機における商社等の暗躍を厳に取り締まるよう最善の努力をしていただきたいということを申し添えておきたい、こう思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大いにその線に向かつて努力をいたします。

○阿貝根登君 通産大臣が本会議に行かれましたので、この間、公取委員長、おいでになったばかりですけれども、一、二質問申し上げたいと思ひます。

最近の新聞での不当景品類及び不当表示防止法に関する主婦連合会代表の不服申し立てに対する却下につきまして、その理由、経過を一応説明していただきたいと思います。

○政府委員(高橋俊英君) 果汁規約と通常いってありますが、これはすでに公正取引委員会が認定したものでございます。それに対して直ちに、三十日以内でございますが、審判の請求が主婦連合会からございました。主婦連合並びに個人である主婦連会長として、両方から不服の申し立てが出たわけでございます。これに對しまして、当委員会、私どもの公正取引委員会といたしましては、先般、審決によりまして、原告の適格がないという理由でこの申請、この不服の申し立てを却下したわけでございます。これは言つてみれば、実体そのものからくるものではございまして、あくまで訴訟の手續という面からとらえたわけでございます。これはやむを得ないことであると私どもは考えております。と申しますのは、これらの公正競争規約というものは、それぞれの業界が自主的に、みづから積極的に不当な表示を防止しよう、ある

いは懸賞を防止しようというふうな趣旨でござい
ますので、その規約を認定したことに對する不服
の申し立てがいかなる性質のものかということ
を考えてみますと、これは言つてみれば、その後、
もしさらに不服があれば司法の救済に、司法裁判
所の救済につながっていくものでございまして、
したがって、いわゆる行政処分に対する
争訟手続の一環として考えなければならぬ。ま
あ言つてみれば、行政事件訴訟法というのが現
ありますが、そのどこかに該当するものでなけ
ればならない。

といたしますと、若干少し法律的になりまして
何でございまして、一応行政事件訴訟法の中には
訴訟の種類が四つだけ掲げられておりまして、抗
告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟、こ
の四種類に限られております。で、私どもが考え
ますに、このうちで当然当事者訴訟には該当し
たしません。また、機関訴訟でないことも言うま
でもありません。民衆訴訟につきましては、この
機関訴訟とともに、法律に定める場合において、
法律に定めるものに限る、これを提起することが
できるといふことでございまして、それぞれの
法律に特別にそういう趣旨がうたわれてない限
り、これを提起できないという規定になっており
ます。

で、そうしますと、これはいわゆる第三条に規
定しますところの抗告訴訟に当たるといふこと
になります。この抗告訴訟の性質等いろいろとく
ど申すところとありますが、それにつきましては、
同じ行政事件訴訟法の第九条に原告適格が定め
てございまして、行政庁の処分あるいは裁決の取
消を求めるにつきまして、法律上の利益を有す
る者に限り、これを提起することができるとい
う規定がございまして、ここにいうところの法律上の
その救済措置、取消を求めるにつき法律上の利
益を有する者、は何であるかということになるの
でございまして、公正競争規約を定めるにあた
りましては、十条の規定の中に幾つかの要件がござ
いまして、この中に「一般消費者及び関連事業者

の利益を不当に害するおそれがないこと。」とい
う条項があります。これをもとにして主婦連等が不
服の申し立てを行なったのであります。そこ
に述べておりますところの一般消費者等の利益
を不当に害するおそれがないこととは、直ち
にそれが「法律上の利益を有する者に」といふ
うな解釈にならない。ここにまあ問題の争点があ
ろうかと思ひます。

この点につきましては、私のほうもいろいろ専
門の者がおりますので、最高裁の判決、判例を調
査いたしておりますが、いずれの場合におきまし
ても、具体的、個別的な利益の侵害がある、ある
いは必然的にそれを受けるおそれがある場合にお
きまして、その回復を、あるいはそのおそれ
なくするといふ法律上の利益、これはことばを
かえまして、もう法律上の権利と解してもいいん
でございまして、しかし、必ずしも権利そのもので
なくても、ほとんど権利とひとしい範囲で、ひと
しい程度に法律で保護していくものという、ただ
単なる反射的利益ではなくて、具体的に個別的で
なければならぬ、必然的なおそれなければなら
ない。そういうものについては、そういう非常
な厳格といふか、ややきびしいかと思ひます
が、そういうふうなものだけが行政訴訟の中の抗
告訴訟を提起し得ると、こうなっておりますので、
まあ現在の段階におきまして、私どもが行政訴訟
の手続の、争訟の手続の一環としては、どうして
も原告の適格を認めることができない、こういう
ことでございまして。

なおまた、つけ加えて一言申し上げますれば、こ
ういう公正競争規約というものは、私どもが不当景
品や不当表示を防止する政策の上できわめて重要
な役割りを果たすのであります。それぞれの業界
にむしろ私どものほうから指導といふか、お
願いをして、自主的につくっていただくようにし
むけていくわけですね。でございまして、命令で
これをやりますと自主的な協力が得られませ
ん。あくまで自主的に、積極的に公取のいわゆるこ
ういう政策に協力しようという種類のものではござ

ますから、それらのものについては、まあ、今後
も次々とたくさんつくっていくかなければならませ
んの、消費者の意見を十分尊重するといふ実質
的な面では、私どもはこれを恥じることは
ないと思つておるのでございまして、争訟の手続
によつてその意見を貫くといふか、主張する
ことを認めることについては、これからの業者側
がもうやる気を失う。そういうふうになつて訴訟で
もし不満があれば、これは高裁や最高裁にも行き
得るわけですね。自分たちの業界としては非常
に何といふか、自分たちの業界としては難題
と思われの問題を、一々訴訟で争つたのではな
かない、では公正競争規約をつくるのをやめてお
こう、つくらなくても何ら処罰規定もございま
せんし、当然これは自由でございまして。

そうすると、私どものほうが多岐にわたる業
種についてすみからすみまで目を光らすといふこ
とは、もうほとんど不可能に近い。やっぱ公正
競争規約をたくさん充実にいきまして、そうし
て自分自身で不当な表示などをやめる、やつたも
のに対しては制裁金を課する、そういう制度を育
成していく必要があると思ひますので、また、立
法論的な意味におきまして、一般消費者の言
分を聞くといふ実体的な面では何ら私どもが手落
ちのないようにいたすつもりでございまして、
しかし、訴訟で争うという点については、民衆訴
訟になりますから、これは民衆訴訟を認めてい
る例は、われわれの知る限りでたった二件しかござ
いせん。したがって、まあいままでのよう
ないきさつから原告の適格が認められない、そ
ういふ理由で申し立てを却下したので、実体とは
これは問題が別でございまして。

○阿貝根登君　そこなんです。おっしゃるとおり
で、法律的にたたく解釈されればそうだと思うの
です。しかし、実体的にはおっしゃったように、
結果は主婦連の不服が一応満たされていふとい
う形になつておるわけなんです。この場合でも中
身は詳しく知りませんが、主婦連といふも
のはいくつか。少なくとも消費者の一部

を代表している。そして今日まで相当な消費者
の代弁者として活躍されたことは、これは周知の
事実なんです。その人たちがたとえはこのジュー
スの問題についても5%以下ですか、あるいは
入つておらない、こういうふうな不当表示につ
いて不服を申し立てたが、法律的に君たちの取り上
げられ方はまかりならぬ、却下する、こういう冷
たい態度をとつて。そして命令はできない。消
費者にはそういうきびしい、却下といううなき
びしい法律のたまえから退けられた、そして
業者に、命令はできないから協力をお願いしたい、
こういうふうにはいふ解釈したのですが、そ
ういふ意味なんです。

○政府委員(高橋俊英君)　主婦連が一般消費者の
一つであることを私は何も否定しておりません。
それから、一般消費者という観念は非常に次元が
高いといふか、これは日本人に限りませんで、
外国人であつても、だれであつても消費者の立場
になれば国民すべてが、あるいは外国人におい
てもこれは一般消費者と言われるのでござい
ます。それから、それが法律上の、まあ法律にお
いても公正競争規約を認定するにあつて、そ
ういふものの利益を不当に侵さない、侵すおそれ
がないといふことを、法律の上において公取が責務
を負つておるわけですね。公正取引委員会がその責
務を負つておるわけですね。事実上この景表法には
ありませんけれども、ちゃんと公聴会は開いてお
ります。その場合には、各界の業者側はいろいろ
ございまして、消費者を代表すると思はれる者の何
名かを私どもはその場に呼んで、それから学識経
験者も入れて意見を十分聞いておるわけ
です。そのほかになお、事実上連絡会を持まして
双方の言い分ですね、これは事業者側が、そ
ういふふうな言われまして、これはいまのことばの
表現の問題でございまして、積極的に業界が不当
表示の防止に協力をするといふ趣旨のものでござ
いますから、いやいやながらやむを得ず従つたが、

事実はいくら公取に取縮まりをまかしておくと、こう出られたんでは身もふたもないわけですが、それから、業者側の言い分を聞くといひましても、それは決して業者のわがままを聞くという意味じゃありません。できるだけ消費者のサイドに立つて私どもは処理しているつもりでございます。

そういう点におきまして、この訴訟を、不服の申し立てをするかどうかというところは、これはきわめて法律的な見地から論議すべきことでございまして、私どもは、実体的に主張がもつともであると思えばこそ、相当程度にその取り入れた部分を、ほんとうは公正規約をたんとスタートさせておきながら、あとで事実上五%未満の部分についてはこの四三三三号による指定を、これはいままで全然行なつたことはございせん。それを初めて適用いたしまして、事実上直したような形になつておりますから、そういう点では内容的に主婦連の側の言い分も実は取り入れているわけにございせん。しかし、訴訟の手續上資格があるかないかというところは、公取自身の見解で定めるべき問題ではないと私は思ひます。これはもし争うんでしたら、やはりその手續に従ひまして、高裁、さらには最高裁に行つてその当否を争うべきで、でないか、こう考えるわけにございせんが、立法論的には先ほども申しましたが、あくまで訴訟で争わないで実体で公取が十分消費者側の言い分を裁量、配慮するといふふうになればよろしいのでございまして、訴訟で争うという点にちよつと問題があるかと思ひます。

と申しますのは、民事訴訟法というものは非常に厳格にしか解されておらない。道は開かれておりません。そこで、この場合についてやるとすれば、これは民事訴訟になります。民事訴訟をこの場合に認めるかどうかというところは、法の体系上、訴訟法の体系上たいへん重大な問題である、こう考えざるを得ないわけにございせん。

○阿貝根登君 確かにその法の体系上問題のあることはいわれますけれども、その前に公聴会も開

いた、話し合いもしたと、その際にもジュースの問題は出ておつたと私は聞いております。そうすると、公聴会で主婦連の代表を消費者の代表として呼ばれて、公聴会で意見を聞かれたけれども、そこでも意見はいれられなかった、またいふんな連絡をやつておるその会議でやられたけれども、意見はいれられなかった、だから公聴会で言つてもこちらの意見はいれられない、それなら訴訟に踏み切るんだと、こういうことになつておると私は思ふんです。それがあなたのいまの説明で、一方に対してはつくらぬと言つたらどうするか、一方はつくらぬと言つたらどうするか、私は、それはおかしいと思ふんです。ジュースが、実際のもののジュースがどのくらい入つておるといふのを明示してくれというのに、そんなこと言つたらつくらぬと、そういうわがままな業者を許していいかと思ふんです。あたりまえじゃないですか。どのくらいジュースが入つてますかというのを明示するのはあたりまえじゃないですか。それを、そういうことを言へば業者がつくらぬと言つたらどうしますか、協力しなければならぬと、一方、主婦連のそれじゃ、この公聴会において述べられたことについては全然聞いておられない、だから訴訟に行つた、その訴訟は手續上これはあなたの方のやつは却下する、却下されたけれども、あなたの方の言い分はわかたつたから、だからこれは取り上げましょうと。だから、そういうふうになければならぬように来た道順があるんじゃないんですか。そういうふうな思ひでしようがあるんじゃないんです。だから主婦連は訴訟に踏み切つたんだ。結果としては訴訟は却下されたけれども、主婦連の主張は通された、こういうことになつておるような気がしてしょうがないんですが、どうですか。

○政府委員(高橋俊英君) この事件そのものは、果汁に対する公正競争規約を準備を始めたといひますか、大体、これはもちろん消費者側の申し出があつた場合もそうでございまして、公取が自身自身の判断で業界に働きかけます。これは昭和四十二年十一月ごろの話なんでございまして、相当時間

がかかつております。四十二年十二月—十一月ごろにその準備にかかりまして、実際に規約の認定を申請するという段階に至りましたのが二年半以上経過いたしております。四十五年の六月な

でございまして、ですから、優に二年半以上の日数を要しておる。この間において消費者側の主張、つまり五%以下のものについては、あるいはゼロのものについては、きびしく無果汁と書いたほうがいいと、こういう主張は十分あつたようでございます。ところが、その件について、業界—これは業者の数もかなり多いのでございまして、たゞ、そのうちのだれが反対したというところは私はわかりませんけれども、かなりその抵抗はきびしいものがあつまして、すなおにいつていればこの問題は起こらなかつたわけでありまして、ですから二年半かかつて、結局、両者の完全な一致はなかつた。

そこで公正取引委員会といたしましては、とにかくにも、ほゞ九〇%以上適正であると、優に役に立つと思はれるからこそ、七月に公聴会を開きまして、四十六年の三月に認定をいたしました。ですから四十六年の三月に認定をして直ちに不服の申し立てが四月に行なわれたわけにございまして、要するに、この間において争われた点は、日本ではゼロと表示しろというけれども、これはアメリカの場合にはそういうふうになつていない。ゼロと書くことは、それは業者が書くことはいいですが、それと、ほかの表示でもいいということになつていふんで、それを日本語に訳したといひますか、翻訳でございまして、合成着色飲料あるいは香料使用というふうに表示すれば、これは五%未満のものであるといふことになる。で、それ以上のもは全部五%刻みあるいはそれから一〇%刻みで、全部パーセントが、含有率が記入されることになつております。でありますから、パーセントの書いてないものは、もしこれが定着した場合は、どんなことが使つてあろうか、とにかく、五%以上の数字が書いてないものはみんな未満である、ゼロか、まあゼロにひとしいわけ

でございます。嗜好飲料でございまして、これは薬と違ひまして、薬ほど効力がどうこうという問題じゃありませんので、嗜好飲料の中に本物のジュースがどれだけ入つていふかという問題でございまして、五%未満のものは数字が書いてない。名前は何であれ、とにかく、数字が書いてないものはないにひとしいんであると、こういうふうなことが定着するといふふうな考えたわけなんです。当時の人は、その辺で、いつてみればある程度妥協もやむを得ないといふことであつたわけにございまして、そうしなければいふことで私に聞いております。

で、とうとう妥協といふふうな意味で、数字が書いてないものは、これはそのうちゼロと判断していいんだといふふうにならばいいと思つてやつたところが、直ちに不服の申し立てがなつて、それから延々と審判を通じて争つてきておる。そのために最初からつまづいたような形になりまして、何か合成着色飲料といふふうな表現は不当な表示じゃないか、少なくとも表示としては不適当な表示なんだといふふうな印象さえ与へてしまつたような感じになつておるもんですから、そこでそれは実態的にはまああつて争つても意味がない。果汁飲料だけなしに、ほかのものも含めて、アイスクリームやシャーベットまで含めて七品目について全部今度は一律に四三三三号によつて指定を行なつてしまひましたから、これは文句なしにゼロ表示をしなければいかにぬといふことになつたわけにございまして。

私どもとしては、やはり消費者の立場といふもののほうにどちらかといへば重点を置いて考えているという点は御理解は願へると思ひますが、訴訟の手續としては、私どもは民事訴訟は認められていないので、かつて民事訴訟といふふうにはできませんし、抗告訴訟の要件として、法律上、そのものが反射的利益ではなしに具体的法律上の利益を有するといふふうな判断されない以上は、どうしても手續上却下せざるを得ない、

九

こういう事情でございます。

○阿貝根登君 まあわかりましたがね、少しあなたと私の感覚の差は、あなた方は専門家でそういうふうによつておられるから、表示がしてなかったならばこれは果汁が入っておるのだと、五%以上書いてあればこれは入っておるけれども、それが入っておらないやつは無果汁だとおっしゃるけれども、私自身それは知りませんでした。ちゃんとジュースの名前が書いてあって、絵がかいてあって、そしてそれに入っておればそれは果汁が入っているものと思つて私自身——これは私、一番知らなかったのかもしれないけれども、しかし、大部分の国民の方はあなたのように、書いてなかったならばこれは果汁が入っておるまいや、そういう考えはなかったと——主婦連のおっしゃるのが正しいと私は思うんです。

手続、法律上の問題は、あなたのおっしゃるそれがほんとうでしょう。ほんとうでしょうけれども、あなたのその常識は一般の民衆には私は通じないと思うんです。やはり無果汁なら無果汁だと、ゼロならゼロだと、最後に言われたように、それが私は一番親切であつた、そうしたら訴訟もなかったと思う、それをやっておられれば、ところが、あなたのおっしゃったように、そういうことで出されれば、あるいは皆さんから見れば常識かもしれないが、しかし、一般消費者でそこまで考へて買ひのは、それは相対的な人なんです。だから私は、主婦連が言ったのが正しいのであつて、最初からそれを取り上げていたでいいなつたならば、訴訟問題とか却下とかそんなものはなかったのじゃないか、こう思うわけなんです。

で、時間ありませんから、もう一つ、ひよつとしたら公取委員長のところじゃないかもしれせんけれども、最近、歯みがきの問題では、私はもう非常に感じておつたことを公取は直接やられて、非常によかつたこれは思つております。私もテレビを見る場合に、何か歯槽膿漏でもあれを使えばすぐおるとか、歯ぐきがすぐピンク色になるとか、歯槽膿漏のためにはこの歯みがき

を使ふとか、ああいうの、私も歯槽膿漏で医者にかかったことがあるのですけれども、なかなかおる薬がないのです。それが歯みがきでなおるなら、これは薬じゃないかとよくは言つておつたのですけれども、公取のほうでうまくやられたからこれはけっこうだと思ふのですけれども、もう一つちょっと疑問に思ひますのは、これは厚生関係でずいぶんやつてだいたい変わつてきましたけれども、テレビのコーン・シヤルを見ていると、薬の宣伝が一つ多いのですな。

薬の宣伝を医者がやられるなら私はやむを得ぬと思ふんです。ところが、医者じゃなく有名芸能人が薬の宣伝をされるのですな。ぼくはどうしてもこれはびんとこないのです。なぜならば、薬は一般の人は売ることができないのです。薬剤師であるか、あるいは許可をとつた人であるか、あるいはお医者さんでなかったら薬を売ることとはできないときまつてゐるのです。それを有名人が、胃が悪かつたらこの薬を飲みなさいとか、二日酔いしたらこの薬を飲みなさいとか、いろんな宣伝をすればこれは薬事法なんか要らないようになるわけなんです。このころは非常に巧妙になつてきましたね。私もだいたいふんどく言ひましたが、このころは有名の方がこれを飲みなさいということとは言いなからぬです。しかし、薬が出ると巧みに動作をして、やつぱりあの人も飲んでおられるからあんな元気なんだ、それじゃあれ飲もうかな、という印象を与えるようにやっておられるのだ、薬の宣伝というものは一体どういふものなのか。もしもその宣伝の薬で——つい最近、一注意書をよく読んでからお飲みください」と親切に書くようになりましたが、もしも、その宣伝で飲んで副作用があつたり、あるいはきかなくなつたり、そういう場合は一体だれの責任になるだろうか。それ以前に、薬というものはこれは専門家、国の認めた人間でなければ人間のからだに薬を飲ませることはできないはずなんです。それを他の人が宣伝して、あのかつた大宣伝費をかけて、全国民に、いかにもこの薬は絶対きくんだというよう

なことを言うのはいいのか悪いのか、あなたの所管であつたら教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) 本来的には、これは薬事法の規定がちゃんとございまして、厚生省の所管であると言へるのですが、しかし、いわゆる誇大広告あるいは誤認させる広告である場合には、やはり公取の所管でもあるわけでございます。有名人が薬の宣伝をすること自体は、そのことだけでは薬事法でひつかかることにはなつておりません。有名人がやつたから必ず薬事法違反だといふことにはなつていないのですが、しかし、私どものほうの解釈では、有名人が実際にあまりその薬を使つておらないで、別に使用したから効果があつたともほんとうは思つていない。しかし、実際には効果がないのに、あたかも、その薬がきいてこういふりつぱなからだになつたんだというふうなふりに誤認させる広告がある場合には、これは実際にはそれだけのものがあると思ひますのでございまして、これは不当表示になるおそれがございます。確かにこれを飲んでこのようなりつぱな体格になつたり、運動のあれになつたといふこと、そういうことを、これを見た人が誤認するといふおそれがあれば、やはりこれはいけない。なるべくそれにかからないようにすれすれに取り扱つてゐるようには私は見受けるのでございましてけれども、もし受け取るほうで、これはおかしいといふふうな人が非常に多ければ、やはりこれは慎んでもらなければいかにのじやないかと思ひます。

大体、医薬品の虚偽の広告とか誇大な広告といふのは、薬事法の第六十六条で明文をもつて禁止されております。どんな場合でも何人も虚偽または誇大な記事を広告したり、記述したり、または流布してはならない、これは第六十六条に医薬品等についてすべて述べられておりますし、またさらに、三十九年八月十日の薬務局長通達というのがございまして、「医薬品等適正広告基準について」といふのがございまして、簡単にございまして「から申しますと、」効能効果を保証する表現の禁止、医薬

品等の効能効果について、具体的効能効果を摘示して、それが確實である保証をするような表現はしないものとする。それから次が、「本来の効能効果と認められない表現の禁止、医薬品等の効能効果について、本来の効能効果とは認められない効能効果を表示することにより、その効能効果を誤認させるおそれのある広告は行なわないものとする。」「広告基準がこうありまして、こういう点では厚生省もわがほうと同じく、広告のいかががわしいものについては当然取り締まりをなさるものと思ひますが、わがほうといたしまして、いま御指摘のものにつきまして、しさいにもっと実情を検討いたしまして、不当な表示ではないかといふおそれのあるものについては、注意をして是正させることといたしております。内容をまだ詳しく私存じませんものですが、抽象的にそういうお答えを申し上げておきます。

○阿貝根登君 通産大臣がお見えになりましたのでお尋ねいたしますが、けさの新聞でも、アメリカのニクソン大統領がアメリカの石油輸入について規制を撤廃した、こういうのが出ております。まあ、最近の新聞その他で日本でもずいぶん問題になつておりますが、エネルギーに対して非常な危機が訪れたといふことで、産油国であるアメリカが非常に心配をし、大統領みずからエネルギー教書というものを近々出すのだと、その草案が盛んに練られておる。こういう事態の中で、日本のエネルギーの長期対策はどうなつておるか、短期対策はどうなつておるか、中期にどう考へておられるか、日本のエネルギー対策をお尋ねいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 日本のエネルギー対策の前途を考へますと、なかなか重大な問題が包蔵されてゐるように思われます。昭和四十六年度におきます現状を見ますと、総エネルギー需要は、石油に換算いたしました二億九千万キロワットでございまして、そのうち原子力が百四十四万キロワット、国内炭が三千百七十三万トン、輸入原油量が二億二千四百二十六万キロワット、国

産原油が八十七万キロリッター、液化天然ガスが九十七万トンというところでございまして、これをパーセンテージで分けますと、石油が七三・五％、それから石炭が一七・五％、その石炭のうち国内炭が六・三％で輸入炭が一・二％になっております。それから水力が六・七％、原子力が〇・六％、その他が一・七％。それで、海外依存度が八四・九％ということになっております。

これが五十年度の見通しを申し上げますと、大體、総エネルギーの需要量は四億三千八百五十万キロリッター、約倍に近くなります。そして、原子力が八百六十六万キロワット、それから国内炭が二千万トンないし三千六百万トン、輸入原油量が三億二千八百万キロリッター、国産原油が九百万キロリッター、液化天然ガスが三百四十万トン。それで、このパーセンテージを見ますと、石油が依然として七三％、石炭が一八・一％、それから水力が四・五％、原子力が二・二％、その他が二・二％。海外依存度は八七・四％と上がります。

これが六十年度の見通しを申し上げますと、総エネルギー需要量が九億ないし十億キロリッター、現在の五倍近くになります。そのうち原子力が六千万キロワット、国内炭が二千万トンないし三千六百万トン、輸入原油量が六億キロから七億キロの数字になります。そのうち、また国産原油が六百三十万キロリッター、それで液化天然ガスが千四百万トン。これを各比率で見ますと、石油が六七％、原子力が二・五ないし二・三これは下がってまいります。それで、その他が三・一ないし二・八、これは地熱発電その他が入ってくるわけですが、海外依存度は八三ないし八四％。一応こういうエスティメーションがあるわけでございます。

それで、現在の事態を見ますと、一番大きなファクターはアメリカの動きでございます。お説のように、アメリカは、ことしの二月にデント商務長

官が四万三千の全米企業に手紙を送りまして、石油その他を節約してくれ、そして石炭と混焼するとか、あるいはサーモの温度基準を下げるとか、ともかく、いろいろ節約方を訴えております。それで、アメリカは六十年ぐらいいは、おそろく五〇％以上輸入に変わるであろう、石油が。そういわれておるわけです。そうなりますと、おそろくアメリカが一九八〇年ごろには、つまり昭和六十六年ごろには大体十三億キロリッターぐらいの油が必要だろう。そのとき日本がいま申し上げましたように六ないし七億キロリッター要する。そうすると、ほとんど世界じゅうの需要を日本とアメリカで占めざるを得ない。EC—ヨーロッパがおそろくアメリカと日本の間ぐらいいになるだろうと思っております。それで、需給関係を見ますと、世界じゅうが不足になりまして、余っている国はソ連だけという数字になっております。

そうなりますと、石油の事情というのはますます窮屈になってまいりまして、御存じのように八〇年、八一年にはアラビアその他の中近東の油の原産油国がその産出油の五〇％以上の権利を持つわけでありまして。そうすると、いままでメージャーが握っていた油の半分以上を原産油国のカタルやアラブドバイやクウェートやイランの国が売り出せるという形になりまして、これが世界の石油戦線に非常に大きな変化を与えてまいります。

いずれにせよ、しかし、それらの原産油国も、一時に出してしまわないで、長期間にわたって少しづつ出しながら財政需要をまかなっていかうという形に変わるといふ可能性もありますから、特にまたユーロダラーなんかの蓄積で世界じゅうからも制約が起きてまいりますから、そうなりますと、供給量はそうふえるとは思えない。現在、大體世界の石油の埋蔵が三十億トンぐらいいだとかいってありますが、これがまた発見されれば別でございますけれども、三十三年間ぐらいいの消費量で見ると持続ができないということだそうであります。新しいものが出てくれば別です。

そういう点を見ますと、石油は高くなるを得ぬし、それから窮屈にならざるを得ぬ。日本は石油に八〇％以上負っている国でございますから、これは非常に大きな問題になります。そういふ面からして石炭の価値がまた見出される、国内炭の価値が見出されるという時代がないとも限らないと私、考えておるわけです。そういうような諸般の情勢をよく見ながら、われわれとしては、まず第一に、世界じゅう東西南北にわたってその資源を確保していくということ、そして、これはウラニウム、油、ガス、あらゆる種類のものを手当てをするということ、それから国際協調でやっこと、そういう二つの原則を持っていま懸命な手当てをやろうとしておるわけであります。

最近シベリアのチヌメニそのほかのガスや油に對するわれわれの関心、あるいは中国からの油の産出に對するわれわれの関心、あるいはインドネシアやオーストラリアや、あるいはアフリカその他に對していろいろ手当てしているということ、これは、みんなそういう政策に基づいているわけでありまして。ただ、ここで大事なことは国際的に非難されるような海賊行為的な油の取得をやってはならないということでありまして。それは一面、短期間では、成功したように見えるかもしれませんが、長い目で見ると、日本の安定供給についてやはり障害が出てくると思われまして、長期的安定を國際協調で手当てしていく、そういう方針に基づいて実行していきたいと思っております。

〇阿具根登君 大臣の御説明を聞いておりますと、全くそのとおりで質問の余地がないくらいなんです。まことにほつきりしておるわけなんです。大臣がいま言われましたところを私も全部勉強しておるところなんです。それが事実なんです。そうするのは、そういうものを踏まえて——アメリカはいま二〇％から二五％の輸入をやっております。そうしてこの十年先には、八〇年には五四％ぐらいい輸入しなければならぬ。これは国家安全保

障から考えてもたいへんなことになると、だから油に對しては極力節約をしない。特にことしはずいぶん詰まったようですけれども、それを一國の大臣なり、あるいは總理に当たたる人が全國民に對して、少しでも戸のすき間があつたら、そういうところは一とつ張って暖房が逃げないようにして、そして節約してください、こういうことを呼びかけておるし、現在六億トンから使つておる石炭は、十年後に十億トン使うようになるかもしれない、だから石炭に對して十分関心を持つてくれと、いままではガスが高くなるといけないので押さえておつたから、非常に安いエネルギーをアメリカ國民は満喫してきた。しかし、これからは安いエネルギー等はありませんぞ、高くなりますよということも親切に言つておる。そして、きょうの新聞では、輸入を制限しておつたのを撤廃してしまつた。こういう非常な、日本から見ればアメリカは十年先のことを今日、いまやつておるようなものである。

日本はいまやらねばならぬことを全然やつておらない。通産大臣は考へておられるけれども、政策面には全然あらわれておられない。これが海賊行為かどうかはしりませんけれども、國の政策以前に、まず商社がどんな仕事をしていたら、そのあとについていく。アラブドバイでも、結果のことは私はよく知りませんが、七億八千万ドルの金がつぎ足されて、七億もの金がつぎ足されておるとするならば、結局それは一見見通しはどうなのか、どのくらいあつて、どうするのか。株は確かに三〇％ぐらいい手に入れたらいいんですけれども、そういうやつもわれわれにはわからない。シベリアのやつもけつこうです。けつこうだけれども、國境線のパイプラインは、一、二、三、中国とどうなるんだらうか、こういうやつもわれわれにはわからない。國民にはわからない。そうすると、一番心配しておるのは國民ではなからうか、こう思うわけなんです。

特に、石炭についても見直さなきゃならぬとおっしゃつたけれども、二千万トンを下らないと

いう政府の大前提のもとに、二千万トンの線で着々とまいいつとるわけなんです。実際二千七百五十万トン、こととして三百万トン閉山すると、そうすれば二千四百万トンになる。二千四百万トンというのは現実の問題であって、石炭は掘れないようになる現実がたくさんある。そうすると、そのまはつておいても二千万トンを下っていく。そのころになって、やあ油が高くなった、油が入らないようになった、石炭を掘れといつても掘ることはできないんです。いまの場合になぜもっと考えないのか。あるいは十年なら十年先に、石炭はこのままでは公害がある、石炭の生だきは困ると、それならこれを液化する、ガス化するということがアメリカでも盛んにもう研究されておるんです。

〔委員長退席、理事大谷藤之助君着席〕

そうして、これが五年後には、石炭はガスで代り、液化しようということになって石炭を全部確保しておるのに、日本は、ほとんどつぶせつぶせといつておる。そうして質問すれば、大臣は、ちよと評論家が言われておる、あるいは新聞等で指摘されておることを率直に言っておられるけれども、政策面では何もあらわれておらない。私、これが一番心配なんです。だから大臣は、先ほどおっしゃられたような気持ちならば、一体どうするんだということをはつきり言ってもらわなければ困る。油が七億キロも八億キロも十年後入ってくる。見通しがあるのかどうか。また、そういうのに、それだけわれわれは経済の動脈を向こうに握られてしまつていいのかどうかと。そのためには、日本の国内資源というものは極力、いま守らなければ、守る時期が失してしまふんじゃないか、私は、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(中會根康弘君) 私も同感でございます。いま申し上げましたように、需給関係を見ると、大きな油田が世界のどこかにでも発見されなない限りは、非常にきつくなつてくると思ひます。それから値段も高くなつてくるという危険性もございます。したがって、エネルギーの総合的活用

ということをや、いまから考えなければならぬ時期でありまして、その中には資源の節約ということも入ってくるわけがあります。そこで、火力、水力、石油、それから原子力、あるいはそのほかの燃料等について、大体、どういうスケールでこれを開発して、確保していくかという大まかな計画をつくってみて、そしてそれを追求していく、そういう考えに立っていきたいと思っているわけです。それで大体、産糧審等におきまして、エネルギー需供等の計算をし、またエネルギー関係の委員会におきまして、大体のエステイメーションをしているわけでございますけれども、いま申し上げたようなラインが大体のラインであるわけです。ですから、このラインに沿って、いろいろな各部門について懸命に手当てをしていくということをやっておるわけです。

この中でウラニウムのことがあまり出ておりませんが、ウラニウムも非常に重要なファクターになつて、これはアメリカとの間で共同濃縮工場をつくるという話を、いま、そろばんが合うか、話が合うかやっているとところでもあります。ともかく、そういうふうな、日本のエネルギー問題というものは日本の存立にかかわるような大問題に發展する可能性もございますから、われわれは通産省内部においてもそういう基本的体制を固めようと思ひまして、今度はエネルギー庁をつくつて、そのエネルギー庁で本格的に取り組む体制をつくらせたい、そう思つておるわけです。できるだけ早い機会にエネルギー白書のようなものを通産省でもつくつて、国民にも訴えて、そして官民おのおのどういうことをやったらいいか、事態の真相を国民に知つていただくと同時に、われわれの努力の目標を明らかにしたい、そう考へておるわけでございます。

○阿具根登君　その大臣の考へ方は、私、まことにけつこうだと思ふのですけれども、まあ、エネルギー庁ができるのも今国会でできるでしょう。それも含めて、それから対策を考へていくんだではもうおそいといふ私は言うわけなんです。

す。ここでやっぱり一つの決意を持って、どうあるべきだということを打ち出しておかねば、私はいつでもおそいと思うのです。だから、もう理想だけは非常にいいのです。列島改造論と、こう非常に歯当たりのいいことを言って選挙された。ところが、土地には何の対策もなかったで、土地はぼろくそに上がってしまった。上がることはわかっているのです。上げろと言わねばかりの政策なんです。今度は、まあ物価が非常に高くなった。大豆がどうなつたと、とうふが五十円が百円になつたと、そうしたら今度はあわてて、商社が買い占めをやつたからどうだこうだとなるわけなんです。あたりまえのことなんです。何でも後手後手で、一応もうけるだけもうけさせてしまつて、国民がみんな塗炭の苦しみになってきてから、どうするんだ、ああするんだと、こう言っておられる。私は、燃料の問題もエネルギーの問題も、そうなりはせぬかと思うから言っているわけなんです。

ちやうどこの物価高の問題も商社の問題もそのとおりです。モチ米まで買い占めをやる。うまいときたら国民の食う米まで買い占めますよ、日本の商社なんというのは。国民を犠牲にして、そして自分たちがもうければいいというような悪どいやり方をやっている人がおるんです、全部じやないけれども。国会でもうんと指摘されておるんです。そうすると、油だってそうなつてくると私は思うのです。日本は外国に行つて、アニマルといつて笑われておる。悪徳商人と言われてますよ。そういうやり方をやらねばならぬようになってくるのが私は見えておるような気がするから、いま何回とか大きな手を打ちなさらぬか。エネルギー庁ができてもけっこう、それから今度スタッフを集められて研究されるのもけっこう。しかし、そのときはもう手おくれになってきますよ。私はそう思うのです。だから、いまだう打つんだ、短期にはどうするんだ、中期にはどうするんだ、長期にはどうするんだと。それは中期以上には太陽の熱があるでしょう、地熱もあるでしょう、あるいは海

水もあるでしょう、そういうやつがたくさん出てくるようになってくると思います。

しかし、そういう夢ばかり与えておつても、現実、油が来ないようになつたらどうするか。アメリカがこういう政策をとつてくれば、中近東の油は、おそらくアメリカが相当な力でアメリカに持つていくと思うのですが、私は、いろんなものを見ても大體書いてあります。そういう場合に、日本は一体どうするのか。石炭はつづすだけつづしてしまつた。ドイツで一億トンですよ、いま使つておるのが。英國で一億四千万トンですよ。アメリカで六億トンです。それが日本では二千万トン。そうして、おつちやつたように八五%油を輸入せにやならぬ。一番輸入せにやならぬ日本が一番石炭を押えてしまつてゐる。フランスでさえも二千四百萬トンたいています。どうしてこれがこのまゝやつていつて、そうして、いや、エネルギー対策考えております、こういうことを言えるかと思つてゐる。現実に全然合つておらない、こう思ふのです。

が、間違ひでしょうか。

○國務大臣(中會根康弘君)　お説のとおりであると思います。私は私なりに自分で考へて、また事業にいろいろ指示をしてやっておるのでございしますが、まず第一に、油の問題については石油公団を中心にいろいろ調節させまして、海賊行為が起らないようにしながら交通整理をやらしてやっておるのです。しかし、やっぱりいい話というものは、商社やそういう人たちがつかんでくるものでありまして、國際的な商行為の中でそういう利権やらコンセッションというのは出てくるものでありますから、これはできるだけ自由にして、情報だけは大体石油公団を中心に一カ所に集中して、そして能率的にこれを獲得できるようにやっております。最近、いろいろ思うい切つた、どこからでも情報を手に入れて、ともかく、当たるだけ当たってみるという方針でやっておりますので、油やガスの問題がかなり方々じゅうから話として入ってきておりますけれども、しかし、確實なものというものはそう数あるものではござ

いません。それをえり分けながら、毎回毎回その情報のストックをふやしながら積極的にやらしておるといのが現状でございます。私は、着任してからずいぶんいろいろな話を聞いて、当たり前だ、突っ込んだりやらしてありますが、わりあいいろいろな面が芽が出てきているように思います。

それからウラニウムの問題は、先ほど申し上げましたように、これもアメリカ、フランスとの間で協定を結び、またオーストラリアとも協定を結びまして、国際的にある意味においては牽制しながら低廉なウラニウムを獲得するというをやっておるわけです。また、一面において、国内の遠心分離法を進展させることによって、こちらのネゴシエーションの立場も強めておかなきゃならぬ。そういうことで遠心分離法にも実はかなり力を入れてやっておるわけでありまして、それで、アメリカとの関係では、アメリカが濃縮ウラン工場を民間に移譲するという方向に政策が変わってまいりました。その移譲先やら移譲の条件がまだアメリカではつきりきまつていないのです。こちらのほうはややとそういう調査会及び交渉機関をつくりまして、藤波君という科学技術庁の事務次官をリーダーにしまして体制ができて、アメリカに二回ぐらい渡つてそういうネゴシエーションを始めておりますが、これもやはり原子力の濃縮ウラン、特に、一九八〇年代以降の燃料を確保するためにやっていることであります。

それからガス及び油につきましては、ただいま申し上げましたが、これはシベリア、あるいは中国、あるいはオーストラリア、あるいは南米のペネズエラやあるいはベール、ともかく、世界じゅうから国境を越えてこれは獲得するという算段をやろうというところでやっております。シベリアの開発についても、そういう取引条件が合えばわれわれは積極的に推進していく考えを持っておりますわけでありまして、中国につきましても、良質な油がだいぶ増産されてきたようでありまして、できるだけ多量に日本にも供給してもらえようように話を進めておるところでもあります。

話を進めておるところでもあります。

それから石炭の問題、先ほどお話になりましたが、私もそういう点では同感のところがあるのがあります。やはり国の存立に関する基本的な問題というものは、一時的な雲煙飛動によって妨害されてはならぬのでありまして、たとえば米の問題にしても、一時、米が余つて困つた困つたといつていまして、最近またこういう状態になって、ある程度の恒常的ランニングストックを持つておらなければ、国家の存立自体にかかわるというところがはつきり出てまいりました。あるいは鉄道にしましても、赤字線がいかぬとか何とか言つておりましたけれども、最近では自動車のはんらんにつれて、地方線というものが開発あるいはその他の点でも見直されてきておるわけでありまして、国の基幹的な要素というものは、明治以来ずっと続いてきたものの中には非常に大事なものがやっぱりある。

石炭の問題も同じであつて、一時、石油とかその他が安くなったというので、幻惑されがちでありますけれども、いざというときのことをいろいろ考へてみますと、日本の国内の非鉄金属にしても石炭にしても、非常に重要な資源である。必ず見直されるときが私は来ると思っています。そのときになつてあつてふたいてやるのでは政治ではないと、そういう気がいたしまして、第五次答申というものは最低線として、あれより上に新しい世界のエネルギー事情の変化に対応するという考えをもつて第五次答申というものを解釈しながら進んでいかなければいかぬと、そう私は考えておるところであります。

○阿貝根登君 おっしゃるとおりですがね、第五次答申の中心になつております二千万トンを下らないというの、いまの総理大臣の田中さんが通産大臣のときにここで約束されたわけなんです。これは非常に政治的な意味があると思ひます。そうしませんが、せっかく審議会が苦勞して出していた線が、びたつと二千万トンなら二千万トンと、二千五百万トンなら二千五百万トンとこ

うやつておればなかなか動きにくいから、私は、その幅というものを非常に期待しておつたわけなんです。ところが日本は、いまおっしゃいましたように、石炭はわずかに総エネルギーの一〇％足らずですね、外国から輸入しておる石炭なんかもありますから。そして、日本の石炭の埋蔵量は大体二百億トンといわれております。そうすると、事エネルギーに関する限り、現在で一番安定しているのは石炭だと思ふのです。その石炭を閉山のほうに持つていって、合理化ということで閉山に金をふんだんに使われて今日まできたわけなんです。だからその趣旨に沿つて経営者諸君が非常な石炭に対する魅力を失つてしまつた、こういう状態なんです。

そうすると、二百億トンもある日本の石炭は見返りもせずに、手とり早い外国の石油だけに依存していく。こういうふうになつてくると、外国から石油を買うのをやめろというわけではありませんが、当然足りないやつは買わねばなりません。しかし、アメリカで言う意味と日本で言う、私の言う意味とは違ひますけれども、アメリカは二五％しか輸入していないのが五〇％になつたならば、国の安全保障の面からいへんなことだといつて国民は騒いでおるわけで、大統領はこれと言っておるわけなんです。責任のある長官はそれを言つておるわけなんです。だから、国内の資源があるんだから、石炭にすれば気の遠くなるほどの、何兆というぐらゐあるわけなんです。六百年分があるというところが報道されております。だからそういうものを使おうじゃないかといふことで、逆に十年後にはいまの倍近い石炭を使ひますよと、こういうことを言つておるわけなんです。

で、いままでは、石炭が高かつたけれども、これはから油が高くなりまして、重油が高くなりまして、そして外国から買わねばならぬようになるから、石炭に投資してもこれは決して損ではありませぬ。これは英国でも言つております。石炭保険だと言つております。そういう現実の問題から踏まえて将来の問題を日本よりもたくさん資源を

持つておる国がやつておるのに、資源のない日本がたつた一つの資源の石炭を二千万トンでぶち切つてしまつと、こういうことをやつておつて、さあ油が足らぬから石炭よといった場合に、石炭が出るか、出ません。今日のようにみじめな姿になされた石炭は、おそろく出してくる労働者も少なくなるでしょう。おらないでしょう。また、今日のような状態であるならば、おそらく私は、いよいよ油が窮乏になつてきた、これはたいへんだというふうになつてきてから石炭を出せといつても、これは間に合ふものではないかもしれません。そこにあるものを取るようなものではないですね。だから、外国でさえやつておるのに、一番資源のない日本が日本の資源を何にもならないような、使ひものにならないような今日のこの姿勢というものは、おそらくほんとうに私は悔いを残す結果にはしないか、こう思ふわけなんです。

大臣は教科書を読むように言われるけれども、そういう問題ではないと、もつとせつば詰まつて考へていひたいではないか。アメリカは、何回も言うとおりに大統領でさえエネルギー白書を出すと云つておるんですよ、教書を出すと云つておるんですよ。そして、長官は国民に訴へている。英国は英国で石炭に相当な金をかけておるけれども、これは長い将来で見てください、保険をかけておるようなもので、英国のエネルギーをこれで確保しますといふことを言つておるんですよ。ドイツだつて一億トンの石炭を確保しなければならぬ、こう言つておるんですよ。それなのに日本はひとつも進歩がない。言うことだけは言うけれども、石炭をどどんとつぶしていつておる、こういう状況なんです。で、それは審議会からの線も出ておりますし、大臣がここでこれを幾らにしますといふことは、これは言えないでしょうけれども、しかし、もの考へ方なんです。いまから先の石炭をこれ以上閉山していくならば、おそらく私が心配しておるように、二千万トンから切つてくるような状態になります。二千万トン確保するとおっしゃつても、当然つづれる炭鉱はつぶれていくんです。石炭が

なくねば振るわけにいきません。危険が増大すれば振るわけにいきません。だから、相当の余裕のあるところとためおかなければ、二千万トンの線ですらあぶないです。それをとんとんと合理化方面に持っていけるから非常に災害も多くなってくる、日本の将来の経済面から見ても非常な不安があると、こういうことを強く大臣に私は申し上げまして、私の持ち時間も終わりましたので、いずれ機会を得ましてウランの問題もやりましょう、太陽熱の問題もやりましょう、地熱の問題もやりましょう、海水の問題もひとつうんと論争してみようじゃないか。しかし、現実の問題を忘れて論争してみたいと思います。

以上につきまして、お考がございましたらお示し願います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 阿具根委員の考えには私も非常に共鳴をいたします。私は行政の責任者でありますから、単に考えだけ持っておてはならぬものでありまして、そういう考えを基本に置いて、ぜひ政策として実現するほうに努力してみたいと思っております。

○中尾辰義君 私、先ほどの生活必需品の問題で、商品投機の問題で質疑がありましたけれども、最近の値上がりはもう本会議、予算委員会等でも論じられておりますけれども、非常にこの消費者あるいは業者のほうから、政府の行政、通産行政等に対する非難が多いんですね。私も国会におりましたも、地方からほとんど電話がかかってくる。これじゃ仕事ができないうえに、か、買おうと思っても品がない、当分商売は休みだというふうなことで、これはもう早急に何とかならないのかというふうな、非常に強い不満の声があるわけです。政府のほうもいろいろ講じてはいらっしゃるでしょうけれども、ここは商工委員会でありまして、この間の投機の原因、それから最近の市況の動向、それから今後の需給の見通し、緊急対策というのはどういうことをやるのか、その辺をセメント、紙、生糸、羊毛、こういう品目に別ひひとつお答えを願いたいと思うんです。

○國務大臣(中曾根康弘君) 具体的な御説明は政府委員からいたさせることにいたしました。概況を申し上げてみたいと思いますが、不足の原因はどこにあるかということがまず第一点であります。

〔理事大谷藤之助君退席、委員長着席〕

これは物によつていろいろ違いますが、一つには国際的な品不足、たとえば羊毛のようなものについてはそれに当たります。豪州において羊の減産ということが響いてまいりまして、そこに加うるに豪州ドルの切り上げというふうな問題が入ってきたとして、さらに世界的に天然繊維に対する需要がかなり起きてきた、そういうところから日本の商社等がかなり先物で買い付けまして、それが値上がりや多少騰貴したところもありまして、しかし、これはやっぱり実需がかなりあって、そうしてそういう現象、品不足という面から値が上ってきたところもあります。それが日本へ入ってまいりますと投機の対象になってきてまして、一月以来ストップ相場になってきておるわけでありまして。しかし、先ほど申し上げましたように、大体手当てはかなり済んで、たぶん一千万着分ぐらいの洋服に当たる毛はもう日本の国内にはあるのではないかと思います。したがって、金融が詰まってくるとか、あるいはいろいろ調査その他が進んで手元に置いておくことがむずかしくなるといふ情勢を早くつくりに出して吐き出させると、そういうことを私たちは心がけてやりたいと思つて、現にやっておりますところでもあります。それから、木材その他につきましては、これは国内の生産計画のそこというものもありまして、これはまあ輸入を促進いたしまして、少し小康状態を呈してきております。まあ、概して通産関係の品物につきましては、需給の協議会をつくりまして、需要者と供給者を各通産局別に集めまして、いろいろ文句を言わせ、どこに隘路があるかというところを相談させ、それで通産当局がその間を調整して需給を円滑にすると、そういうことを各地でやらしたり、それから品物のあつせん所

をつくりまして、そのあつせん行為をいましておきます。

それから、セメントのような場合につきましては、そのほかに韓国から一万トンばかり緊急輸入いたしまして、それで中国地方の不足しておるところへ張りつたりさせております。一部、セメント等のようなものの場合には、この間の鉄道のストライキ関係で貨車回りが悪くなつて、それで需給が逼迫したという点もございまして。

綿糸、ゴム等についてもいろいろ問題がございしますが、そういう具体的な問題、こまかいところについては政府委員から答弁させます。

○政府委員(齋藤太一君) セメントの需給状況でございまして、例年一月、二月はセメントの不要期に入りまして、大体、前年比で申しますと一〇%以下の伸び率にとどまるのが例年の通例でございまして、これは暖冬異変の関係もございまして、ずっと、冬場になりましたも工事が非常に活発でございまして。加えて、年度末で非常に公共工事関係が増大をいたしておることもございまして、全国的にこの一三月需要が急増いたしまして、たとえば一月は前年同月比二二%増、二月は二五%増、三月も大体二五%増の見込みでございまして、こういうふうな非常に需要が予測よりも急増したという事情にございまして。

で、こういう状況でございまして、セメントメーカーに対しまして、私も、フル稼働を行なうように、生産の増大、出荷の促進を指示いたしましたところでもございまして、たまたま先月から国鉄の順法闘争がございまして、そのため、ただいま大臣申し上げましたように貨車繰り等が、若干荷繰りが悪くなりまして、そういう影響もまじつて出てまいりましたわけでございまして。こういった面に対処いたしまして、私も、通産省当局としましては、輸出を今年度大体二百万トン見込んでおつたのでございまして、これを秋口から輸出をずつと減らしまして、従来月ベースで十七、八万トン出しておりましたのを、ただ

いまのところどうしても契約の切れない分四、五万トンに押えまして、年度間で百万トン以下に輸出を押えるということで、輸出向けを内需に振りかえております。

それから、災害復旧でございまして、治山治水といった当面急ぎます工事につきましては、優先的に確保するというところで各地方通産局ごとに県当局と協議をさせまして、県から提示されましてこういふ関係の工事には、間違いなくセメントをお届けするように取り計らうようにいたしております。そのほかセメント各社間の製品の融通等さらに促進いたしましたり、同時に、業界に対して価格が高騰しないように配慮するように要請をいたしましたところでもございまして、さらに、今月の上旬に韓国から袋物の輸入を、当面四月まで一百万トン入れるように、手配中でございまして。さらに、この三月が非常に年度末で工事が集中しておりますので、その時期の切り抜け策といたしまして、官公需の中で災害復旧あるいは治山治水といった、当面急を要しますもの以外につきましては、若干官公需を繰り延べるといったような措置につぎまして、ただいま関係各省と協議中でございまして。また、基本的には業界の設備能力を増強することが基本的な対策でございまして、明年度中に、現在、八千五百万トンの製造能力を持つておりますが、一千万トンの能力増を行なうように指示をいたしまして工事を急がしております。九月ごろまでに七百五十万トンぐらいの能力の増加は可能ではないかというふうに見ておるところでございまして。

こういうふうな状況でございまして、この四月、五月、六月は、例年ですとまた若干不要期に入りますので、こういった設備の増設、あるいは国鉄の順法闘争も解決いたしましたので、逐次需給の逼迫は鎮静化していくのではないかと、かように考えておるところでございまして。

○中尾辰義君 私、セメントだけ聞いていますのじゃないですよ。あと、紙と生糸と羊毛と答えてください。

○説明員(芦野道夫君) 生糸の騰貴の原因につきまして申し上げます。

生糸の需要が最近非常にふえまして、その原因といたしましては、絹織物の消費層の拡大でございます。それから絹織物の高級化に伴いますところの生糸の消費の増大、これが基調になりまして、最近では天然繊維の見直しブーム、それから金融緩和などによりましてきわめて堅調に伸びております。昨年におきましては、四十六年に比しまして二四%増、約五十万俵に達したわけでございまして、供給不足の見込みというようことから価格が騰貴したわけでございます。

それで、価格がどんなふうに推移するのだろうかと、いうことでございまして、現在、国内の繭、生糸の増強を進めております。さらに外国生糸の輸入の促進をはかっておりますのでございまして、けれども、本生糸年度と申しますと、生糸年度は六月から五月が生糸年度でございまして、ことしの五月までの需給の見通しについて申し上げますと、こういうような供給の増加をはかっておりますのでございまして、輸入は中国、韓国とも前年とほぼ同じぐらいな輸入しか得られないのじやなからうか。それから国内の生糸の生産につきましても、大体、前年と同じぐらいではないかといううようなことから、需給につきましてはやはり逼迫ぎみで推移するのではないかと、したがって、価格も比較的高い水準で推移するのではないかと見ております。しかし、生糸の価格につきましては、一時キロ一万五千円まで上がったわけでございまして、次第に鎮静化したしまして、一万二、三千円のところまで現在のところは推移しております。

それで、来生糸年度、ことしの六月から以降の来年の五月までの生糸年度でございまして、けれども、この見通しにつきましては、需要につきましましては昨年、前年よりも大幅に増加するとは考えられませんが、需要は少し減るのではなからうか。一方、供給のほうでございまして、国内におきまして繭、生糸の生産対策を現在強力に進めて

おりますので、供給は、国内の生産は前年よりもややふえるのではないかと、増産されることを期待しております。

それから、中国、韓国からの輸入につきましては、極力その輸入生糸の確保につとめることにいたしておりますので、来生糸年度につきましてはおむね需給の均衡が保たれるのではないかと、こういうふうに見ております。

○中尾辰義君 紙が出ていない。農林省、お見えになっておりますか。

○委員長(佐田一郎君) 木材関係の人、中尾さんの質問に対して……

○国務大臣(中曾根康弘君) 木材につきましては、現在、商社から問屋への丸太の販売価格は米材、北洋材、南洋材とも製材市況の軟化を反映して下落傾向にあります。一方、商社とも昨年後半の木材相場の高騰等に対処するため積極的な輸入態度を示しましたので、本年三月末から五月にかけて相当量の木材が日本に到着する見込みでありまして、したがって、四十八年の輸入量は四千六百方から五千万立方メートルとなり、四十七年に比して三ないし二%増しになると思われまします。このように、木材の輸入は円滑に行なわれるものと思われまします。木材輸出の動向に注意しながら、さらに輸入体制の整備等適切な措置を講じてまいりたいと思っております。

○中尾辰義君 紙。紙はいま呼んでいそうです。

○中尾辰義君 総括的な答弁は本会議等でも聞いていますので、商工委員会においてはああいふ現地の地元の商人、業者が納得するようなこまかい答弁をいま私は求めていたわけですから、いかげんじゃ困るんですよ。私はやはりこれは国民の代表として、地元へ帰りますといういろいろなこと、いろいろな問題で、一体、通産行政何やっつてんだと、きょう言われているわけですから、ね。ですから、きょうはこまかい質問になりますけれども、それを私は求めておるわけですから、

めんどろですけれども、会議録にも残しておきたいし、お答え願いたいと思ひます。

それじゃ紙のほうはあと回しにいたしますが、二、三日前の新聞にも、今度は石油まで火がついて、要求をしてくださるというところですが、これは新聞にも出ていますが、これは事情はどういうことなんですか。

○政府委員(外山弘君) 灯油につきましては、ことしの冬は暖冬ぎみに推移しておつたもので、すから、需給がゆるみがちでございまして、在庫も三月一日現在では約百七十万キロリットル、二十三日分に当たる数字が確保されておつたわけでございまして。ただ、三月中旬以降に降になりまして、寒い日が続くというふうなこともございまして、需要が高水準に推移していった、そのために在庫水準は急激に減つてまいりました。このほか、灯油の需要期も終わりに近づいたために、小売店からの注文がほとんど小口になってしまひ、小口の配送業務がふえて、その反面ローリー車の配送効率が低下しているというふうなこともございまして、一部の地域に品がすれの傾向が見られるというところは事実でございまして。しかし、私どもの調査によりますれば、灯油の在庫は、三月二十日現在でもその当初よりは若干減りましたが、それでもなお百十萬キロリットル、十五日分が確保されております。当面の需要には対処し得るものと考えております。

なお、地域的にそういう問題もございまして、一その円滑な供給を確保するために、供給する元売り各社に対して出荷、配送の一その効率化あるいは緊急増産の指示をしておるわけでございまして。で、一部の地域に起こつておる問題も、そういう努力でやがて解消していくというふうな考えております。

○中尾辰義君 とにかくこれは、政府に対する評判が非常によくないです。まあ、先ほど大矢君からの質疑にもありましたけれども、これは投機といえは投機でしょう、きたないことばで言いますと、これはばくちですよ。そしてまじめな業者が仕事ができないということでは、まことにこれは大きな社会問題を起こしておるわけですよ。ですから、根本の元凶は何だといふと、それはやはり政府のいろいろ、まあ、通産大臣を前にしてうまくないのですけれども、調整インフレ的な、あるいはそういうようなことを見越して先買いでやつていられるのですからね、政府に責任があるのですよ。しかし、いまでも取り締まる法規もないし、行政指導しかしようがないと、そういうようなことを言つても国民は納得しないのですよ、こういう点。ですから、非常にたいへんでしようけれども、ひとつ強力なる指導ですみやかにこれはすみやかにと言つても無理かもしれせんが、ひとつなるべく安定するようにやつてもらいたいのです。このことについてひとつ通産大臣の答弁をお伺いしたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) いろいろ国民に御迷惑をおかけして、まことに申しわけないと思つておるところです。

一般的に見まして、やはりインフレマインドといふものが一面において起き、また一部商社等において投機行為といふものによつて売り惜しみといふような情勢で値が上がつていっている向きも少なくないと思われまします。したがって、そういうような屯積類似の行為についてはこれからさらに調査を厳重にして、そういう品物を吐き出させるようにわれわれとしては積極的な努力をしております。また、やがてインフレマインドを消す、そういう点についてはある程度金融をセーブして、中小企業のような必要な部分については金融は潤沢にやらなければならぬが、それ以外の点についてはある程度金融を引き締めながら、そういうインフレマインドを消していく、そういう政策を進めていきたいと思つております。

○中尾辰義君 いろいろと議論はそれにはありますけれども、長くなりますので、次に聞きますが、ね、通産省のほうで商社の買占めの調査をこの前からやつていらつしやるようですが、その結果はま

だ出てこないですか。大体の概要がわかっておればお伺いしたいのです。

○政府委員(山下英明君) 三日間にわたりました。六社から事情聴取の形で調査をいたしました。その資料等も、対象が商社の金繰り、それから土地、証券、かつ、主要な投機による高騰があると思われる品物別に聞いたわけでございますが、何といつても対象が大きいものですから、その後追加資料の要求等をいたしまして、現在、一応打ち切りました三日間の調査の総まとめをしておる段階でございます。

○中尾辰義君 それでは、二、三日うちにできるわけですか、今月いっぱいには、できましてらひとつ資料をお願いしたいと思うのですが。

○政府委員(山下英明君) この実態把握という観点からいいますと、非常に困難な仕事でありますので、どこまで追跡追加をしていくか、しかし、そう言っておつては切りがありませんので、どこかの段階で一応打ち切りました中間報告させていただきますと、こう思っております。

○中尾辰義君 それから貿易収支の見通しと今後の円対策、こういった問題について大臣にお伺いしますが、四十八年度の貿易見通しは、輸出が三百三十三億ドル、輸入は二百五十二億ドル、八十一億ドルの黒字とこういうことになっておりますが、これは変動相場移行後、どうなりますか。見通しだからこの程度でということなのか、その辺のところをまずお伺いしたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 最近の変動相場制後の情勢を見ておきますと、輸出の停滞がさらに顕著になり、輸入の増大がふえてきております。この傾向は当分ずっと続いていくだろうと思っております。中間的な数字でよろしければ事務局から報告させます。

○政府委員(増田実君) 変動相場には二月から入りまして、それから一時中断がありまして、三月、市場が再開になったわけでございます。従来の輸出の先行きにつきましては、三月十九日から再開になりましたあとの輸出傾向というものにつきま

しては、成約が非常に落ちております。先行きを若干ながめたいということ、成約が落ちております。そういう関係で、ただいま大臣から申し上げましたように、輸出が相当落ちるというふうには私も思っておりませんが、具体的にそれでは今年度の輸出予想数値に対して何億ドルぐらい落ちるかというところにつきましては、変動相場の動き、それから欧州のフロートの動き、その他全部勘案しなければなりませんし、また、現在のところ、商社その他の成約が非常に落ちて模様なめになっておるといふことで、何億ドルという数値といふものはまだ計算いたしておりません。ただ、大勢といたしましては、輸出が相当落ち、また輸入のほうが、変動相場で実質的にはドルが安い円で買えるということによりまして、相当大幅にふえるという傾向は出ておりますが、具体的に現在の輸出見通し、あるいは国際収支見通しがどれくらい変わるかといふことは、三月末の現在では計算ができておりません。

以上でございます。

○中尾辰義君 それじゃ、八十億ドルの黒字ですが、これは地域別のあれを見まして、どういふような数字になりますか。特に日米貿易の収支の見通し、こういう点をひとつ。

○政府委員(増田実君) ただいま中尾先生のおっしゃられました黒字は、これは総体の黒字だけを出しておりますが、市場別には出しておりません。ただ、従来の傾向からいいますと、大体アメリカに対する輸出の、総輸出に対する率と申しますか、パーセンテージというものがありまして、これによりまして三十億ドルと四十億ドルの間という数字の貿易収支という数になります。ただ、御存じのように、今度の変動相場、これはアメリカに非常にひどく大きく出ておりまして、少なくとも昨日の相場からいいますと二百六十五円、約一五・数%というのはこれは対米貿易に響いてくわけですが、欧州のほうにつきましては、欧州も一応変動相場に移りまして、日本との間の格差はそれほど開いておらない。そうなりますと、従

来アメリカへ輸出されたものが、輸出価格が不利になった場合にはどうしても欧州のほうに移るといふことになり得ます。その意味で、アメリカとの間の貿易収支というものは、この変動相場移行によりまして相当な影響を受けるということが言えると思っております。

○中尾辰義君 私がちょっと見たこの数字は、日米貿易の収支は、一九六〇年が二億ドルのこれは輸入超過になっていましたね。それから七〇年代になりまして、ずうとふえて十二億ドルの輸出超過、七一年が三十二億ドル、七二年は大体四十億ドル前後ではなからうかといふことですが、こういう点から見てもどうお考えになりますか。

○政府委員(増田実君) ただいま先生のおあげになった数字のとおりでございます。四十七年度、つまりことしの三月をもって終わります年度の日米貿易というものは、四十億ドル近くなるというような数字になっております。

それから、従来、対米貿易につきましては、過去には日本の大幅赤字であったわけでございますが、御指摘のように、四、五年前からこれが黒字に転換いたしました。それが非常に大きな数字になっておるといふのが現在まで来ました日米貿易の推移でございます。ただ、今後の問題といたしましては、私も、日米貿易のバランスといふものが改善の方向に行くと、こういうふうにかえておられます。

○中尾辰義君 変動相場といいますが、実質上の切り上げといふことですけれども、スミソニア合意以後すでに一年数カ月を経過しているんですが、各国は——各国、特に日本がこれは一六・八八%の切り上げ、ドイツもあるいは米国のいたしましても、それぞれ調整をしておるわけですが、これも、この一年間にどういふような経過をたどっておるのか。いわゆる切り上げの効果といふものを私は聞いています。それがね、それはまあ通産大臣が、円の切り上げなんて、そういうものはすぐ結果が出るものじゃないとよくおっしゃっている。二、三年ぐらひはかかるんだと

こういう答弁をよく承っておるわけですが、それを裏書きするわけで、昨年はかなりの日本は黒字を出しておるわけ。じゃ、外国はどうなんだ、それが一つ、円切りをやっても二、三年の間はなかなか輸出が減るような数字が出てこないといふのは、どういふ理由に基づくのか、その辺のところをちょっとお伺いしたいのですが。

○政府委員(増田実君) まず、日本における効果と申しますか、スミソニアの合意によりまして一六・八八切り上げをやりましたあとの結果の数字について簡単に申し上げますと、昭和四十七年、つまり、昨年の一月から十二月の全体の日本の輸出を申しますと、一九%の伸びでございます。この意味におきまして、スミソニア合意で一六・八八の大幅な切り上げになったにもかかわらず、輸出はあまり減らないじゃないかといふことが普通通いわれております。ちなみに四十六年を申しますと、二四%アップでございますから、その次のスミソニアの合意以降の一年間がいま申し上げましたように一九%アップといふのはそれほど減つておらないと、こういうことが一応出ております。ただ、これはドル価格で計算いたしてございまして、円価格で計算いたしますと、四十七年の一月から十二月の一年間の前年対比の輸出の伸びは四・九%ということになっております。ですから、その意味では、実質ベースではそれほど輸出が伸びておらない。ただ、切り上げがありましたために、それぞれ輸出単価が上がりました。その結果、輸出金額をドルで表示いたしましたときには一九%アップということになっております。

なお、輸入については申し上げますと、輸入も一九%の伸びでございます。ただ、これは、四十六年の一年間の輸入はわずか四・四%アップ、これは不況の影響もございましたが、輸入については相当な伸びが一応出ております。

それから、ただいま先生のお尋ねのように、切り上げやれば直ちに効果が出るはずなのに、実際にはその効果が非常に遅く出てくるということでございますが、私も、いろいろ聞いております

○中尾辰義君 それじゃこれで終わりますが、織維局長、さっきの紙と羊毛につきましてお答え願いたい。それは最近の騰貴の原因と市況の動向、今後の対策、そういうものを、一括して、要点だけを言ってください。時間がありませんから。

○政府委員(齋藤英雄君) 羊毛、毛糸の点につきまして最初に申し上げます。

現在の羊毛の価格でございますが、四十六年の十月当時おおよそ百三十セント程度でございます。ポンド当たりでございます。それが現在は、おおよそ五百セントないしは場合によっては六百セントをこえておるといふ、相当高騰しておることになっております。それで、その原因は、世界的な景気動向と申しますか、によりまして、羊毛、羊毛の需要が国際的に非常にあったということが一つでございますが、それに、その中で特に天然繊維に関するブームが非常にあったということでございます。

それから二番目には、ことに豪州の特殊事情でございます。豪州におきましては、一昨年から羊の飼育頭数がかなり減つてきております。それは、一つは、その当時羊毛が安かったということがございまして同時に、干ばつが相当長い間続きまして関係で羊の飼育頭数が減つたわけでございます。したがって、需要の面は強くなり、供給は減ると、こういうことでそういうふうな高騰になったわけでございます。なお、それに付け加えて、これは日本だけではございませぬけれども、各いろいろな商社がやはり先高を見越しましてかなり買い進んだということも、これは見のがせない点であろうかと思ひます。それが羊毛でございまして、それに従ひまして、当然羊毛も同じように高くなつてきております。

毛糸は、四十七年の一月ごろおおよそ千円前後でございましたものが、最近、取引所が三月に至りまして閉鎖されておりますが、気配で申しますと、やはり三千円をキログラム当たりこえておる、こういう値段でございまして、私どもから見まして、これはかなり高い値段ではなからうかと思ひ

ます。これは先ほど申し上げましたような原因、羊毛が高いということ、それから毛糸自身につきましても、やはり天然繊維ブームということ等で非常に毛糸の需要が高いということ等でございます。そういうことで非常に高くなりました。それに付け加えて、やはり国内の景気上昇等の原因によりまして、国内でも毛糸がかなり買い進まれたということも、これも一つであらうかと思ひます。そういうふうな原因で高くなつてまいりました。

私どもはそれに対して、まず、商品取引所におきまして種々の過当投機の防止対策をとつてまいりました。たとえて申し上げますと、四十七年の九月からすでに証拠金の割り増しをいたしましたし、それから本年の一月では当限だけでございまして、それから本年の三月には臨時の立ち会い停止をいたしました。現在、取引所は一応臨時閉鎖をしておるといふことでございまして、なお、これは四月の二日に一応再び開始をいたす予定になつております。

それから二番目に、そういうふうな過度のいわゆる買い進みがあるということでございます。で、私どもは羊毛の輸入業者あるいは羊毛紡績の両業者に對しまして、これは羊毛の輸入業者には平均して買い付けをするように、いわゆる自肅通牒を出しております。と同時に、買い付けの実績を私どものほうに報告をするように、このことで協力を願つておるわけでございます。それから毛紡績の皆さんに對しましては、やはり同じように、現在そういうふうな高くなつていふことに對しまして、やはり紡績業者としては社会的責任を感じて、これは自肅をするように、このことを申し上げております。

三番目に、そういうふうな高く、かつ、いろいろ場合によりましては、品がすれといふ声も聞くわけでございますので、私どもいたしましては、羊毛のあつせん所を新しく開設をいたしまして、ことに中小企業者が現に糸が足りないという場合

には当該組合を通じて申し出をすれば、これはあつせんをするという制度を新しく設ける予定でございまして、これはすでに要綱ができ上がつておりました。近日内に発足する予定でございまして、それから四番目に、毛糸に關しましては需給協同会というのをつくりまして、これは実はあしたやる予定でございまして、これは現在の生産、需要等の状況を需要者、供給者それぞれ寄りました協議をいたしまして、この鎮静化をはかるということと私どもは心がけておる次第でございまして、羊毛、毛糸は以上でございます。

紙は、値段の状況を申し上げますと、一番従来ポピュラーな品種といたしまして、いわゆる印刷用紙の上質紙といふのが一番ポピュラーでございますが、その値段は、四十六年の十月当時おおよそキログラム当たり九十円前後でございましたものが、現在百円をちよつとこえておるといふことでございまして、それ以外に産業用紙といたしましては、両更クラフトあるいは中芯原紙等ございしますが、ことに中芯原紙は非常に需給がタイトになつております。

この原因でございすけれども、これは一つには、過去数カ月にわたりまして、やはり原料になります原木がかなり高くなつたということが一つと、二番目には、やはりこれは当然公害対策というのをいたさなければいけませんので、その公害対策費にかなりの金をつけておるといふことが一つ。それから三番目には、やはり最近、需要がかなり旺盛になつてきた、こういうふうないろいろな原因、コストアップと需要強化、こういうことが重なりまして、値段が高くなつておるわけでございます。

それで、これを私どもは現在いろいろな手段を考えておりますけれども、たとえば原木につきましては、これは海外からチップとしてかなり現在も二割くらい輸入されておりますが、この量をも少しふやして、海外からの原料の輸入の増加を

はかるというようなことも考えております。かつ、現在、これもいまやっておりますが、段ボール関係におきましては需給協議会を設けて、それで需要供給の関係を精査をいたしまして、かつ、消費者の皆さんの声を聞いてそれに応ずるやうにということ、いま現在もやっておりますが、そういうことの協議会を設けて進んでおるわけでございます。将来、設備の増設の点につきましては、いまの公害問題等がございまして、そうはかばかしくいふわけではございませぬけれども、足りない品種を、転抄と申しまして同じ機械で足りない品種のほうに転換をすべくといふふうなことも考えております。そういうふうなことで、供給面につきましても増加をさせるやうにということを中心としておる次第でございまして、簡単でございまして、一応御説明を終わります。

○委員長(佐田一郎君) これから峯山委員の質問に移りますが、その前に、政府側に、ひとつ懇切丁寧な御説明もつけようでありますけれども、非常に法案もことは多いことでございまして、また、委員さんにもそれぞれ時間の制限をしておりますので、要点のみ簡潔にひとつ満足のいくやうな答弁をしていただきたいと思ひます。ひとつお願いをいたします。

○峯山昭範君 いま委員長からちよつとお話がございましてけれども、私は、十分で終われ、二十分で終われと言われながら質問するのはほんとうはいやなんですけれどもね。委員長、やっぱり総括質問というか、予算委員会というたらそんなものです。所信表明に対する質問なんですからね、もうちよつと余裕を持って二、三日やたらどうですか。それは理事会できまつたとおりやらないければならぬと私は思ふのです。それはそのとおりだと思ふのですけれども、大臣の質問に對して少なくとも二、三日とって、法案に入る前にあつて、三日やればいいのです。そして、それぞれの商工委員会の委員の思つてゐることをやれば、この際、法案もたくさんありましようけれども、初めにがっちりやつてもらつたほうがいいと思ふ

のですよ。それはそういうぐあいにやつてもらいたい。私は、委員長にそういうぐあいに要望しておきます。

それでは、時間の関係もありますので、さっそう質問に入りますけれども、端的に申し上げます。まず、大臣の所信表明の中の「国内における重点施策」というのがありますが、このまず第一点と、第二点及び中小企業の問題であります第四点についてお伺いしたいと思います。

それで、大臣が所信表明の中で述べていらっしゃることは、文章上は非常にりっぱなことだと思えます。文章上だけではなくて、実際もこういうぐあいに考えていらつしやるだらうと私は思うのですけれども、まず第一点の「健康な国民生活と美しい国土の回復を目ざし、産業活動等に伴つて発生する公害を徹底的に防止し、無公害社会を建設することであります。」と、こうあります。その続きもつとあるわけですが、初めに大臣、この問題についてお伺いをしたいのですが、最近、特に公害問題がやかましくなつてまいりました。特に私は、通産省のいわゆる通産行政として言えますことは、最近の水俣病を中心にして、ああいうふうな公害の問題ということになつてまいりますと、いわゆる企業の生産増強といひますか、そういうふうなものと、それからもう一つは、人間の生活あるいは生命を守るという点と、こゝろ辺の問題については大臣はどういうぐあいにお考えになつていらつしやるか、初めに、所信表明の中にも明らかではありませんけれども、あらためてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（中曾根康弘君） もちろん、福祉を優先させて考えていきたいと思えます。

○峯山昭範君　そうしますと、大臣、私はきょうは端的に例をあげたいと思います。時間の関係もありますので簡単に申し上げますが、まず、大臣、

最近非常に大きな問題となっておりますものの中に洗剤の問題があります。先般から、閣議等でも取り上げているようですが、洗剤について

ては大臣は、あれは、洗剤といえますとあれですから、もう少し具体的に申し上げます。いわゆる、もう少し具体的に申し上げますと中性洗剤ですね。もっと申し上げますとABSにしほりないと思います。まあ、LASでもけっこうですが、これは安全であるとお考えでしようか、いかがでしよう。

○國務大臣（中曾根康弘君） 中性洗剤の毒性につ

いては、衆議院の科学技術特別委員会でこれを問題にしたことがございまして、私もその点については非常に関心を持ちました。都の衛生試験所の柳澤博士という人がまずこの問題を唱え出しまして、その論文も私は読んでみました。そして、血液中に混合して変化しているといういろんな理論を本人からいろいろ聞いたりして、そして厚生省等にも問いただしてみました。しかし、厚生省側の見解は、毒性がないと、そういう見解でありました。私は、はたしてそれでもいいのかなという気がいたしました。しかし、一応そういう官庁

の専門家がそういうことを言っておったものでございいますから、その議論に一応服してきたというのが正直な現状でございます。しかし、洗剤を使うと手が荒れるとか斑点ができるとか、そういうことは前から言われておりました上に、最近では化繊に対するいろいろな影響等々考えてみたり、井戸に対する浸出状態というものを考えてみる

ど、やはり洗剤の問題もこの際取り上げる必要があるんじゃないかと。先般、田中総理が閣議におきまして、官庁技術者というものは拒絶反応ばかりして、いままで自分が言ってきたことをひっくり返すことは非常に自分の職務に関係することになり

なるので、常に拒絶反応ばかりやるのはいかぬと、この問題をもう一回洗い直してみたらどうかという発言がありまして、厚生大臣もそういうことで、やりますということをおっしゃいましたが、私もそういう方向で検討してみたいと思います。

○**峯山昭範君** 大臣、私は、非常に大臣の答弁を聞いておりますと無責任だと思うんですね。なぜかといいますと、大臣が科学技術特別委員会で質

問されてきた議事録も、私、読みました。そこから
へんの研究もやっていらつしやることはよく知つ
ております。しかし、今回、中性洗剤が問題になつ
ておりますけれども、いわゆる中性洗剤が安全で
あるというのは、厚生省の見解ということをいま
お話がございましたが、厚生省の見解がなる前に
は、やっぱり食品衛生調査会とか、そういうところ
のデータがもとなつていると私は思うんでござ
す。しかし、実はきょうも私は電話で、当時のこの
問題について取り組んだある一人の人に話をしま
したし、また、この問題について安全であると相
当述べてきた、いわゆる国の機関の、現実はこの
問題に取り組んでいる人ですが、そういう
ふうな人の話を聞きましたも、いわゆるこういう
「日本の合成洗剤」というようなメーカーサイド
で出している本がありますね。こういうふうな本
の中に、現実はその人の学説として、安全である、
飲んででもいいでしょうぶだなんという話がずいぶん
出ております。

その人に直接お電話をしていろいろ学説を聞いてみますと、あなたは昭和三十七年当時こういうような論文を発表され、かつ、これが安全だということになっておりますけれども、あなたはいまでもその学説は変わりませんか、こういうぐあいには聞きますと、いや、私はそういう学説は発表した覚えはないと、いや、何を言っているんだ、

載っているじゃないかということになってきますと、それじゃ、これは食品衛生調査会における論議を全部読んでもらいたい、全部読んでもらえば、総合的に私はそれが安全だということはあるけれど、局部的には言っているけれども、全体を読めば、

んでもらえば、そのとりようによってはどっちにもとれるというようない方をしているということなんです、結局は。

そういうぐあいになってくると、これは非常に――実際にこれが指摘しようとしております――

すのは、いわゆる厚生省、労働省、通産省、科学技術庁合わせてこの洗剤が安全であるということを確認をして、その確認に基づいて厚生省が全国

の都道府県に通達を出しておるわけですが、現実にと
いうことは、通産省もこれに一枚かんでおる。
そしてしかも、今度は各都道府県では、現実には各
都道府県のことしの三月の議会でもこれは相当問
題になっておりまして、たとえはある県のあれで
は、衛生部長は、いわゆる国のほうの通達をたて
にして、絶対心配ありませんと、ところが、同じ
その県の環境衛生室長というのは、これは非常に
危険であるからやはりチェックすべきだ、こうい
うふうな同じ県でもそういうふうな混乱が起きま
して非常に問題になっておる。

だから、こういう点から考えまして、私は、特にこの洗剤の安全性の問題につきましては、安全性そのものは、これは厚生省がやるんでしようけれども、やはり生産をやるほうはどうしても通産省の管轄でありますし、そこら辺の指導といえますが、問題は、これはどうしても通産省側が行政指導していかないとけないんじゃないかと思うのですけれども、ここら辺の取り組む姿勢ということを考えてみますと、大臣が先ほど言いました、いわゆる所信表明の中に言っていることと私は矛盾すると思う。少なくとも、生命に幾らかの危険でもあるものならば、やはり生産とか、そういう問題についても一考していかないとけないんじゃないか、こう思うんですが、ここら辺のとこはどうか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 厚生省の責任ある機関の者が安全であると、そういうことを科学技術の特別委員会においてもたしか答えておりましたし、また、官庁間の協議の場合でも、厚生省の責任ある者がそういうふうに答えておりますので、われわれはやはり専門機関である厚生省の言明を信用して、そして行政を實行しておるわけであります。通産省がそういう化学実験やその他専門の機関もなくしてこれに対して危険であるとか何とかということは、ちょっとそれは言い得ない立場にあります。でありますから、やはり問題は、厚生省の実験なり観察というものがはたして正しいか正しくないかということをいろいろな場面に

おいて究明するというのが大事で、その点を今度閣議でやろうと、そういうことになったわけであります。

○峯山昭範君 そうすると、通産省では、通産省関係のいろいろなメーカーがいろいろな製品をつくっていますね。その品物が安全であるかどうかというのは、非常に危険なものであったとしても、これは通産省としては全然責任はないわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今度は通産省の所管にかかわるものにつきましては、新たに法律をつくりまして、化学物質あるいは製品安全法、そういう法律によりまして一々チェックすることにしたわけでありまして、これは今回の国会で立法をお願いしております。

○峯山昭範君 いや、それは大臣、いま大臣のおっしゃる通りに、そういう法律をつくってちゃんとしようというところは、これは非常に重要な問題だと私は思うんです。しかし、実際問題、いままでいろいろな問題があるわけですね。いままでですでに危険なものはいっぱいありますよ。具体的に言いますと、たとえば、私は何回か指摘したことがあるんですけれども、ベンジジンとかベータナフチルアミンなんというのがあります。こういうような問題もあります。実際問題としては二十何年前から相当指摘されて、膀胱ガンの問題で職業病等でも指摘されてまいりました。しかし、さんざん国会で言いましたけれども、なかなか製造中止になりませんでした。すいぶん国会でも何回も何回も取り上げて、ようやく昨年ですか、おととしの十二月ですかね、製造を中止いたしました。よほど生命に危険を及ぼすとか、具体的な事例が出てこないといわゆる生産を中止しなくちゃならないというんじやなくて、少なくとも、やはりそういうふうな危険な事態が出てきたならば、通産省としても何らかの行政指導なり何なりが必要ではないか、こう思うんですが、大臣どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり科学的な究明ということが非常に大事でありまして、そういう点で科学的究明に十全なデータを確認した上で処置をする、こういうことが大事だと思うんです。それで、こういう問題の取り扱いについては、やはり時代の流れとか、あるいは行政の方針というものも非常に影響を与えておるものであります。私は水俣病とかのは経験にもかんがみまして、今度は疑わしきはやらぬほうがいいと、方針としてはそういう方向にいま動きつつあるわけでありまして、でありますから、この間のPCBの例その他のいろいろな経験を重ねてまいりました。そういう立法行為によって検査し、あるいは禁止する権限を獲得しよう、そう思っています。行政が動き出したということでありまして、具体的な問題につきましては、ここに局長が来ておりますから、御答弁を申し上げます。

○峯山昭範君 大臣ですね、私は、大臣の議論はやっぱり本末転倒してるとんじやないかと思うんです。何でもかといふと、大臣、人体に非常に危険であるとかいろいろな問題というのは、これはやっぱり突発的に出てくるんだと私は思うんです。突発的というのか、何らかの現象がわれわれの目の前にあらわれてくるわけですね。それからそれがほんとうにどういふか、いふ因果関係で、どういふふうな影響を及ぼしたかという科学的なデータというものは、よほどあとにならないと出てこないと思うのです。そうしますと、やはり大臣は、後段のほうでちよっとおっしゃいましたけれども、疑わしきは製造をやめるとか何とかいう話ございましたけれども、そこところ私が私非常に重要になってくると思うのです、実際問題としてね。そういう点から考えますと、今回のこの洗剤の問題についても、やはり非常にいろいろな問題を含んでいると私は思うのです。

現実の問題として、昭和三十七年当時、これはABSそのものでありまして、当時はまだソフト化なんという話はなかったと私は思うのです。そうしますと、現実ソフト化されたにしても、やっぱりいふんやない問題についてはもういふんな学者もすいぶんいふんな面からやっておりますし、そういう点から考えましても、私は、通産省としてもこの問題については、何とか、どここの時点で規制をするかというところは非常に判断がしにくいと思うんですけれども、やはり問題が提起されたら、その問題について本格的に取り組み機関なり何なりというものがなければいけません。通産省自身が、それじゃ厚生省にまかせて何らかの機関で完ぺきに調査ができてくるというの、すいぶんあとになると私は思うのです。そういう意味では、やはり危険なものというところについては相当本格的に取り組んで、そうしてほんとうに健康な国民生活、無公害社会の建設というの、そういうところから取り組んでいかないと、大臣のところで言っていることは、私は、ほんとうに空文化するんじやないかと、こう思うんですが、どうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういふ福祉を優先させ、無公害社会の建設ということを中心に行政府を動かさざる、そういう意味で、第一に無公害社会の建設というのを私の施政方針の冒頭に掲げたわけでありまして、その具体的な発動として、ただいま申し上げましたような特定化学物質とか、あるいは製品安全法とか、そういう法律も御審議願ひまして、権限を獲得して、その実行行為に入ろう、そうしておるわけでございます。

でございまして、業界のほうもなかなか先行きの見通しを的確には立てにくい時期ではございしますけれども、いろいろ調査をしまして結果、大体二百六十五円程度という場合で、その産地だけでございまして、四十七年、年間の輸出金額に比べて大体二一%強ぐらいはどろしどろ減るであろう、こういう見通しを得たわけでございします。

その後、大体一月半全部でたっておりまして、為替市場が閉鎖になっておいた時期を除きましてフロート後約一月たちましたので、三月末現在で一体どのくらい輸出成功がはたしてその後でございまして、あるいは既存の輸出契約残について価格の引き上げ交渉というのを各産地やっておりますが、パイヤーとの関係でどういう落ちつきになってきておるか、なかなか難航しておるようでございしますが、そういうものを、今月末現在でも一度これらの産地について全国的な調査をするよう、現在、地方に連絡をしておる、こういう状況でございします。

○釜山昭範君 それじゃ、もう時間の関係もありますので、あと一つ、二つ聞いて終わります。

もう一つは、今回の輸出関連の中小企業の中でも特にたとえば大阪なんかでは人工真珠とか、奈良県のグループとか相当な、強烈なショックを受けてまして、中にはもう輸出自体が非常に困難な実情にあります。また、特に大阪なんかでは、いままでアメリカへ輸出しておったのをもうアメリカがとてまただめになったというので、最近ではヨーロッパに調査団を出そうとしております。しかしながら、実際、その実情を聞いてみますと、非常にヨーロッパのほうも不可能じゃないかというような問題等も起きてきつております。

そういうような中にありまして、特に倒産という問題もたくさんあると思うんですが、その実情もあわせて、いわゆる、こういうふうな輸出が非常にやりにくくなってきたというふうな中小企業に対して、今後どのように処置をしていくつもりか。そこら辺のところをひとつお伺いしたい。それから、続けて質問しておきたいと思うんで

すが、先ほど大臣は、二千二百億の融資のワケの話がずいぶん出てまいりましたけれども、実際問題、現地のほうとしましては、前回のドル・ショックのときにいわゆる担保なんか全部もう出してしまつて、担保にするようなものは全くない、それでお金を借りようにも借りることができない、というふうな実情にあるところが多いんじゃないか、また、そういうふうな点から考えてみますと、いわゆる為替差損といいますが、そういうふうなもの、補償というのがあります。非常にむずかしい技術的な問題もあると思うんですけれども、そういうふうな点について何とかしてもらえないかという声が多いんじゃないか、そこら辺のところもあわせてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(荏清君) まず、倒産の問題でございしますが、大臣先ほど申し上げましたような事情もございまして、前回のドル・ショック後、四十七年末までの輸出関連企業の倒産というのは、あるにはあったわけでございしますが、非常に少なかつたと考えております。一年間で負債額一千万円以上の倒産というのが全国で七千六百ばかりございした。この七千六百というのは、四十六年に比べますと、件数でも二一%ほどの減少になっております。負債金額でも三割ぐらいの減少になっております。倒産といたしましては、昨年の間で約六十件ある程度でございします。雑貨とか、繊維とか、あるいは一部の金属等でございします。これは、先ほど大臣が申し上げたようなラッキーな客観情勢がございましてこの程度で済んだと思つておりますが、今、二月十四日後で、いわゆる輸出関連企業がドル・ショック倒産したものとして私どもが、いままで把握しておるものは、商社が一つと、それからクリスマス用品関係が一つ、合計二つは把握いたしております。まあ、調査漏れもあるかも知れませんが、

今後、先ほどお話しもございましたが、金融が全般的に締まるというふうな傾向等もございしますけれども、中小企業に対しては、これは大蔵省も一緒になりまして、市中銀行にもきびしい督促をやつておるといふことでございまして、中小企業向け金融は、中小企業三機関から思い切った緊急対策融資をするほか、市中銀行からもやらせると。そのために、出せ出せと言っただけじゃいけませんので、担保の問題もございしますから、市中銀行が貸しやすいうちに、今度、ドル対策法の改正法案を今国会にお願ひすることにしたしておりますが、それで信用保証制度というものを拡充いたしまして、それを使つて銀行から借りやすくすると。その場合に、無担保で信用保証が利用できるような方法というものを特に重点を置いて制度改正をいたしたい、かように考えております。

それから、クラブ・ミットとか真珠の業界というものは、私もほんとうに頭を悩ましておる業種でございまして、新規の輸出契約というものは、今回のフロート後、おそらく、全然、全くゼロではないか。で、今後の見通しも、後進国の追い上げ等ございまして、非常に困難が予想されるわけでございします。緊急対策として閣議決定されました諸施策は、これらの最も問題の多い産地について特に重点的に実施をするというところは当然でございしますけれども、緊急対策だけでなく、特にこういう種類の産地につきましては前向きな構造改善というものを進める。内需に転換させるとか、あるいは既存の技術を使つて、あるいは設備をなすべく使うような形で新製品をやつていき、内需、輸出に向かせるということが根本的かと思ひます。そこで、県と連絡をいたしまして、近くこれらの産地に重点を置いて、長期的な観点から、また、国際的な配慮も十分入れまして、こういう産地を長期的にどう持つていくかという基本的な計画を一応国と県のほうで考えまして、それを業界のほうに参考を示して、業界のほうでそれを一つ一つのたき台に考えていただく。それに対して出てきた業界の計画案というものをに対しては思い切つた助成をする、こういう態勢をとつております。これはもうすでに県のほうに通牒も出しまして、

四月早々動かせることにいたしております。それから、為替差損の問題でございしますが、三百八円から二百六十円になったというところで、その差額について、たとえば、一般会計から補てんするといふふうなことは端的な二重為替にもなりまふし、輸出補助金といふことで国際的にもなかなか実行し得る性質のことじゃないと存じますが、今回の緊急融資では、実は、こういう差損なども受けたといふこと、あるいは在庫がふえた、採短するとかいろいろなこと赤字金融がどうしても要するといふものを全部かかえまして、ひとつ思い切つて金融をつけようといふことを一つ考えております。

それから、税の関係では、赤字になればその繰戻しを認めまして、これは法律改正が要りますが、そして、税の面からも、すでに納めた税があればそれを返すといふふうな措置、あるいは先ほどから話も出ておりましたが、前向きの助成策といふことで、新規契約がとればそれについては輸出予約といふことを外貨預託でやらせる。これは市中銀行が窓口で提示しておる予約レートよりも円安で、中小企業者だけに有利な条件で予約をしてあげる。いろいろな方法でございしますが、これらを総合して、為替差損を受けた中小企業についても、それによつてつぶれてしまふといふふうなことが何とかなないように、いろいろの措置を組み合わせてこれからやつてまいりたいと、かように考えております。

○中尾辰義君 ちょっと関連。

中小企業庁長官は、信用保証協会を通じて無担保で貸してやるというところをおっしゃいましたが、無担保といふのは、限度は大体どの程度までですか。

○政府委員(荏清君) 今回は、別ワケで四百五十万円という線を考えております。御案内のように、無担保保険といふのがございしますけれども、それは三百万円まででございします。それが信用保証法でございまして、その同じ額である三百万円

を別ワクとして、ドル・ショックを受けた人にはもう一つ三百万円だけ無担保で信用保証協会が使えますというのをドル対策法にうったったわけでございます。今頃は三百万円というところを四百五十万というふうに変更したい、これを国会で御審議いただきたいと考えております。

○峯山昭範君 もうこれで終わりますけれども……すみません。もう一つお伺いして終わりたいと思います。転廃業対策について簡単にお伺いしておきます。

特に人工真珠なんかの場合は、もう転廃業やらざるを得ないというところに追い込まれておられると思うんですけれども、そういうような転廃業に対する政府の対策をちょっとお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(莊清君) 先ほども申し上げましたが、業界でもどうしたらいいか困っておられるということが実情でございますが、いまお話がありましたように、業界自身、前向と違ひまして前向きに転廃業して、産地というものをつぶさずに新しくやっていきたいという非常に強い意欲をせっかくお持ちでございます。政府や県のほうでは、いい計画が出てきたら金を貸しましよというだけでは私どもはいかぬと思っております。先ほど申しましたように、国と県のほうで診断もして一つの案を参考に業界のほうにお見せする。それを一つの基礎資料として業界自体で自主的に考えていただく、それができれば助成をする、こういうことで動かして始めております。それで、転廃業につきましては、中小企業金融公庫からの融資でございますとか、御案内のように、中小企業振興事業団からの設備スクラップに対する八割無利子融資とかいろいろの制度がございますけれども、こういう計画がこれから全国的にずっと年度の中ごろまでには出てくるわけでございまして、はたしていまの道具立てだけで十分やるかどうかというふうなことも、私ども、県とも十分打ち合わせの上で考えまして、所要な改正を要するものがあれば前向きに取り上げていく。資金の量でも

不足であれば、年度の途中でもどんどん補正をしてでもやっていくと、こういうつもりで取りかかっておるわけでございます。

○藤井恒男君 まず、繊維の問題についてお伺いいたします。

最初に、ただいままでの国際的な動きと、それからその経過、バックグラウンドについて、少し申し上げて確認したいと思うわけですが、いわゆるLTAが本年の九月で期限切れになるというに伴いまして、昨年の六月CTCが開催されたわけですが、これは事実上議論に入る以前にたな上げのような状態で、現在までCTCが開かれていない。その間、四月ごろから関係国間で非公式折衝が重ねられて、綿、毛、化合繊維の種類別、加工度別に世界の繊維貿易の当面する経済的、技術的、社会的、商業的要素を調査して年内に理事会に報告するということが六月二十七日に決定され、昨年一ぱいいわゆるWPが開催され、四川にわたる会合を経て、二月五日の理事会に報告し、それが採択された。この間、繊維の主要国間では非公式な会合がさらに継続されて、主としてアメリカからWPが事実上任務を終えて終了したわけですから、九月の期限切れまでの間に毛、化合繊維を含むところの包括的多角調整をすべきであるという申し出に基づいて、新たな繊維作業部会を設置すべしという提唱が行なわれた。これを受けてガットのロング事務局長は、新たな任務を付与すべきであるという主張に立つて各国に呼びかけ、それが現在まではつきりせぬままに、四月四日に第三回の非公式会談を迎えようとしておる。これが、いままでの経過だと思ふんです。

なお、この間わが国のとってきた態度は、CTCに關しては前の通産大臣である田中さんが、議院におきまして、七一年十月にこのLTAに中途参加する際、これは七三年九月末の期限どおり廃止されるべきものである、LTAの再々延長には応じないということを各国に通告した上でLTAに参加するということを言明しておられて、なお、現在の中曾根通産大臣も、前任者の答弁についてこれを尊重すると言つてこられたと思ふんです。したがって、LTA問題は国際的にはたな上げされているものの、九月で期限切れになるならば、わが国はその再々延長はしないという態度が現在生じておる、少なくとも国会においては生じておる。それから一方、WPの問題につきましては、これも私自身、田中前通産大臣にお伺いしたんだけれども、あくまでも研究という言葉をテーマにしたWPには参加するけれども、アメリカが言うところの多国間の調整をこの際するのだという目的を持つなら、わが国は席を空けて帰ります、そういうものには応じませんというのを明言しておられます。

一方、昨今の状況を見てみますと、EC諸国、アメリカはもちろんのこと、ほとんど全部がこのアメリカの提唱するところに右へならへをしておりました。しかも、ロング事務局長は明らかに、新たな任務を付与した作業部会というものを設置すべきだ、新たな任務というものは毛、化合繊維を包括したところの多国間調整を行なう前提における作業部会を設置すべきだということを主張しております。これに対してわが国は、いままでの段階では、少なくとも二月二十四日、政府は、ロング案に反対の態度を表明しております。これはいままでの大臣答弁と全く一致するところなんです。さらに三月十五日、通産大臣は日本繊維産業連盟と会談をなさり、また、雑貨局長は記者会見で、WPの目前に迫った問題等について所感を述べておられるわけだけれども、いま私が申しした経過というものに間違いがないか、間違いがないとするなら、現時点においてはLTAの再々延長には日本は依然として反対であり、WPが新たな任務を持って設置されるということについても反対である。もちろん、毛、化合繊維を含めたところの多国間調整というものの反対だという態度は不変のものだということになるわけです。この辺のところをまずもって大臣に確認したいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私が着任する前のいろいろな経過については、繊維局長から答弁させていただきます。

いまおっしゃったことは、おおむね私が考えておることと同じであります。ただ、最近の事態につきまして、繊維関係の団体の皆さんとも会合いたしまして、ロングの案に対しては、いまの国際的な情勢を見ると、日本が孤立する危険性がなきにしもあらずという情勢のようにも心配されます。そういうワーキンググループをつくる。ただし、ノン・コミットラル・ベースといいますが、そういうある協定をつくるのかなんとか、解決策をどうするとかという、拘束されないという意味の解決策を研究し検討するという程度の委員会ならば、日本も席に着くことを拒否するとは考えうべきではないか。もし、それを拒否するとなると、現在の国際情勢からすると、日本だけが非常に孤立する危険性がある。ヨーロッパの国々、北欧の国々はアメリカに全部同調しているし、わりあい異論を唱えているのはブラジル一国にすぎない。それからいよいよLDCの諸国も態度はぐらぐらぐらついてきている国がある。そういう情勢のもとに日本の立場を有利に今後展開していくテクニクの問題として、いままでどおりの立場ではたしていいかどうか。そういうノン・コミットラル・ベースの場合には、会議の席に着くということはやむを得ないではないかという議論が最近ありまして、私は、そういう程度のものであるならば席に着くこともいいだろう、そういうふうな考えをお持ちです。ただし、それが多国間調整及び解決策をつくる、それによって拘束されるといふものであつてはならない、そういうふうな考えでおります。その点が一つ違います。

それから、LTAの延長の問題でございますが、基本的にはいままでと考えは変わりません。しかし、最近、日本の業界の内部にはいろいろ議論がありまして、延長してもいいのではないかと議論も出てきております。そういう最近の情勢変化をどういうふうにわれわれがとらえて、日本の立場を有利に展開していくかということ、今後課せられた課題でありまして、その点も検討す

べき段階である、こう思います。

○政府委員(齋藤英雄君) 従来の経緯につきましては藤井先生から詳しいお話ございましたが、私が覚えておりますところによりましますれば、いままでの経緯は先生のおっしゃったとおりでございます。

○藤井恒男君 四月四日のジュネーブで行なわれるところの第三回非公式会談で日本の態度待ちというものが、現在の国際情勢だと私は思うのです。四月四日というのはもう目の前に迫っておりますわけで、代表を派遣するとすれば、四月の初めには行かなければならない。本日の時点から見るともう幾日もないわけです。いまからイェスカノーかという段階にきて状況を判断してということとは、私はあり得ない。すでに考え方は固まっております。私にはわかりません。少くともいまは維新局長がおっしゃったように、いままでの経過、バックグラウンドを私が申したとおり間違いないと言われていることであるなら、LTAの延長反対、WPについても、それが多国間協定を前提とした研究機関であるなら席に着かない、この態度を維持しなければいけない。いま大臣の御答弁によりましますと、その間、御就任になってから現在までの間に業界の動き、あるいは他国の動きという客観情勢の変化があったから、その点考慮しなさい、かぬというところは、これはいままで取り続けてきた態度を变化する、変化せしめるのだというふうに解釈していいかどうか、この点をはっきりさせてもらいたい。

いま一つ、実は昨年、一昨年ですが、日米繊維政府間協定を結ぶおりに、常にこれは通産省当局が申し立てられたことだけれども、同じようにLDC諸国がぐらぐらしておる、がんばっておるの日本だけだ、こういうことになると日本はピンチに立つ、国益というのを考えると、この際、日本もテールに着かなければいかぬのだということをおっしゃったわけなんだけど、あとから私自身、韓国あるいは香港、台湾、そういったところの方たちからいろいろ聞いてみると、向こうの

側から見れば、日本がぐらぐらしておるからわれわれもついてもいかにざるを得なかった、こういうことなんだ、やはり日本がこれだけの経済大国、しかも繊維王国ということになれば、ただ、ぐらぐらしておるから日本がそれにひびいていくんじやなくて、き然とした日本の態度を示さなければならぬ、同時に前回の場合には、沖縄と繊維というものがバーゲンの形になっておったことは、これは公知の事実。今度は借りがないわけなんだから、私は、もっと明快にやる必要があるかと思ひます。

時間がないからあわせてお聞きしますが、LTAについて現在業界の中でも、当初の考えを變更して再々延長をやってもいいんじゃないかという考えがあるやにお聞きするわけだけれど、そういう場合は、LTAを延長するというのをいままで政府は、田中さんも絶対やらないと言っておったんだけれども、それをやることについてのメリットとデメリットがあると思うのです。だから、やってもいいというならば、これはメリットもあるはずだと思ひます。その辺をどのように分析しておられるか、お聞きしたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 席に着くという、会議の席に着くというところは、さっき申し上げましたように、ノン・コミットル・ベースで着くことはやむを得ない。その点は私は、日本の代表者に対してそういう指示をして、やろうと思ひています。

それから第二に、LTAの問題につきましても、まあ、LTAの日本の消化量が綿製品については全部消化しないであらう余剰がある。もちろん、理由はあります。それは、四半期別割り当てでシッメントができないうとか、間に合わないとか、いろいろそれは理由がありますけれども、とにかく、現実においてかなり日本が全部消化し切れないうという情勢もある。変なものを押しつけられるという事態が出るより、いまのはうがましだという議論も業界の内部にあるわけです。したが

いまして、これは包括的に、先方へ行って情勢がどういふふうになっているのかよく見た上で判断をしたほうがいいので、いまだちうというふうにきめないで、一応はいままでの態度を基本的には持っておりますけれども、弾力性を持ってこれを見ていく、そういう立場が賢明ではないかと私は考えております。

○藤井恒男君 そうしますと、大臣のおっしゃることは、いままでだとWPというものは現に消滅したわけなんです。現実にはガットに報告して消滅したわけなんです。新しい任務を付与してテールに着こうじゃないかというロングの提案に対して、いままで忌避してきた。今回、日本が孤立するから、だから条件つきでテールには着こう、テールに着くことはそれは多国間協定に結びつくものではない、多国間協定については反対だ、こういうふうにいまままでの政府の姿勢が変わったと見て差しつかえないかどうか、確認したいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) ロングの提案を条件つきで採用すると、そういうことで、いま先生がおっしゃったように、多国間協定をつくるというオプティゲーションは負わない、そういうことであります。

○藤井恒男君 技術的な問題ですが、LTAというものは有限のものであって、九月にはこれは切れるわけですね。いまから大臣がおっしゃったような作業部会というのが設置されるとしたら、これは国際的な問題なんだから、今度はLDCも入れるということですから、九月までにその作業が完了するとは常識的に考えられないうとすれば、LTAと、いわゆる新たに設置されるWPとを切り離して、LTAを先議せしめて、九月までに決着し、WPの問題はそれと並行して、ロングラでながめていくというようにことに私はなるんじやないか。まあ、その間にLTAとWPとの関係というものが、いろいろ問題出てくるかと思ひます。一応整理としてはそういうことは可能だと思ひただけで、その辺の論議はいままで全然

出ていないように思うのですが、わが国としてジュネーブに臨むにあたって、そういったようなかみ分けというものができないのかどうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) これはジュネーブにおける国際委員会のかけひきの問題にも非常に影響されてくるところで、いま日本がどういふ態度をとるかというのを表に出すということは、必ずしも得策でないと思ひます。ただ言えますことは、われわれのほうのそのLTAに対する基本的考え方というものは、何のためにそれをやるかという理由ははっきりしておるわけです。それは守れど、それを具体的にどういふふう処理するかということはほかの問題、全部包括的な問題としてこれはおそろく論ぜられると思ひますので、そのたびごとに政府に訓令を仰いで、政府は、業界ともいろいろ意見を聞いてみて処理してみたい、そう思っております。

○藤井恒男君 そうしますと、まあ、かけ引きもありましようし、相手国の出方もあるわけだから、明確な打ち出しというものを、戦略戦術をさらけ出すというところは得策じゃない。しかし、新聞などで報道されておるように、また、局長自身が記者会見でも申し立てられるように、観測気球が上がっておるわけですが、幾つも。たとえば、LTAにはこれはもういいじゃないかと、これはもう事実上そうなっておるわけなんだけれども、そのような心証でおっしゃるかどうか。大臣がこうですという答弁がしにくきや、私が先ほど来申しておるようなことでもいいかどうか、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私と藤井先生の立場は同じ立場でありまして、ただ、政府当局と国会議員さんの立場が違つただけであつて、日本の国益を守り、日本の繊維産業を守るといふ点においては完全に一致しておるはずであります。したがって、これからどういふ事態が開展してくるかという精神で、よく情勢によっては御相談もいたしますし、いわゆる労働組合や業界の皆さんの御

意見も拝聴して、最善の措置をとりたいと思っております。そういうことで御了解願いたいと思ひます。

○藤井恒男君 わかりました。ただ、私、こゝばぬ先のつえでございすが、とかく過去の経験に徴してみても、まあテールに着けば、これはもう向こうはしめたというところで、するする研究した内容が包括的に多國間協定に入っていくということになるだろうと私は思うのです、ならざるを得ない立場に追い込まれるだろう。だから席に着かぬということをお中さんもしきりに言っておられたわけですね。

それから、いろいろな情勢もあることだし、いま大臣がおっしゃったように、あくまでも利益と産業を守るという立場で、き然としてそれをふるい分けされるということですから、私も御声援を申し上げたいし、その約束をぜひひとつ守っていただきたいというふうに思ひます。

その次に、多額の国の費用を使って、昭和四十二年からいわゆる特定繊維工業の構造改善というものが進められてきたわけですが、本年度をもって一応のピリオドを打つ段階になったわけなんです。そういう意味で、産構審あるいは繊維工業審議会のもとに、基本問題小委員会というものが設置されて、繊維工業の抜本改正というものを鋭意検討されておるわけでございすが、大体、六月ごろにはこの結論が出るようになっておるわけなんです。で、御承知のように、繊維産業はドル・ショック、円の切り上げ、あるいは対米繊維輸出規制というように、俗にいう三重苦を背負われて、たいへん苦難な道を歩んでおるわけですが、いままた国際的にこのような問題が惹起しているし、あるいは人件費の問題あるいは価格の問題、原料確保の問題、輸出市場の変化の問題、さらにはLDC諸国との競争の問題をかかえておるわけで、そこで、これらの問題を全部包括した形でこの基本問題小委員会が運営されなければならぬと思ふのだけれど、私が仄聞するところによれば、基本問題小委員会というものはあくまでも

体制をきめるのであって、いまのような今日のな問題をそこに加味していくことは、技術的にそれはむずかしいというふうなことも耳にするわけなんですけれども、それでは形づくって魂入れずということにもなりかねない。したがって、これからも十分注意してこの基本問題小委員会の出方というものを見詰めていきたいと思うのですが、少なくとも現状どういふ方向にこれが進んでいるか。それらについてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(齋藤英雄君) いま先生からお話がございましたように、特定繊維工業構造改善臨時措置法は来年の六月末をもって一応期限満了となるわけでございます。したがって、そのあとのいわゆる私どもポスト構審と言っておりますものに備えますために産構——産業構造審議会と繊維工業審議会の合同で基本問題小委員会をつくりまして、そこで現在審議をいたしております。

それで現在までに審議をいたしております内容でございますが、まず最初に現行の構造改善というものの、従来やってきたものの評価を一応私どもはいたしまして、これは従来はいわゆる紡績、織物が中心になっておることはいない事実でございます。今後、この問題につきましてはあるいは染色、メリヤスも指定はされておりますけれども、いわゆる繊維でいいますダウンストリームについてどういふふうに考えるかということが、今後、構造改善の一つの問題点にならうかと思ひます。それから二番目に、従来から考えておりましたいわゆる労働力の需給関係につきましては、私も数年前に考えておりましたものとは違ひまして、かなりこれは需給がやはりタイトになっておるといふ感じがございす。それから三番目に、繊維全体の需給動向、かつての需給動向と、現在のものを計画をつくりました当時と比較をいたしてみますと、やはりこれはかなりの面において違つております。たとえば輸出につきましては、やはりわれわれが考えておるほど伸びておりません。逆に輸入はわれわれが想定しておりましたよりかなり伸びております。そういうふうな需給

関係でもかなり変化がございす。したがって、そういうふうな内外の環境の変化等を従来私どもはトレースしていきまして、いわゆる事実についての調査、研究を従来までいたしておりました。現在は、先行きの需給問題についていま検討を加えておるのが現状でございます。

いま先生から御指摘がございました今日のいろいろなそういう問題につきまして、これは需給見通しはおおむね五年先、場合によりましては十年先を一応推定をして見通しをすることになっておりますので、現在の状況いかんということとは、これは当然その需給を見通す基礎としては入るわけでございますが、ただ、五年先、十年先になりまして、その影響そのものが二一年先、二年先とはやはり直接的にはあまり出てこない。影響がやや薄いということはあるかと思ひます。しかしながら、いずれにしても、需給関係、需給問題では国際環境というものは当然頭の中に入れてこれは検討せざるを得ないということでございます。それで、今後は一応こゝで、二回でいわれるファクトファインディングと申しますが、そういうものの検討を終わりました、これからいよいよ将来の繊維産業のビジョンはどうあるべきかというところを検討する段階にならうかと思ひます。それで、最終は、いまお話しございましたように、本年六月末という目標にして審議を進めておるといふことでございます。

○藤井恒男君 昨年のいまごろは、日米繊維政府間協定というところで騒いでおったわけけれども、昨今は、アメリカからポリエステルも買ひ付けておるといふような状況でございまして、しかもアメリカへの輸出というものは約五〇%が未達というふうなことで、あまりにも国際環境の変化というのが大きゅうございすので、局長おっしゃった五年先、十年先ということとは、なかなかこれは予測できないことなんです。したがって、ビジョンを策定するときには十分慎重にやっていた方がいいことをつけ加えてお願ひしたいと思ひます。

次に、公取委員長お見えてございすのでお聞きしますが、さきに、合織メーカーに対する独禁法違反の容疑で立ち入り検査をされたわけでございますが、その後、その経過、決着はどのようなようになっておるか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋俊英君) 初めに、できるだけ簡略に一応の経過を申し上げます。

昭和四十七年、昨年の五月三十日と三十一日に合わせて十七カ所の立ち入り検査を行ないました。これは国内的には減産、つまり数量制限の協定を行なつた疑い、もう一つは国際カルテルの疑いでございます。

その調査いたしました結果の措置としまして、昨年十一月二十二日に勧告をいたしまして、十二月の十五日に審決に至つておりますが、まず国内のカルテルにつきましては、ナイロン糸の、これは三種類ございまして、東レほか五名といひますか五社、これについてはナイロンの糸の減産協定、帝人ほか七名につきましては、これはポリエステル糸の減産協定でございます。ポリエステル糸の糸でございす。それからアクリル糸の減産協定というのがあります。これが三菱レイヨンほか二名、この問題は、実は私どものほうで国内カルテルと国際カルテルと同時に勧告、審決を行なうつもりでございましたけれども、国際的なかわり合いに対する配慮もございまして、と申しますのは、相手国からどうも要請されてこういふふうな国際カルテルを結ぶに至つたのじゃないかということがありまして、それならばなるべく日本の事情、相手方の事情を表面に出しまして、日本側としてはいわば輸出カルテルを表面化する、正式には認可を受けるようにする。そうしておいて相手の国に悪い刺激を与えてはならない。特にヨーロッパ向けでございますから、西欧諸国、ことにECを中心とした場合に、いろいろなやりとりが実はあったわけでありまして、それでそういう動向をも考えまして、なるべく通産当局等にお願いいたしてしかるべき措置を早くとつていただく、そういうために、国際カルテルの審決はそう

い事情を考へては、実はずらしました。

実際には十二月の十五日に勧告をいたしまして、同月二十七日に審決ということになっておりますが、国際カルテルにつきましては五件ございませう。まず第一は、レーヨンの国際カルテル、これは旭化成ほか二名。第二番目は、スフの国際カルテル、これは三菱レーヨンほか十名でございます。第三番目は、ナイロン糸の国際カルテル、東レほか五名。四番目は、ポリエステル糸の国際カルテル、帝人ほか五名。五番目は、アクリル紡績糸の国際カルテル、これは東洋紡ほか四名でございます。以上でございまして、国内のカルテルにつきましては減産協定をまず破棄いたしました。取引先販売業者と需要者への周知徹底をはかること、四十七年十二月以降六ヶ月間の生産数量を報告せしめる、こういう措置をとっております。さらに、国際カルテルの分につきましては、協定の破棄を命じ、これは五件とも共通でございますが、次にポリエステル糸及びアクリル紡績糸については輸出数量協定の破棄を命じております。そういうふうな経過でございます。

○藤井恒男君 大臣にお伺いしますが、この国際カルテルの問題、そして、これが国内で大きく取りざたされたことが、EC諸国をして多国間協定を締結する方向へ導いたというように心証を与えたということになってはおられないかということが一つと、それから立ち入り検査のあり、私、通産大臣にも伺いたしたわけだけど、一つの主務官庁で、片方でオーダーマーケティングを行政指導し誘導しておいて、片方でそれを取り締まるというところは、これは矛盾撞着である。したがって、独禁法それ自体の進め方というものについてももう少し幅広い検討を加えたい。さらには、この問題が結審する以前に、十分公取とも相談して対処したいという答弁を私は得ておるわけなんだけど、その辺について今度の問題をめぐってどのようにお考えであるか、お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 独禁政策に関する見方は、日本の国とヨーロッパの各国と必ずしも一

致してないところがございまして、そのために矛盾が起きたり、あるいは業者が迷惑を受けるというところはあつたわけでございます。特に、ドイツの場合でそういう問題がございました。この問題も、そういう類型の中に入るかも知れません。しかし、いづれにせよ、よく関係国と理解し合つて、そして理解し合へば、まあわかつてくれると思ひますが、よく理解させる努力が不足しているという部分もなきにしもあらずであると思ひます。私は、それがEC諸国の今回の態度にどういふ影響を与えたかよく知りませんが、いづれにせよ、国によつて独禁政策の視点が違つていくことをよく認識して、そしてよく了解徹底させて、まあ、はからざる摩擦を起さないように事前に手当てをするということが非常に大事だと思ひます。

○藤井恒男君 大体私の持ち時間、来たようでございますので、そ大幅に延長せぬように私はやりたいと思ひます。

実は大臣、一月二十二日から二十五日までの間タイ国を訪問なさつたわけでございますが、ちょうどその時点は、例の日貨排斥運動が起きた直後であつたわけですね。大臣、行かれて、わが国の進出企業、それから並びにわが国の輸出品ですね。向こう側から言へば輸入品の状況、あるいはわが国とタイ国の間では非常に大きな貿易のアンバランスを生じておるわけですが、そういう問題について、さらにはタイ国の国民感情、こういうものについてどのような心証を持ってお帰りのなつたか、それをまずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) かねて、こういうものであるかもしれないと思つて実は行つたわけでありましたが、はたしてそのとおりであつたといふことです。まあタイのような、日本とは戦争がなかつた同盟国だつた。で、最も親米的な国で、ういう日本を排斥するような運動が起つたといふことは非常に大事なことでありまして、これには政府も商社もともに反省すべき点があつたように思ひます。しかし、タイの人々、特に、政府関係や商社の向こうの心ある人々は、やはり日本と

提携しなければタイの繁栄はないといふことは、実によく知つておるようですけれども、しかし、日本の、特に日本の商社等の心足らざるいゝろんな行為等が向こうの民族感情をさかなでするやうなことが起つたりして、そしてあつた問題に発展したと、こういうふうな考えをいたしました。それで、あつた問題は伝播性がありまして、タイに起つたことがインドネシアに起きないとは言へないし、フィリピンに起きないとも言へない。そういう点から、これを機に大いに戒心して、日本の対外経済協力政策を洗い直す必要があるのではなかつたかという気がしたのは、日本以前途を見ますと、国際社会におけるセイルスポイントといふものは、軍事でもなければ文化力でもない、実際は経済協力があるだらうと思ふんです。その大事な経済協力において国際的にセイルスされて排斥されるというふうなことになる。そういう点も考へて、いまのうちに直すべきものは直しておかなければならぬとも感じました。

具体的な点で見ますと、やはり対外経済協力に對する基本態度をいふものが要するのではないかと、それで政府はこうすべきである、民間はこうすべきである、政府と民間は協力してこうすべきである、経済協力の基本精神はこうあるべきである、そういうふうないわば教育基本法みたいなものをいふかと思ふんです。そういう基本的なことをいふことが確立してやりますと、やる政府も出ていく商社もふらふらな気持ちで、多少の倫理的お説教でこの問題が解決されると思ふない。長い間には必ずスボーイルされて同じやうな事件が出てくる、そういう憂いを持つたわけでありまして、そこで、政府で反省すべき点はどこにあるかと言へば、それは、政府が直接する援助の部分、非常にな少ない。まあ、われわれは道路五カ年計画とか下水道五カ年計画とか持つておりますけれども、経済協力五カ年計画といふのはないわけですね。それでOECDがきめていふやうな、まあGNPの1%、その中で政府援助といふものは0.7%

まで持ち上げようといふ一応のメルクマールがありまして、けれども、日本の現状は、去年はおとしより減つてゐるわけですね。0.23%か0.2%ぐらいに減つてゐると、こんなこといつまでもやつてたらどうなるかと、だからやっぱり五カ年計画なら五カ年計画をつくつて、何年目にもどれくらいふやして、そして政府援助を0.7%にいつ持つていくと、そういう計画行為が、私、必要じゃないかという気がしました。大蔵省は抵抗するでしようけれども、やはりそういうことが必要である。

また、民間にとつてみたら、現地へ進出しても、得たお金は日本へすぐ送金しちゃう。あるいは現地で有能な人を重役にしない。ところが、イギリスとかフランスとかオランダなんつていうのは百年の植民政策の歴史があるもんですから、実にそういう点はうまいし、余裕を持ってやつてゐる。日本人は、満州国へ乗り込んだ成金みたいな要素がいまの商社にもなきにしもあらずです。現地の支店長に聞いてみると、本社を言つてくだされい、こう言うのです。確かにそうだらうと思ふ。それで、日本に留学したタイの学生がどういふ処遇を受けているかと言へば、ほかのイギリスとかフランスのような場合には、かなり課長とかいいポジションにまでいきまされけれども、日本の場合には、高校出のほうで安いといふので現地の高校を出して、日本に留学したせつて日本語を教わつた人があまり採用されない。そういう連中は自動車運転手なんかやつてゐる。そういうやうなあらゆる点で反省すべき点もあると思ひます。

第一、ゴルフ場といふのは日本の商社が日曜や土曜日には占拠してしまつて、そして日本でやるやうな大声をあげて、まるで自分の国の自分のゴルフ場みたいになつてしまつて、やつて、終わるとクラブハウスへ来て賞品をやつたり、やれブービーだ何だかんたわあわあ騒いでパチパチ手をたたいて、まるでタイの国のゴルフ場が日本人のゴルフ場かわからぬやうな傍若無人の態度もなきに

しもあらずです。これは考えられることです。そういう民族感情をさかなでするような無意識の行為が非常に悪い結果を及ぼしてある。これはやはり、日本のそういう海外交際の歴史の浅さからきておるところであると思うのですけれども、そういう点を考えてみますと、やはりこの際、そういう経済協力活動に対するチャーターみたいなものをつくって、精神規定でもいいたう思ふんです。そして、それを具体的に法律化すべき必要があった場合には、それを一つ一つ法律化して規制していったらどうか、そういう気持ちだったのであります。

○藤井恒男君 もう終わります、これでちょうど十分超過ぐらいになりますので。

私の感じたのは、私も、ちょうど大臣が行かれる直前にタイ国におりました、日貨排斥運動を私なりに調べてきたつもりです。また機会を見てそのことを申し上げたいと思ふんですが、まずやっていた方がいいことは、たとえば、外務省の情報文化局というのは、日本の経済進出に関する海外論調、こういうりっぱなものを収録しております。これを読んでみると、いかに日本が広報活動をやっておられないかということが一目瞭然にわかる。インドネシアに行つて、インドネシアの大使館でも聞いたんだけれども、日本から映画が来る。何やっておるかと言へば、新幹線が走つて、富士山が写つて、桜がちらちらとある。どこへ行つてもそれしかない。一体何をやっておるのだらうと、出先ではそう言うんです。広報活動が全くなつておらない。だから、りっぱなデリーでも、あるいはニューヨーク・タイムズでも、社説にむちゃくちゃなことを書いているんですね。これに対する反論もない。日貨排斥運動の中にも、そういう問題が私はあったと思ひます。この辺をよく注意して、せつかく在外公館があるんですから、しかも通産省からも出向いておるし、ジェットロもあるんだから、もっと広報活動を徹底すべきだ。そして、正しいことは正しいと、やっぱり私は主張すべきだと思ふんです。

それともう一つは、秩序のある投資をやるべきだ。一つの企業が進出して、当たると、日本の悪い癖だけれども、ネコもしゃくしもそれに集中してしまふ。そして、かの地において企業間競争を行なう。これが、やっぱり向こうの国の人にして見れば、われわれの座敷に来て取り合ひしておる、こういうふうに見える。私は思ふんです。この辺の調整をやつたりすべきじゃなからうか。この競争を何とか避けるべきだ。現地の人に聞いたのだけれども、われわれができる商売まで取つてくれるなどというのを言つておりましたが、いみじくも昨日の新聞で、シンガポールが、日本の商社が小さな入札までやつてしまふ、入り込んでしまふ、こういうことをいって非難した記事がこれ載つておるわけなんです。同じことだと私は思ふので、その辺のえりを正すことを考えるべきだ。

それからもう一つ、これからの問題は、インドネシアでもタイ国でも、LDCの中ではやっぱり労働問題だらうと思ふんです。これはタイのバンコク日本人商工会議所が出した「所報」でございしますが、これによると、一九六〇年には争議件数が二百五十四件、うちストライキ件数が二件、人数が二十三人、延べ喪失日数が六十四日、それが一九六五年になりましたと、争議件数が三百六十六、うちストライキ件数が十七、人員が三千七百五十三人、延べ喪失日数が六千五百六十六日、これが一九六九年になるとさらにふえまして、争議件数が七百六十九、それからストライキ件数が十八、人数が五千三百四十五人、それから延べ喪失日数が二万三千五百九十三日、こういうふうになつておるわけなんです。で、タイ国自体、いままでのような奨励投資の法律を改めて、今度、いまやつておることは、全く趣を異にした形で、外国人の職業規制、そして移民法も厳しく、さらには日本の登録企業についてもチェックする、いわゆる外国企業規制法、外国人職業規制法、これは移民法を適用していく、こういうことで、現地の人の雇用ということを強く訴えてきておるわけなんです。これを処理していこうとすれば、必然的に私は労働問題とい

うものが出てくる。そうなつたときに、どこがそれを処理しておるのだらう。各企業がまちまちでやつたところで、わずかな人しか行つていないのでもうどうにも動きがとれない。この辺のところを、私、心配しております。たまたま今度、ジェットロのもとに労働インフレーションというふうなものも予算でつけられたというのを聞いておるわけなんです、この辺のところを通産省として十分チェックしていかなければ、これからの問題として重要になると私は思つておるのです。

この辺のところ、私の質問をききよう残念ながら終わらざるを得ないわけですが、ひとつまとめ大臣の御所見を承りたいと思ひます。それと、最後にもう一つだけ、香港の特恵問題、これが香港において一番やばい問題になつておる。口を開けば差別するということ、まあ、出先では一番痛いところというところになつておるわけなんです。このことは、おそろく大臣のもとにも総領事館から、早く何とかしてくれという要請がたびたび来ておると私は思ふのですが、この辺についても、現在の香港における競争を、そして香港と韓国の状況などを考えれば、もうちょっと手の打ちようがあるのじゃなからうかというふうな思ふので、つけ加えて御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 海外経済協力に関する御指摘になりましたことは、私も全く同感でございます。

この問題は、われわれの民族の非常に大きな問題点として、一通産省の問題のみならず、やはり政府全体で考へべき問題としてじっくり取り組んでやつてみたいと思ひます。私は、大蔵前次官に特に頼みまして、この海外経済協力の問題とエネルギーに対する政策とじっくりひとつ答申を書いてくれ、そう言つて頼んでおるところなんです。

それから香港の問題は、香港がLDCの国と先進国の間くらいにいまきておまして、なかなかデリケートな問題があると私は思ひます。具体的な

な処理については、ここで明確な答弁を申し上げられないのを遺憾といたしますが、御発言を持つて帰りました、よく検討してみたいと思ひます。

○須藤五郎君 大臣、いろいろあなたの経験を伺つてきたわけですが、その中で私も少し質問したいわけですが、この主要通貨の早期固定相場制復帰は事実上不可能で、変動相場制は短くて一年、長ければ数年と、こういう消息がワシントンの二十カ国蔵相会議から伝えられてきております。通産大臣は、変動制がこのように長引くことを予想しておられたかどうか、その点をひとつ伺いたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は、今回はかなり長期になるだらうという感じがしておりましたし、また、それが好ましいと思つておりました。好ましいという意味は、当時、変動に移りましたときには、円がどうも不当に高く評価され過ぎていたのではないかと、二百五十円とか、あるいは二百五十円を割るといわれたことすらありました。それで、あまり過早にやるといふと、これは非常に円切りの率が高くなり、これは中小企業はもっとひどいひどい目にあつた。したがって、少しじっくり変動させてみて、その間に彼我の実勢が正直に出てくるだらう。投機筋もくたびれてくるし、そういう意味で少し長期間変動させてみて、正直な実勢でこの円問題が最終的に処理されるのが好ましいと思つておりましたので、大蔵大臣にも、これは急がないで少しじっくりやつたほうがいいぞ、そういうことを言つた記憶がございします。

そのほかに、先ほど御答弁申し上げましたように、ドルに付随するいろいろな問題点がまだ解決しないで残つておるわけなんです。そういうアメリカのインフレーションの問題から、ドルのたれ流しから、多国籍企業から、ユーロドルの直撃問題とか、そういう問題がある程度見当つかないと、これは国際的にもなかなか決定しにくい要素があるだらうと思ひます。そういう意味において、私は、ある程度長引くであらう、そういう予測をますます強くしている次第であります。

○須藤五郎君 きよう、私は、大臣とこの円・ド

ル問題で突っ込んだ論議をするという事は考えていないのですが、そういう時間もありません。これはまた別の機会にやっただいことだと思ふのですが、そうすると、大臣は、長期化するという予測を立てておいたことなんですね。それなら、おそらくその長期化した場合の対策全般について、いろいろその腹案を持っていたらいいやうなところがあるのだらう。ちゃんと準備を整えていらつしやるのだらう。長期化のために日本の業界がどういう打撃を受けるかという点について、いろいろ考えを持っていたらいいやうなところがあるのだらう。現在、一ドルが二百六十三円から二百六十五円、そうですね。変動制が長期化すれば円相場になると、こういうふうに見られておるわけなんです。この場合、中小企業への影響は一そう大きくなることは明らかだと思ふのですが、その点をどういうふうに考えていらつしやるか。

なことを考えていらしても、今日の問題、中小企業は今日の苦しい問題をどうするかというせっぱ詰まったところに追いつかれておるわけですね。だから、そんな円安になればこういう問題は解決していくんだというふうには、のんびり通産大臣たるものが腹を据えておったんでは、中小企業は困る。もしもそれならば、非常に長期というか、相当長いこと続くというならば、それに対する対策を立てていかなければならぬと思ふのです。そこで伺うんですが、輸出関連中小企業の最近の成約状況ですね、前年同期に比べてどういうふうになっておるか。特に変動制になってからの状況はどういうふうになっておるか、知らしていただきたい。

とというふうなことも言っておりますけれども、片方、グローブであるとかはきものなんというものは、全然新規はないというふうなことを言っております。その他、繊維なんかでは、綿糸とか人絹、スフ糸、合纖糸なんというものは、LDC向けが相当伸びまして、昨年同期よりもはるかに多いというのでも片一方ございまして、非常に苦しいという実態もございまして、それから機械器具関係でも、作業工具なんかは昨年同期の七五%ぐらいは何かいけるだらうというふうな状況もあるようございまして、バルブなんかは、三分の一しかどうしてもやれぬとか、こまかく申しますといろいろあるわけでございます。そこで、ちょうど変動制に移行してから一カ月半たっております、それから為替市場が閉鎖しておった半カ月を除きまして、ちょうど一カ月半たつたというところでございますから、一川調べました百ばかりの産地について、実はこの一カ月半に契約条件の改定なり新規契約の締結がどうなつたか。これは百ほどの産地というものは、私も、影響が比較的強いと思つておる産地でございますから、ライターみたいなどんどんいけるところは、もちろん、調べはしますけれども、百産地に重点を置いて三月末現在で調べるようにという指令を地方通産局のほうに最近出したわけでございます。この調査は、実は自分の間、毎月末現在というふうにはいたしまして、ずっとトレースしてやつていこう、こう思つております。これによつて初めて影響の強さというものが一番強い局面についておるわけでございます。全体として中小企業の輸出が、去年は大体年間で百億ドルあつたけれども、どうなるだらう、この一カ月に幾ら成約できたろうというところは、実は統計的にまだつかまえておりません。

は申しませんがね。できればすぐ資料として出してもらいたいということが一つ。そして、いまの話聞いておりましたも、変動制になってから伸びてはいないと思ふんです。非常に苦しいことがずっと続いてきておると思ふんです。それで、だんだん落ち込んでいくんじゃないかという感じが私はするんです。しかも、この変動制が長いほど長期にわたるのだという大臣の答えだと、これはとても長いこと日本の中小企業は苦難にさらされなければならぬということが私は言えると思ふんです。そこで、次の質問に私は参りますが、政府は、「変動相場制移行に伴う当面の緊急中小企業対策」という、これです、ここにあるもの、これを三月中旬、決定しておられますが、変動制の長期化という新たな情勢に應じて、この対策はさらに私は拡充されるべきものだと思いますが、大臣、どういうふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 長期化すると私は円安になるだらう。つまり、ドル高になるだらう。つまり、二百六十円前後というものが日本の経済力から見れば二百六十五円とか、あるいは二百六十八円とか、そういうふうな円相場がますます高くなっていくやうな不安、少ない、そういうふうな不安は正されてくるだらう。特に、春闘なんかを経験いたしました、賃金の上昇はどの程度になるかわかりませんが、春闘を経験すること自体によつても、日本の経済力というものは、考えられているよりもコストは上がつてくるかもしれないし、弱みが出てくるわけなんです。そういう経済の実勢値が如実に反映されるということが、長続きのする固定相場を次の段階に生むゆゑである、そういう気がいたしまして、これはある程度長引くだらうという気がしておつたわけなんです。

その後、いろいろ業界のほうでは輸出契約残について、ドル相場を引上げる交渉等を海外に進めておられますし、それと並行して、価格がきまつたところで、新しいものをそれじゃ幾ら買つてくれるのだというふうな並行した交渉を盛んにやっておりますが、一部の業界では、にっちもさっちもいかないというふうな状態が残念ながら実は続いております。比較的好いと言われるライターとか金属玩具、ギターというふうなものを拾つてみますと、最近一カ月半の間の新規の契約というのは、昨年同期の七割ぐらいの水増しまではとにかくいってお

○須藤五郎君 そうですね、これは統計的にまだつかまえておりません。こういう状況でございます。

は申しませんがね。できればすぐ資料として出してもらいたいということが一つ。そして、いまの話聞いておりましたも、変動制になってから伸びてはいないと思ふんです。非常に苦しいことがずっと続いてきておると思ふんです。それで、だんだん落ち込んでいくんじゃないかという感じが私はするんです。しかも、この変動制が長いほど長期にわたるのだという大臣の答えだと、これはとても長いこと日本の中小企業は苦難にさらされなければならぬということが私は言えると思ふんです。そこで、次の質問に私は参りますが、政府は、「変動相場制移行に伴う当面の緊急中小企業対策」という、これです、ここにあるもの、これを三月中旬、決定しておられますが、変動制の長期化という新たな情勢に應じて、この対策はさらに私は拡充されるべきものだと思いますが、大臣、どういうふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 長期化すると私は円安になるだらう。つまり、ドル高になるだらう。つまり、二百六十円前後というものが日本の経済力から見れば二百六十五円とか、あるいは二百六十八円とか、そういうふうな円相場がますます高くなっていくやうな不安、少ない、そういうふうな不安は正されてくるだらう。特に、春闘なんかを経験いたしました、賃金の上昇はどの程度になるかわかりませんが、春闘を経験すること自体によつても、日本の経済力というものは、考えられているよりもコストは上がつてくるかもしれないし、弱みが出てくるわけなんです。そういう経済の実勢値が如実に反映されるということが、長続きのする固定相場を次の段階に生むゆゑである、そういう気がいたしまして、これはある程度長引くだらうという気がしておつたわけなんです。

○須藤五郎君 それは、変動相場が長期化というの程度があると思ふんですが、あなたのおっしゃるような円安になるということも、今後何年か後にはあり得るかわかりませんが、あり得ないかわかりませんが、しかし、そんなやうなやうなことを考えていらしても、今日の問題、中小企業は今日の苦しい問題をどうするかというせっぱ詰まったところに追いつかれておるわけですね。だから、そんな円安になればこういう問題は解決していくんだというふうには、のんびり通産大臣たるものが腹を据えておったんでは、中小企業は困る。もしもそれならば、非常に長期というか、相当長いこと続くというならば、それに対する対策を立てていかなければならぬと思ふのです。そこで伺うんですが、輸出関連中小企業の最近の成約状況ですね、前年同期に比べてどういうふうになっておるか。特に変動制になってからの状況はどういうふうになっておるか、知らしていただきたい。

とというふうなことも言っておりますけれども、片方、グローブであるとかはきものなんというものは、全然新規はないというふうなことを言っております。その他、繊維なんかでは、綿糸とか人絹、スフ糸、合纖糸なんというものは、LDC向けが相当伸びまして、昨年同期よりもはるかに多いというのでも片一方ございまして、非常に苦しいという実態もございまして、それから機械器具関係でも、作業工具なんかは昨年同期の七五%ぐらいは何かいけるだらうというふうな状況もあるようございまして、バルブなんかは、三分の一しかどうしてもやれぬとか、こまかく申しますといろいろあるわけでございます。そこで、ちょうど変動制に移行してから一カ月半たっております、それから為替市場が閉鎖しておった半カ月を除きまして、ちょうど一カ月半たつたというところでございますから、一川調べました百ばかりの産地について、実はこの一カ月半に契約条件の改定なり新規契約の締結がどうなつたか。これは百ほどの産地というものは、私も、影響が比較的強いと思つておる産地でございますから、ライターみたいなどんどんいけるところは、もちろん、調べはしますけれども、百産地に重点を置いて三月末現在で調べるようにという指令を地方通産局のほうに最近出したわけでございます。この調査は、実は自分の間、毎月末現在というふうにはいたしまして、ずっとトレースしてやつていこう、こう思つております。これによつて初めて影響の強さというものが一番強い局面についておるわけでございます。全体として中小企業の輸出が、去年は大体年間で百億ドルあつたけれども、どうなるだらう、この一カ月に幾ら成約できたろうというところは、実は統計的にまだつかまえておりません。

は申しませんがね。できればすぐ資料として出してもらいたいということが一つ。そして、いまの話聞いておりましたも、変動制になってから伸びてはいないと思ふんです。非常に苦しいことがずっと続いてきておると思ふんです。それで、だんだん落ち込んでいくんじゃないかという感じが私はするんです。しかも、この変動制が長いほど長期にわたるのだという大臣の答えだと、これはとても長いこと日本の中小企業は苦難にさらされなければならぬということが私は言えると思ふんです。そこで、次の質問に私は参りますが、政府は、「変動相場制移行に伴う当面の緊急中小企業対策」という、これです、ここにあるもの、これを三月中旬、決定しておられますが、変動制の長期化という新たな情勢に應じて、この対策はさらに私は拡充されるべきものだと思いますが、大臣、どういうふうにお考えになっておりますか。

まあ、こういうことを申し立てても時間がたつばかりでございますから、次に移りますが、無利子で金を貸したことはないというふうに言っておられますが、私が調査したところによりますと、とんでもない金が無利子で出ているわけなんです。この「石炭鉱業に対する融資及び助成実績」という表を見ますと、石炭鉱業にこういう金を出したことが悪いとかいいとかというその意見ではないんです。事実を私は申し上げるんです。補助金等の合計を見ますと千七百十億円です、これは政府資料ですから間違いないと思うんですね。

〔理事大谷藤之助君退席、委員長着席〕
これは本来ならば質問して、あなたのほうから数を出してもらうところなんだけれども、時間がな
いから私が申します。それから閉山交付金ですね、
これが千三百三億円です。合計三千十三億円余り
ですが、これは無利子どころじゃないです、ただ
やった金でしょう。そうでしょう。石炭鉱業にた
だ金をやったことがけしからぬと言うと、またお
こられる方も出てきますから、そこまでは私は言
いませんけれども、事実ですね、これはね。事実、
三千十二億円の金をただやっている。いいですか。

それからもう一つは、外航船舶建造融資利子補給です。造船所に対しては利子補給の名前で、四十四年から四十八年までです、これは、もつと先にもあったはずだと思うんですが、私のところに、資料要求したらこれだけの資料しか出てきませんが、その資料によりまして七百二十七億円の金を利子補給の名前でくれてやっているんです。造船には七百二十七億円ただくれている、石炭には三千十三億円ただやる、無利子の金は千二百四十六億円出す。それで中小企業に対しては無利子の金をなせ出さないのですか、ただやる金をなせ出さないのです。中小企業にあまり冷たいじゃないですか。そうして、フロートは今後も長く続いたほうがいい、円が安くなる、そういう考えはどうしても私は納得できないんですよ、中曾根さん。どうしますか、こういうことを。どう説明しますか、これを。中小企業にあなた、どういふふうに説明なさいますか、この事実を。

○國務大臣(中曾根康弘君)　いまの石炭やあるいは造船の場合には非常に多くの従業員的生活がかかっていることがありますし、そういう点でも特別の政策としてお考え願いたいです。中小企業の場合でも、今度無担保、無保証の新しい制度をことし始めます。これは今度の議會で御審議願っているところであります。やつてないわけじゃないんで、やつてるわけです。しかし、この問題につきましては、商売をおやりになつて、この問題、転廃業されなないという場合にはやはり營業は継続してやつていくのであつて、いずれまた景気がよくなるとか、商売が緒につけば、それでまたお返

○須藤五郎君　私が言うているのは、大企業、大資本にはこういう金はただやって、それで無利子で金を貸しているじゃないか。ところが、中小企業に対してどうして同じことができないかと言っているんです。やはりあなたたちの腹の中には、中小企業なんかつぶれてしまってもかまわないんだ、一向差しつかえないんだと、大資本は守っていかなきやならない、大企業は守らなきやならない、そういう考えが腹の中にあるからこういうことが平気で言えると思うんですよ。だから、これだけの金を大資本には出せるならば、なぜ中小企業にもただ金をやり、また、無利子の金をなぜ貸さぬかと、ここを私はあなたに言っているわけなんです。あなた、造船にはたくさん労働者が

おる、炭鉱にもたくさん労働者がおる、それはそのとおりです。しかし、中小企業に働いている労働者だってそんなに少なくないですよ。そうでしょう。中小企業だってたくさん業界はあるんですよ。労働者もたくさんありますよ。その人たちはいいんですか、根っこといって。

○国務大臣(中曾根康弘君) 炭鉱や造船の場合、これは炭鉱のような場合は配当もありませんしね、会社自体が破産に瀕しているという状態で、やはり従業員、労働者が直接かかってきている。六分とか、八分とか、一割とかという配当をしている場合は別といたしても、それは会社自体が

○須藤五郎君　くどくなりますがね、大資本に優遇する、そういう気持ちがあるならば、中小企業もそういうふうにしてやったらどうかということなんです。中小企業だって倒れちゃったら、そこに働いている労働者は困るんですよ。つぶれてしまふ。もうまさにつぶれていくんじゃないですか、こういう状態が続いていくならば、そうでしょう。堺のほうの新受ですね。もうゼロになっちゃったでしょう輸出。そうしたら、そこに働く人たちはどうするんですか。だめになっちゃうじゃないですか。そういう人にはあなたは目をくれないで大資本、大企業に対しては手厚い保護対策を、補助対策をやっていること、こういうことをあなたが行うから、中小企業にももっと手厚いことをやったらどうか、無利子の金を貸しなさい、また

場合によつては金を上げなさい、ただで上げなさい。石炭や造船にはただの金を何千億と出しておるじゃないか。だから中小企業も出したらどうだ、これが私の意見なんです。あなたがそれは反対ならば反対とおっしゃってくださつたらそれでいいんですが、あなたの気持ちにはそういう気持ちがないんでしようか、どうでしようか。あなたの気持ち伺ひましよう。

○國務大臣(中會根康弘君)　やはり政府は税金を出している人たちのことを考えなければならぬので、結局……。

眞栗五郎君　みな税金の金で、つたつたつたつた、

炭鉱の利子補給だって、造船の利子補給だってみんな税金の金じゃないんですか。そうでしょう。みんな同じですよ、税金といえは。

○国務大臣(中曾根康弘君) でありますから、炭鉱のような場合には、ほとんど炭鉱自体は無配で、そして破産状態に近い状態にあるわけですよ。だからやむを得ず政府は肩がわりをして、いまの何百億というお金を、国民の税金をそちらに回して埋めているわけです。これは何も炭鉱の企業家を救うという意味でやっているんじゃないわけです。それから、造船利子補給の場合も同じこととあります。中小企業の場合も、中小企業という、そういう特殊の自営形態の営業でありますから、ですから最大の国の助成を行なう。そしてそれを猶予するということがやっておるわけです。実際、須藤先生、御商売なすったことがない。芸術家ですから、御商売のことはあまり御存じないかもしれませんが、私らみたいに商人の家に生まれた者は、金を借りるということが一番うれしいことなんです。利子を払うということはそれほど苦痛じゃないんです。貸してくれるということがもっと大事なことです。そういうふうなことで、今度は二年も返さないでいいという、いままでないような思い切ったことを実はやったわけです。利子の問題というものは実際借りる側の立場に立ってみますと、それほど大きな問題じゃない、私はそう思います。

○須藤五郎君 現状は、中小企業の置かれている現状は、そのようなまやましいものじゃないですよ。だから、三つの条件を求めているわけですね。私がさっき申しましたように、企業融資の返済猶予、返済猶予中の利子のたな上げ、無担保、無保証人、無利子融資の実施、この三点を強く中小企業は要求しておるわけですね。そのことを私は重ねて申しておきましょう。

それから、あなた少し誤解していらつしやるようにですが、石炭に、炭鉱を救うために融資したことをいかぬと私は言っているわけじゃないんです。いい面もありますよ。また、借りた金の使い

方に対しては、私は意見を持っていますよ、炭鉱会社、それから造船も同じように。だから、それはいかぬと私は言っているんじゃないに、そういうことをしているんじゃないか、政府は、だから中小企業に対しても同じような手厚い待遇をしたらどうかと、手当てをしたらどうかと言っているのが私の気持ちなんです。その点、あなたは少し誤解していらつしやるように思いますが、そうではないんですから、そこをはっきりしておいてください。

それじゃ、次の質問に移しましょう。無利子の要求に対しては、金利六・二%ですね、今度のこの措置が、無利子にやってくれというのに六・二%の利子を取るぞ、これは私は少し高いと思うんですね。中小企業金融制度の中に近代化資金など無利子のものがありますね。また、中小企業振興事業団による設備共同廃棄事業は無利子で十六年間という、こういうことになっておりますね。これも事実です。今回の変動制によります緊急融資も、無利子とすることは決してできないことではないと私は思うんです。やる気があればできることだと思えますよ。無利子にすべきではないでしょうか。重ねて申します。どうですか、できないですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先ほど申し上げましたように、中小企業というものは非常に大ぜい、多くの業態があるわけでございますけれども、元来、自営というものを中心にして、そして自分の危険負担で生き抜いていくというのが営業、企業というものの性格であります。したがって、転廃業するというような場合には、無利子というようなことも考えられませんが、営業を続けていくという限りは、もうけるチャンスも次に生まれ返さないでいいと、政府としては、二年間も元本を返さないでいいと、そういう猶予期間する設けてあるんですから、その間で一生懸命がんばって

いくと、これがやはり自力更生の精神を持つておる企業というものの考え方だろうと私は思うんです。国営企業にしてしまつたら、これは全然別であります。そういう国営企業的な考え方というものは、われわれ自由民主党はとらないんです。やはり自由と創造と、そのかわり責任もある、そのかわりおもしろみもある。そういうような企業の非常に活発な社会構造というものをわれわれは考えてやっているわけでありまして、そのぎりぎりの線で利子というものを考えておるわけでございます。利子を取つたらいいか悪いかというのはいろいろ経済学上の論争もありますし、社会学説もありますけれども、われわれはそういう利子を取つて、そうして経済活動を活発に行なっていく、そういう立場に立脚しているわけです。

それで、先ほど申し上げましたように、借りる側から見ますと、利子を払うということは、それほど負担には負担ですよ。しかし、これ、何億借りたという場合には、何千万とか何百万という利子が出るわけですが、二百万とか三百万という場合の利子の場合には、これはまず、たいてい天引きされてもらうわけですから、そのときはそれで得た分は、二年は返さぬで、これを元手にしてやれるということ。その借りるというほうでどれくらいうれしいことか、実際、営業をやっている人の気持ちはそういうことなんです。私は実際は商人の家に生まれているから、そういうことはよくわかるんです。ですから、そういう自力更生、企業というものの自由性というものを考えて、そういう精神を生かしてやってみたいと思うわけでありまして。

○須藤五郎君 それはせば詰まつたとき金を貸してくれりや喜びますよ。喜んでいただけたら利子を払うとなると、今度は、利子はただだったよかつた、いいのになあと思うんですよ。それはただなら一番いいじゃないですか、利子払わないで。今日はもう貸してくれんこともうれしいが、利子を払うことがつらいというほど、それほど苦しいところに置かれておる。あなた、金を借りて利子を払うのが苦にならなかつたというの

は、よっぽどあなたは幸福な商売をしてこられた、順調な商売をしてこられた、こういうことになると思ひますよ。無利子はどうしてもやらないかぬ。とこうおっしゃるならば、六・二%の金利はもっと引き下げるべきだと思ひますよ。六・二%という利子は、今日のあの人たちの立場では非常に高い利子だと思ひますね。中小企業振興事業団によります共同転換事業は、十六年間二・七%で融資する制度があるわけでしょう。何も六・二%取らなければならぬことはないと思ひますね。

また、三月二十七日発表されました政府の市街化区域内農地の宅地供給促進臨時措置法の、この法案要綱によりますと、地主が賃貸し住宅や分譲住宅を建設する場合、住宅金融公庫などから長期低利融資をする。利率は、田中総理は四・五%を主張、大蔵省は確答しておりませんが、ほぼ同程度の低利になる模様と、こういうふうには聞いております。

低利の融資、まことに私はけっこうだと思ひます。こちらへ低利でできるのであれば、中小企業向けの緊急融資にも同様の金利でできるはずなんです。まして、総理が、通産大臣をはじめ政府は、変動制移行に伴う中小企業対策につきましては万全を期すると、こういうふうにおっしゃつていらつしやるわけですね。それならばなおさら、低利で融資を行なう責任が私は政府にあると、こういうふうにも思ひます。一体、住宅金融への金利より、中小企業への緊急融資金利を高くする根拠はどこにあるのか、伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) それはやはり、政策的緊急性というふうなものもあるんだらうと思ひます。都会における若い人たちのために住居を提供してやるという、そういう政策的な緊急性があるのだらうと思ひます。中小企業の場合は、もちろん苦難ではありますけれども、ともかく、二年というものは返さぬでも、それを元手にしてもう一回商売を挽回する、新しい販路を見つけていく、その間にはまた好況もくるかもしれぬ、景気も回

復するかも知れぬし、そういういろいろな可能性が秘められてあるわけであります。商売というものは、やはりそういう可能性に挑戦していくところに商売があるので、国からまるがかえて恩恵的なものをすべて受けるということは、必ずしも商売の本旨に合うものであるとは考えません。

○委員長(佐田一郎君) ほか御発言がなければ、本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、機械類信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。中曾根通産大臣。

○国務大臣(中曾根康弘君) 機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

機械類信用保険制度は、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に資することを目的として、昭和三十六年に発足した国営の保険制度であります。発足の当初は、機械類の割賦販売のみを対象としておりましたが、その後、中小企業向けのローン保証販売の増加に伴い、これを保険の対象に追加し、今日に至っております。

本保険制度は、発足以来すでに十二年近くを経過いたしておりますが、この間、割賦販売等に伴う代金不払いのリスクを保障することにより健全な割賦販売等を促進し、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に大いに貢献してきております。すなわち、本年度について見ますと、本保険に付保される機械類の販売は件数にして約一万五千件、金額にして約四百億円にのぼる見込みであり、また保険に加入している製造業者等の数は約五百五十社に及び、中小企業者、機械工業界の双方にとって重要な施策の一つとなっております。今回の法律改正の趣旨は、本保険制度を拡充し、新たに機械類のリースによる取引につき信用保険を行なうこととあります。

リースは、所有権を譲渡することなく、使用权のみを長期間にわたって特定の相手方に与えるも

ので、近時、わが国におきましても機械類のリースによる取引が増加しつつありますが、特に中小企業におきましては、資金の有効活用、技術革新に伴う機械の陳腐化の防止、会計事務簡素化等の利点を有しているため、リースの利用はその設備の近代化をはかる上で有力な手段の一つとなるものであります。また、リースの利用が進みますことは、機械工業の側から見ましても新型機械の普及等の面できわめて有意義なものであります。

しかしながら、中小企業にはまだ信用基礎の確立していないものが多く、長期間にわたるリースを受ける場合には、その使用期間中における景気変動に伴いリース料不払いの事態等が懸念されまされたため、リース業者も中小企業にリースすることをためらいがちであり、中小企業向けのリースは円滑さを欠いている実情にあります。

このため、政府がリース業者を相手方とする保険契約を締結し、万一リース料不払いが生じたときは、その損害の二分の一を補てんすることを内容とする信用保険を実施し、中小企業の信用力を補完することによりまして機械類のリースを普及し、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に資することとした次第であります。リース信用保険の保険契約、保険金等に関する制度の基本的仕組みは、現行の機械類信用保険と同様であります。

今回の改正によるリース信用保険制度の創設は、以上申し述べましたとおり、今後、中小企業が設備の近代化をはかっていく上できわめて有意義な施策であり、全国の中小企業関係団体からも強い要望が出されているところであります。ぜひ本制度の実現をはかることが必要であると信ずる次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ慎重ご審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 次に、補足説明を聴取いたします。山形重工業局長。簡単にひとつ。

○政府委員(山形重工業局長) 機械類信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由

及び要旨を補足して御説明申し上げます。

現行法は、機械類の割賦販売契約及び購入資金借り入れ保証契約による取引について信用保険を行なっているものであります。御高承のとおり、割賦販売は、代金を一定の期間と回数にわたって分割受領することを条件にして機械類を販売するものであり、また、購入資金借り入れ保証販売は、機械類のローンによる販売を行なう際に、金融機関に対して購入者のローン債務を保証するものであります。現行制度は、これらの取引に伴う代金等不払いのリスクについて保険を実施することにより、健全な割賦販売等の拡大をはかり、もって、中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に資することを目的としているものであります。

本保険事業の実績と利用状況を見ますと、まず、保険対象機械につきましては、昭和三十六年度に五機種で発足いたしましたものが、その後逐年追加がなされ、本年度には排水処理装置等の公害防止関連機器をも追加するなどにより、現在三十三機種が保険対象となっております。

これに伴って、引き受け保険金額も拡大し、本年度は対前年度比一九％増の二百十二億円、すなわち、本保険に付保された機械類の販売額で見ますと四百億円強にのぼる見込みであります。

また、本保険の利用状況を見ますと、本年度は約一万五千件に達する割賦販売等が本保険に付保される見込みであり、しかも、このうち、九五％程度は中小企業向けのものとなっております。

以上申し述べましたとおり、本制度は、法律の目的である中小企業の設備の近代化と機械工業の振興に大いに寄与しているところであります。ひるがえって、わが国における機械類の流通の態様を見ますと、従来の割賦等の購入形態に加えまして、最近では、リースによる取引形態が中小企業の分野におきましても急速に増加しつつあります。

リースは、中小企業にとりましてはその設備の近代化を進める上で、また、機械工業にとりましては新型機械の普及等の面で、いずれの場合に

もきわめて有意義であると考えられますが、反面、リースの普及の実態を見ますと、ユーザーである中小企業には信用基礎の確立してないものも多いため、残念ながら、中小企業向けのリースは円滑さを欠いているのが実情であります。

したがって、政府としては、今後中小企業におけるリースの利用を円滑化することにより、その設備の近代化を促進するとともに、あわせて機械工業の振興にも資する必要があるものと考えまして、今回、法改正を行ない、機械類のリースによる取引に対しまして、大要次に申し上げるような保険制度を実施しようとするものであります。

まず第一に、本保険の対象となる契約は、リース契約であります。本法において、リース契約とは、機械類を使用させる契約であって、機械類の使用期間が三年以上の長期にわたるものであり、かつ、その期間中の中途解約ができるものでないこと、使用の対価を政令で定める一定の回数以上に分割して受領すること等の要件に適合する契約をさしております。

第二に、本保険の保険契約は、政府が、会計年度ごとに、リース業者を相手方として、機械類の区分を単位として包括して保険契約を締結することとなっております。この包括保険制度とは、契約年度中に保険対象機械をリースした場合に、これをすべて付保することを約するものであり、その結果、危険分散が可能となり、保険契約者にとっては安い保険料で付保できることとなることにも、きわめて多数のリース契約について、個々に付保すべきかどうかを判断するという事務の繁雑さから免れることができるなど、保険契約者が当保険を利用しやすいという観点から、従来の割賦等に関する保険にならって、包括保険制度をとることとしたものであります。

第三に、本保険の保険関係の具体的内容であります。三に、保険契約者となったリース業者は、支払い期日において支払を受けることができなかったリースの対価について、その実損額の五〇％をてん補されるという関係が、政府とリース業者と

の間に生ずるわけでありす。

第四に、回収金制度であります。現行の割賦等に関する保険の場合と同様、保険金の支払いを受けたリース業者は、保険事故にかかる対価の回収につとめる義務があるとされ、実際に損失額を回収したときは、回収額の五〇%を国に返納するという制度を設けております。

以上が本保険制度のおもな内容であります。これらの具体的な運用にあたりましては、本保険制度の趣旨を中小企業及び関係業界に周知し、その利用の拡大をはかることが肝要であると考えておりますので、特に中小企業ユーザーに對しましては、それぞれの経営の実態に応じて最も適切な機械導入の選択ができるよう、割賦販売、ローン保証販売及びリースのそれぞれの特色、利点等について積極的に広報活動と指導を行なうとともに、保険契約者たるリース業者に對しましては、リースに伴うもろもろのサービスの強化をはかるなど、真に中小企業ユーザーの利益に沿ったリースを行なうよう十分な指導を行なうこととし、今後、本制度がなお一そう利用しやすい制度となるようつとめてまいりたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、本法律案に関する補足説明を終わります。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(佐田一郎君) 以上で説明の聴取は終わりました。

本法案に対する質疑は後日に譲ります。
本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十九分散会

三月八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月七日)

一、機械類信用保険法の一部を改正する法律案

三月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案
一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案

基本法等の一部を改正する法律案

(中小企業基本法の一部改正)

第一条 中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第一号イ中「五千万円(商業)」を「一億円(小売業)」に、「一千万円」を「一千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円」に改め、同号ロ中「商業」を「小売業」に、「五十人」を「五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正)

第三条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第三号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第四条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「卸売業若しくは」を削り、「五十人」を「五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人」に改める。

(中小企業近代化促進法の一部改正)

第五条 中小企業近代化促進法(昭和三十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業指導法の一部改正)

第六条 中小企業指導法(昭和三十八年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業振興事業団法の一部改正)

第七条 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)

第八条 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(下請代金支払遅延等防止法の一部改正)

第九条 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項及び第四項第一号中「五千万円」を「一億円」に改める。

(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正)

第十条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「及び資本の額若しくは出資の総額が三千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が百人以下の法人若しくは個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律の一部改正)

第十一条 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十一年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く)に属する事

業を主たる事業として営むもの」を加える。

(官公需に於いての中小企業者の受注の確保に
関する法律の一部改正)

第十二条 官公需に於いての中小企業者の受注の
確保に関する法律(昭和四十二年法律第九十七
号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」
に改め、同項第二号中「商業」を「小売業」に改め、
「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額
が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業
員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸
売業(次号政令で定める業種を除く。)に属する
事業を主たる事業として営むもの」を加える。
(下請中小企業振興法の一部改正)

第十三条 下請中小企業振興法(昭和四十五年法
律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」
に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)
第十四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律
第十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号ノ三中「千万円」の下に
「(卸売業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ三千
万円)を、五十人」の下に「(卸売業ヲ主タル事業
トスル者ニ付テハ百人)を加え、同項第三号及
び第四号中「五千万円」を「一億円」に改め、同項
第五号中「千万円」の下に「(酒類卸売業者ニ付テ
ハ三千万円)を、五十人」の下に「(酒類卸売業
者ニ付テハ百人)を加え、同項第六号中「五千万
円」を「一億円」に改め、同項第七号中「千万円」
を「三千万円」(小売業又ハサードビス業ヲ主タル事
業トスル者ニ付テハ千万円)に、五十人」の下に「
「一億円」に、五十人」(を「百人」(小売業又ハサ
ードビス業ヲ主タル事業トスル者ニ付テハ五十人、)
に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)
第十五条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法
律第二百六十四号)の一部を次のように改正す
る。

第二条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」
に、「商業」を「小売業」に、「一千万円」を「一千
万円、卸売業を主たる事業とする事業者につい
ては三千万円」を改め、「五十人」の下に「卸売
業を主たる事業とする事業者については百人」
を加え、同項第二号中「五千万円」を「一億円」
に改め、同項第五号中「一千万円」の下に「(卸売業
を主たる事業とする事業者については、三千万
円)を、五十人」の下に「(卸売業を主たる事業
とする事業者については、百人)を加え、同項
第六号中「五千万円」を「一億円」に改め、「千万
円」の下に「(酒類卸売業者については、三千万
円)を、五十人」の下に「(酒類卸売業者につい
ては、百人)を加え、同項第七号中「五千万円」
を「一億円」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)
第十六条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法
律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に、「商
業」を「小売業」に、「一千万円」を「一千万円、
卸売業を主たる事業とする事業者については三
千万円」に改め、「五十人」の下に「卸売業を主
たる事業とする事業者については百人」を加え、
同条第二号中「五千万円」を「一億円」に改め、同
条第四号中「一千万円」の下に「(卸売業を主たる
事業とする事業者については、三千万円)を、
五十人」の下に「(卸売業を主たる事業とする事
業者については、百人)を加え、同条第五号中「五
千万円」を「一億円」に改め、「一千万円」の下に
「(酒類卸売業者については、三千万円)を、五
十人」の下に「(酒類卸売業者については、百人」
を加え、同条第六号中「五千万円」を「一億円」に
改める。

(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)
第十七条 中小企業投資育成株式会社法(昭和三十
八年法律第百一十号)の一部を次のように改正
する。

第八条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」
に改め、同条第二項中「一億円」を「三億円」に改
める。

める。

(国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業
に対する臨時措置に関する法律の一部改正)
第十八条 国際経済上の調整措置の実施に伴う中
小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十
六年法律第百二十四号)の一部を次のように
改正する。

第二条第一号中「五千万円」を「一億円」に改
め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「も
の」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三
千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の
数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業
(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事
業を主たる事業として営むもの」を加える。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第九条及び附則第五項の規定は、公布の日から
起算して三十日を経過した日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行の際現に第四条の規定による
改正後の中小企業退職金共済法第二条第一項の
中小企業者が共同して実施している従業員のた
めの退職金積立ての事業で労働省令で定める基
準に適合すると労働大臣が認定するものに参加
している当該中小企業者については、中小企業
退職金共済法の一部を改正する法律(昭和三十
九年法律第百七号)附則第二条及び附則別表の
規定を準用する。この場合において、同条第一
項中「この法律の施行後」とあるのは、「中小企業
者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の
一部を改正する法律(昭和四十八年法律第
号)の施行後」と読み替へるものとす。

3 この法律の施行の際現に存する商工組合に関
する中小企業団体の組織に関する法律第六十九
条第一項(同法第十二条第一項に掲げる要件に
係る部分に限る。)の規定の適用については、こ
の法律の施行後一年間は、第十一条の規定によ
る改正後の中小企業団体の組織に関する法律第

五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する中小企
業等協同組合法の罰則の適用については、なお
従前の例による。

5 第九条の規定の施行前にした行為に対する下
請代金支払遅延等防止法の罰則の適用について
は、なお従前の例による。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二
百六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「二千五百万円」を「三千五百万
円」に、「五千万円」を「七千万円」に改める。
第三条の三第一項及び第二項中「八千万円」を
「百万円」に改める。

第三条の四第三項中「第三条第二項及び第三項」
を「第三条第三項及び第三條の二第二項」に改め
る。
第五条及び第十三条中「及び特別小口保険」を
「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この法律の施行前に成立している中小企業信
用保険法第三条の四第一項に規定する公害防止
保険の保険関係については、なお従前の例によ
る。

(中小企業信用保険法の一部を改正する法律の
一部改正)
3 中小企業信用保険法の一部を改正する法律
(昭和四十二年法律第五十三号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第三条第二項中「八千万円」を「百万円」に
改める。

4 中小企業信用保険法の一部を改正する法律
(昭和四十二年法律第四十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則第三條中「二千五百万円」を「三千五百万円」に、「五千万円」を「七千万円」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

5 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正)

6 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

(中小企業特恵対策臨時措置法の一部改正)

7 中小企業特恵対策臨時措置法(昭和四十六年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

(国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部改正)

8 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び特別小口保険」を「特別小口保険及び公害防止保険」に改める。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、輸出販売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案

輸出販売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案

案

輸出販売掛金經理臨時措置法を廃止する法律案

輸出販売掛金經理臨時措置法(昭和三十八年法律第九号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

三月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。

一、運動用品業界に対する為替差損補償等に関する請願(第九〇二号)

一、中小企業の経営安定に関する請願(第九三二号)

第九〇二号 昭和四十八年三月十日受理

運動用品業界に対する為替差損補償等に関する請願

請願者

東京都新宿区東五軒町五〇六交社
ビル内全日本運動用品工業団体連
合会内 西沢喜太郎

紹介議員 大松 博文君

通貨危機におけるスポーツ用品メーカーに対する緊急措置として、左記事項の実施を要望する。

一、円切上げの際(現時点では変動相場実勢価格)は、その為替差損金は、ほぼとも全額国庫負担とすること。もし、これがどうしても不可能な場合は、その趣旨を全幅的な内容とする考えのもとに左記の措置を必ず実現すること。

二、当業界全体に対し百億円の融資を行なうこと。

1 その内容(性質の内訳)は、
A 減産資金、B 滞貨資金、C 肩代わり資金、
D 転産資金、その他。

2 条件として、
A 長期であること、B 利息は被害の実情に

じて、(イ)全額を国庫と都道府県とで補給すること、(ロ)すくなくとも半額を同様にする、
C 無担保、保証協会なしの場合もありうることを考慮すること。

3 前記諸項目については、当業界(当連合会)代表者が窓口当局に対し具体的に説明することにより、これが急速な実現を図ること。

三、転産業の場合は、設備を国又は都道府県で買上げる。

四、当業界の一部には、前記諸点のほかに、突発的事態のために三箇月―四箇月のいつせいで休業を余儀なくされている部門があるので、これらについては休業補償等を行うこと。

五、原材料諸品の急騰は、為替問題にさらに上乗せして、業界に殺戮の相を呈している、これらについては当局は物価問題の場において真剣に取り組むこと。

第九三二号 昭和四十八年三月十二日受理

中小企業の経営安定に関する請願

請願者

大阪市生野区田五ノ四ノ二〇 青木利隆外百名

紹介議員 原田 立君

この請願の趣旨は、第五一八号と同じである。

三月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、金属鉱業等鉱害対策特別措置法案

金属鉱業等鉱害対策特別措置法案

第一条 この法律は、金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金属鉱業等」という。)の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実な実施を図るため、鉱害防止積立金の制度を設けるとともに、

使用済みのこれらの施設について鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)と相まって、金属鉱業等による鉱害を防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金属鉱物等」とは、銅、鉛、鋅、水銀、亜鉛、砒、いおうその他その採掘及びこれに附属する選鉱、製錬等の事業が終了した後においても坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれが多いものとして通商産業省令で定める鉱物をいう。

2 この法律において「採掘権」又は「租鉱権」とは、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権をいい、「採掘権者」又は「租鉱権者」とは、金属鉱物等を目的とする採掘権又は租鉱権を有する者をいう。

3 この法律において「特定施設」とは、金属鉱業等の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場(その使用の終了後に坑水又は廃水による鉱害を生ずるおそれがないものとして通商産業省令で定めるものを除く)をいう。

4 この法律において「鉱害防止事業」とは、坑道の坑口の閉鎖、捨石又は鉱さいの集積場の覆土、植栽等の事業その他特定施設の使用の終了後における坑水又は廃水による鉱害を防止するために必要な事業をいう。

(処分等の効力)

第三条 この法律の規定によつてした処分及び採掘権者又は租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の相続人その他の一般承継人に対しても、その効力を有する。

2 採掘権の譲渡又は租鉱権の消滅があつたときは、この法律の規定によつてした手続その他の行為は、当該採掘権の譲受人又は当該租鉱権の消滅に係る採掘権者の採掘権者に対しても、その効力を有する。

(使用済特定施設に係る鉱害防止事業に関する

基本方針

第四条 通商産業大臣は、この法律の施行前に使用を終了している特定施設（以下「使用済特定施設」という。）に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、使用済特定施設に係る鉱害防止事業の実施の時期及び事業量その他使用済特定施設に係る鉱害防止事業の計画的な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

3 通商産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、環境庁長官に協議し、かつ、中央鉱山保安協議会の意見をきかなければならない。

4 通商産業大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 通商産業大臣は、第二条第一項の通商産業省令の改正により一の鉱物が金属鉱物等となつたときは、当該鉱物に係る特定施設であつて当該鉱物が金属鉱物等となつた日前に使用を終了しているものに係る鉱害防止事業の実施に関する部分を基本方針に追加するものとする。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

（使用済特定施設鉱害防止事業計画の届出等）

第五条 採掘権者又は租鉱権者は、鉱山保安法第四条の規定により措置を講じなければならないものとされる使用済特定施設（前条第五項に規定する特定施設を含む。以下同じ。）に係る鉱害防止事業について、通商産業省令定めるところにより、使用済特定施設鉱害防止事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 事業計画には、使用済特定施設ごとに、実施しようとする鉱害防止事業の内容、その実施の時期その他の通商産業省令で定める事項を記載するとともに、使用済特定施設の配置図その他の通商産業省令で定める書面を添付しなければならない。

ならない。

3 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、第一項の規定による届出があつた場合において、届出に係る事業計画（同項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）が基本方針に照らし不適切であると認めるとき、又は当該使用済特定施設に係る坑水又は廃水による鉱害を防止するため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から九十日以内に限り、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、その事業計画の変更を命ずることができ、

4 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、採掘権者又は租鉱権者が第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて鉱害防止事業を実施していないと認めるときは、鉱山保安法の規定による措置をとるものとする。

（資金の確保）

第六条 国は、前条第一項の規定による届出に係る事業計画に従つて鉱害防止事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつてに努めるものとする。

（鉱害防止積立金の積立て）

第七条 採掘権者又は租鉱権者は、毎年度、鉱山保安法第四条の規定により措置を講じなければならないものとされる特定施設（使用済特定施設を除く。第十四条第一項を除き、以下同じ。）ごとに、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長が第四項の規定により通知する額の金銭を鉱害防止積立金として積み立てなければならない。

2 鉱害防止積立金の積立ては、通商産業省令で定めるところにより、金属鉱業事業団にしなければならない。

3 鉱害防止積立金は、金属鉱業事業団が管理する。

4 鉱害防止積立金の額は、当該特定施設に係る鉱害防止事業に必要な費用の額及び当該特定施設の使用期間を基礎とし、通商産業省令で定める算定基準に従い、鉱山保安監督局長又は鉱山

保安監督部長が算定して通知する額とする。

（利息）

第八条 金属鉱業事業団は、通商産業省令で定めるところにより、鉱害防止積立金に利息を付さなければならない。

（取りもどし）

第九条 採掘権者若しくは租鉱権者又は採掘権者若しくは租鉱権者であつた者は、鉱害防止積立金の積立てをしていない特定施設について、鉱害防止事業を実施するときその他当該特定施設に係る鉱害防止積立金を積み立てておく必要がないものとして通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、当該特定施設に係る鉱害防止積立金を取りもどすことができる。

（承継等）

第十条 採掘権者又は租鉱権者について相続その他の一般承継があつたときは、これらの者が積み立てた鉱害防止積立金は、これらの者の相続人その他の一般承継人が積み立てたものとみなす。

2 採掘権の譲渡があつたときは、当該採掘権者が積み立てた鉱害防止積立金は、当該採掘権の譲受人が積み立てたものとみなす。

3 租鉱権の消滅があつたときは、当該租鉱権者が積み立てた鉱害防止積立金は、当該租鉱権の消滅に係る採掘権者の採掘権者が積み立てたものとみなす。

（通商産業省令への委任）

第十一条 第七条から前条までに定めるもののほか、鉱害防止積立金の積立て及び取りもどしに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（鉱業の停止）

第十二条 鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長は、採掘権者又は租鉱権者が次の各号の一に該当するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、一年以内の期間を定めて、その鉱業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一項の規定に違反したとき。

二 第五条第三項の規定による命令に違反したとき。

三 第七条第一項の規定による積立てをしななければならない場合においてその積立てをしていないとき。

2 鉱山保安法第二十四条の二第二項並びに第二十七條第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定による命令をする場合について準用する。

（鉱業権の取消し）

第十三条 通商産業局長は、採掘権者又は租鉱権者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、採掘権又は租鉱権を取り消すことができる。

2 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四十条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

（報告及び検査）

第十四条 通商産業局長又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長は、この法律の施行に必要な限度において、採掘権者若しくは租鉱権者に対し、その業務に關し報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業場若しくは事務所（以下「事業場」という。）に立ち入り、特定施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（審査請求等についての鉱業法の準用）

第十五条 鉱業法第七十一条から第七十七條までの規定は第十三條第一項の規定による通商産業局長の処分についての審査請求について、同法第八十條の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

（罰則）

第十六条 第十二條第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に処する。

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条第三項の規定による命令に違反した者

第十八条 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第 号）第七条第三項の規定による鉱害防止積立金の管理

第七十一回国会商工委員会會議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤 正

一 四 終わり 幾とか 幾つか

三 四 六 はる はかる

五 四 終わり 七 さきた さきに